

令和4年第4回伊仙町議会定例会

会期日程

令和4年第4回伊仙町議会定例会会期日程表

令和4年12月6日開会～12月8日閉会 会期3日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
12	6	火	全員協議会	○全員協議会	
			本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 (1) 諸般の報告 (2) 行政報告 ○諮問 4件 1号～4号 (提案理由説明～答申) ○議案 7件 50号～56号 (提案理由説明～補足説明～ 質疑～討論～採決)	
〃	7	水	本会議	○一般質問 (大河議員、井上議員、美島議員 3名)	
			委員会	○経済建設常任委員会 (陳情審査)	
〃	8	木	全員協議会	○全員協議会	
			本会議	○議案 6件 57号～62号 (提案理由説明～補足説明～質 疑～討論～採決) ○総務文教厚生常任委員会所管事務調査委員長報告 ○経済建設常任委員会所管事務調査委員長報告 ○陳情審査委員長報告 (経済建設常任委員会) ○議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件 ○常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 ○閉会	

令和4年第4回伊仙町議会定例会

第 1 日

令和4年12月6日

令和4年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年12月6日（火曜日） 午前10時15分 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸般告

○日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて（提案理由説明～答申）

○日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて（提案理由説明～答申）

○日程第6 諮問第3号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて（提案理由説明～答申）

○日程第7 諮問第4号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて（提案理由説明～答申）

○日程第8 議案第50号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第9 議案第51号 伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第10 議案第52号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第11 議案第53号 徳之島地区介護保険組合規約の一部を改正する規約（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第12 議案第54号 伊仙町道路管理条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第13 議案第55号 伊仙町普通河川等管理条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第14 議案第56号 町道の認定（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代 議員	2番	久保量 議員
3番	大河善市 議員	4番	杉山肇 議員
5番	牧本和英 議員	6番	佐田元 議員
7番	清平二 議員	8番	岡林剛也 議員
9番	上木千恵造 議員	10番	永田誠 議員
11番	福留達也 議員	12番	前徹志 議員
13番	樺山一 議員	14番	美島盛秀 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也 君 議会事務局書記 芳田勇也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明 君	総務課長	久保等 君
未来創生課長	佐平勝秀 君	くらし支援課長	稲田大輝 君
子育て支援課長	久保修次 君	地域福祉課長	大山拳 君
経済課長	橋口智旭 君	建設課長	福島隆也 君
耕地課長	稲田良和 君	きゅらまち観光課長	上木博之 君
水道課長	富岡俊樹 君	農委事務局長	豊島克仁 君
教育長	伊田正則 君	教委総務課長	上木正人 君
社会教育課長	中富讓治 君	学校給食センター所長	森一途 君
健康増進課長	伊藤晋吾 君	選挙管理委員会書記長	重村浩次 君
総務課長補佐	寶永英樹 君		

△開 会（開議） 午前10時15分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから、令和4年第4回伊仙町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（前 徹志議員）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、久保 量議員、大河善市議員を、予備署名議員を杉山 肇議員、牧本和英議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（前 徹志議員）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月6日から12月8日までの3日間としたいと思いますが、ご異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日12月6日から12月8日までの3日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりであります。

△ 日程第3 諸報告

○議長（前 徹志議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より、令和4年第3回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様方のお手元に配付してありますとおりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

伊仙町監査委員より、令和4年11月分までの例月出納検査の結果、各会計への出納状況及び現金の保管状況については適正に保管されている。しかし、一部改善されるべき点も見受けられるとの報告がなされております。

また、閲覧を希望される方は、事務局に常備してありますので、ご確認ください。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

○町長（大久保明君）

おはようございます。これから、町長の行政報告を行ってまいります。議長の報告が少し短かったんですけども、私は時間がかかるんですけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

お手元に配付している資料から、重要だと思ひ時点から説明していきたくと思ひます。

9月20日に犬田布岬の慰霊塔に関する視察、意見交換会がございまして、これは、建立したハザマ組、今は安藤ハザマ組でありますけれども、その九州の部長さんが来られまして、視察して、今、この見積もりを取っている状況でございます。そして、この予算は、なかなか犬田布岬の改修・補修に関しましては、国には慰霊塔がいっぱいあるので、なかなか難しい状況です。という中で、クラウドファンディングを今後推進していきたくと思ひております。

9月29日に国土交通省の振興監が来庁いたしまして、宮本振興監でございます。NTTデータの実証実験の場所、それから、面縄港、なくさみ館、犬田布岬などを視察していただきました。

10月6日に全国和牛能力共進会が、霧島市で開催されまして、鹿児島県が2度目の、12回目でありますけれども、最優秀賞を多く取りまして、和牛日本一に再び鹿児島県が選ばれたということになります。

この中で、和牛に関しまして、県内においても、頭数においては、徳之島3町の伸び率が今一番多いというふうな話もありました。

鹿児島県は農業県として、今、北海道に次いで2位であります。5,000億農業生産額がもう目の前に来ております。

そういった中で、伊仙町も、当初50億という農業生産額から、この2年間は55億、56億という形で推進できました。その大きな要因は和牛であります。バレイショもあります。天候がよかったために、サトウキビの生育も良好でありました。伊仙町も60億という大きな目標を掲げて、さらに農業生産額を伸ばしていくことは可能であると思ひております。

10月17日には、NTTデータが、農業高校のグラウンドで自動運転をする予定でしたけれども、雨の中、急遽、体育館の中で自動運転の実証実験を行いました。

今、NTTデータが交渉している会社は、中国の会社でありまして、日本への移動がなかなか難しかったために、少し遅れた状況でありますけれども、近年、高齢者の方々の条件反射、そういうものが、反射力がかなり弱まって、アクセルとブレーキを踏み間違える等の事故が多発している中で、自動運転が早急に実施できることが必要であるわけです。

10月18日に北海道立命館慶祥高校が、80人が伊仙町のほうに民泊をいたしました。虹の会が、北海道のほうでも、自然遺産の中で、クロウサギの対策とか環境問題に活躍している情報の中で、虹の会にオファーがありまして、町内で40人を2回ずつ民泊できたということは、その方々が、総体となって全力でやったら、40人の宿泊ができたわけでありまして。

先回、大和の慰霊塔ができた頃は、伊仙町に旅館も含める100名以上の方が宿泊できた時代があるわけですから、またそういうような形で、今後民泊を中心に、また、新たな近代的なホテル等も誘

致をしていく必要があると考えております。

10月22日に、徳之島3町合同の水中遺跡シンポジウムが開催されまして、これは学芸員の方々、皆参加いたしまして、その中で今話題になっておりますウンブキの説明等もありまして、これは最近、偶然ですけれども、BSを見ていましたら、徳之島のウンブキとともに、伊仙町の犬田布岬から鹿浦川までの上空から見た隆起石灰岸の中にあるV字谷、犬田布岬の断崖等がBSで放送されておりました。もちろん、そのウンブキの中を挑戦している、潜水夫の方々の挑戦することに大変な感銘を受けました。

10月23日には、全国闘牛サミットが3年ぶりに、宇和島で大会が開催されました。

その後、農業農村の県の代表として、中央要請活動を行ってまいりました。

10月26日には、日本港湾協会創立100周年記念式典と祝賀会、翌日は、経済と暮らしを支える港をつくる全国大会に、参加いたしました。

この中で、県選出の森山裕先生が、自民党の港湾議員連盟の会長に就任いたしまして、日本港湾協会の中でも、最もトップであるということでもあります。そういうことを、鹿児島県からの国会議員が出たということは、大変誇らしいことでもあります。

この中で、岸田総理大臣が急遽挨拶することになりまして、初めて岸田総理のお話を聞きました。町村長大会では、サミットで不在で、拝見できなかったんですけども、非常に森山会長とも和やかな状況を拝見いたしました。

それから、奄美パーク開園20周年記念式典がありまして、田中一村の絵画もまた多くなってきているし、自然遺産になりまして、多くの来客数が増えてきたということでもありました。その中で、各自治体が地元の演芸を披露いたしました。

11月1日には、エアーコンピューターの新しい社長、武井社長が来庁いたしまして、この中で、去年からずっと訴えている直行便の必要性を改めて要望いたしました。

それから、ほーらい祭りが11月3日に行われまして、コロナ禍であった中で開催して、多くの島民が参加しておりました。島出身の方々が参加していたし、町の職員の人脈で、都会から有名な方々も参加していました。

11月6日には、議長、教育長も一緒になって、関西の徳洲会の定期総会及び大運動会に参加いたしました。この前日に、私も今まで面識はなかったんですけども、伊仙町出身で、ご主人は検福の方で、本人は長道の方ですけども、世界的な画家である福山様にお会いいたしまして、本当に画集が今各小中学校に出ていますけれども、外国でもかなり表彰を受けた方が、どうしてもその絵を伊仙町に寄贈したいということでもありましたので、今後、本人の希望は伊仙町で美術館を造ってほしいということでもありますので、これは急にできるわけではありませんので、近いうちに来島するということでもありますので、このような伊仙町で生まれ育った方が、世界的な画家になっているという情報は全くなかったんですけども、宮トオルさんは有名ですけども、この方は世界的な画家だということで、教育委員会、各学校に画集がありますので、時間がありましたら拝見したら

いいと思います。

それから、鹿児島県議会の建設委員会の行政視察がありました。また、県の土木部長も別件で来島いたしました。

私はもういろいろ、視察が来たとき、県議会の方々が来たとき、いつもバスの中に乗って、いろいろバスガイドさんが私に説明してくれるということでしたので、それが最近くせになって、また説明いたしました。町内のあらゆる施設等を説明いたしました。土木部長は、面縄港が目的で視察に来ていただきました。

11月12日、伊仙町食の文化祭がありまして、佐藤弘先生の感動的な講演がございました。母親が若くして亡くなった子供がどんどん成長して行って、自分で料理、食事を作るようになったというふうなほほえましい話もございました。

そして、11月15日からまた1週間ほどずっと東京のほうで、いろんな要請活動、町村長大会、奄振委員会などがございまして、この中でちょうど、これは偶然ですけども、今度はNTTデータの自動運転リーダーと、日本マルコの社長さんは、全く偶然ですけども、25年前、同じ場所で仕事をしたということで、出会って2人とも驚いておりました。今後、いろんな会社の誘致などに関しましても、こういう会社間の人脈等を活用して、いろいろ協力していく体制ができるように努力をしてみたいです。

11月17日には時間がありましたので、内閣府、伊仙町から今出向していますけども、その職員に、今度こども家庭庁というのができる、その事務局が隣にあるということでありましたので、そこの担当と1週間前アポイントを取ったら、3人の方といろいろ伊仙町の取組等について説明をいたしました。

小中学生が増えているということは、やっぱり中央でも驚きの目で見えております。彼らは、情報は知っていましたが、今後、私いつも申し上げたとおり、都会から地方へ、高齢者も含めて、戻るような流れをつくるのが重要ではないかと考えておりますので、そういうことなどを力説いたしましたし、こども家庭庁と同時に、今回、国がやっと動き出したのは、デジタル田園都市構想であります。こういうこともリンクしているわけですから、連携を取って、伊仙町がこれからどういうまちづくりをしていくかも含めて、しっかりと議会とも議論をしていきたいと思っております。

今回、これ、こういうことばかり話しちゃいけませんけども、鹿児島県選出の国会議員、越智先生が参議院議長になられたと、野村先生が農水大臣になられたということなど、また、先ほど森山先生の話もありましたけれども、先生方とほとんど毎晩のように懇親会がありまして、いろいろ情報交換をして、激励をしてきました。

それからあとは、この前マイナンバーのことを今、町は、伊仙町も取得率がかなり低いほうなんですけれども、県のほうから、副知事から、これは各自治体にはっぱをかけていると思っておりますけれども、伊仙町、もっと頑張ってもらいたいということでありました。

こういうマイナンバーは、これは強制ではありませんけれども、不安を持っている方々もいっぱい

いおるし、それを町のほうでも、鹿児島県でも、取得率をトップ10に入るぐらいの努力をしていく必要があると思います。

国、県が推進している事業に関しまして、やはりその自治体がどれだけ理解しているか、意欲があるかなどは、これ直接ではありませんけれども、この町の印象をやっぱり、伊仙町いろいろ頑張っているんだなということを与えることが大事だし、そのことのために職員が日々、そのことに集中をしていくということが大事ではないかと思います。

今、地方創生とかそういう中で、各課で職員が本当に自主的に頑張って成果を出していこうと、そして、そのことが、お互いが切磋琢磨して、町の将来のために何をしたらいいかも考えていくように、今後とも職員も、議会の方々のチェックを受けながら、叱咤激励をもらいながら頑張っていくことになりますので、どうか、話は長くなりましたけれども、伊仙町議会、そして伊仙町職員、そしてオール伊仙町で、これからみんなで知恵を出し合って、この町を誇り高い町にしていけると、それは、時代の中で要請されている人口減少問題を、この町が解決していくんだという強い強い意気込みでやっていくことがあれば、必ず実現すると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（前 徹志議員）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて

△ 日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて

△ 日程第6 諮問第3号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて

△ 日程第7 諮問第4号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて

○議長（前 徹志議員）

日程第4 諮問第1号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて、日程第5 諮問第2号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて、日程第6 諮問第3号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて、日程第7 諮問第4号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについての4件を一括して議題とします。

提出者より、提案理由の説明を4件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

令和4年第4回伊仙町議会定例会に提案いたしました諮問第1号から諮問第4号について、提案理由の説明をいたします。

諮問第1号から4号は、人権擁護委員候補者として、種子島正吾氏、栄明美氏、平美香子氏、實専太郎氏の4名を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により提案し、意見を求めるものであります。

4名の経歴等につきましては、別紙記載のとおりであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

諮問第1号についてお諮りします。本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり適任と答申することに決定いたしました。

諮問第2号についてお諮りします。本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり適任と答申することに決定いたしました。

諮問第3号についてお諮りします。本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、諮問第3号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり適任と答申することに決定いたしました。

諮問第4号についてお諮りします。本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、諮問第4号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり適任と答申することに決定いたしました。

△ 日程第8 議案第50号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第9 議案第51号 伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第10 議案第52号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（前 徹志議員）

日程第8 議案第50号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第9 議案

第51号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第10 議案第52号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、3件を一括して議題とします。

提出者より提案理由の説明を3件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

議案第50号は、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第51号は、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第52号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第50号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、議案第50号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

令和4年人事院勧告に基づき、職員の給与について改正するものでございます。本年の人事院勧告のポイントといたしまして、3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げの勧告となっております。

まず、月例給に関して、民間給与との格差平均921円、率としまして0.23%を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げる内容であります。

次に、期末勤勉手当においても、直近1年間の民間の支給実績を踏まえ、4.3か月分から4.4月分に改正し、引上げ分を勤勉手当に配分するものでございます。

施行期日は、月例給に関しては令和4年4月1日、期末勤勉手当の改正は令和4年12月1日からの適用となります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第50号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第50号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第50号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第51号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、議案第51号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

本条例中、別表第1、給料表について、伊仙町職員の給与に関する条例を基に制定されていることから、職員の給与条例の改正に伴い、今回の改正を行うものであります。

施行期日は、令和5年4月1日となります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第51号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第51号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第51号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第52号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、議案第52号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について補足説明をいたします。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行による定年年齢の段階的な引上げや、管理監督職勤務上限年齢の定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、関係10条例の規定の整備を一括して行うものでございます。

中身としまして、60歳に達した日以降における最初の4月1日以降の職員の給料月額については、当分の間、当該職員の職務給及び俸給に応じた額の7割とすることを定めるものでございます。

次に、改正地公法の施行に伴い、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員へ変更するものでございます。

また、定年年齢を65歳とし、令和13年3月31日までの間は、段階的に定年年齢を引き上げていくことについての改定でございます。

先ほど、管理監督職のこともございましたが、管理監督職務上限年齢の対象者を定めるとともに、管理監督職勤務上限年齢を60歳と定めるものであります。

この条例改正の施行月日は、令和5年4月1日でございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第52号について質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第52号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第52号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第11 議案第53号 徳之島地区介護保険組合規約の一部を改正する規約

○議長（前 徹志議員）

日程第11 議案第53号、徳之島地区介護保険組合規約の一部を改正する規約について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第53号は、徳之島地区介護保険組合の住所変更に伴う同組合規約の一部の改正につきまして、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係町の協議により定めていただく必要があります。

ご審議の上、ご承認に賜りますよう、よろしく願いいたします。

補足としまして、この前の介護保険組合の議会におきまして、伊仙町の美島議員がこのことを提案していただいて、すぐに実現することになりました。ありがとうございます。

○議長（前 徹志議員）

議案第53号について補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第53号、徳之島地区介護保険組合規約の一部を改正する規約について補足説明いたします。

今、町長からもあったんですが、改正理由といたしまして、令和4年第2回徳之島地区介護保険組合議会定例会全員協議会において、議員が当該事務所を訪れた際に、事務所が狭く業務に支障があるのではないかとこの質問があり、管理者である徳之島町長から、「職場の意見を聴いて検討したい」との答弁をしております。

このことを受け、現在の事務所から徳之島町役場庁舎の一部へ事務所を移転することとし、提案理由にもありましたが、地方自治法の規定により、関係町の議会での承認が必要なことから本議会へ上程するものです。

以上、ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第53号について、質疑を行います。

○14番（美島盛秀議員）

議案第53号、徳之島地区介護保険組合規約の一部を改正する規約について質疑をいたします。

今お話があったように、実は私が監査委員をやっておりまして、監査委員の監査のときに事務所を訪れたら、狭い事務所で柔軟に使えていないと思って、もう本当にトイレに行くにも、トイレの臭いがするぐらいの狭い状況でした。

それで、そういう中で、狭い部屋があって、そこで監査をしたわけなんですけれども、やはり職員の普段の勤務状況、そういうこと等も、こういう部屋とか狭い部屋では息苦しいのではないかなという思いをしましたので、組合議会でお願いをしたところでした。

この事務所、徳之島町の役場内に移転するという事なんですけれども、事務所の改装とカリフ

ホーム、きちんとした予算等、これについてどう検討されたのかお尋ねいたします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの美島議員の質問にお答えします。

当該事務所は、一部事務組合として設立されているものです。今回、見積りは組合のほうから徴収をするものとしております。そのこのほうの情報というのが、まだ今のところ私たちのほうに入ってきていないんですけども、それをもってまた今後、私たちのほうも検討してまいりたいと思っております。

○14番（美島盛秀議員）

この件に関してだけでなく、外部でいろいろ委託をしたり、議会等々をやるときには職員が外向しますので、その職場が明るくて、そして、きちんとした職場環境を整えていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第53号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号、徳之島地区介護保険組合規約の一部を改正する規約を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第53号、徳之島地区介護保険組合規約の一部を改正する規約は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第12 議案第54号 伊仙町道路管理条例の一部を改正する条例

△ 日程第13 議案第55号 伊仙町普通河川等管理条例の一部を改正する条例

△ 日程第14 議案第56号 町道の認定

○議長（前 徹志議員）

日程第12 議案第54号、伊仙町道路管理条例の一部を改正する条例、日程第13 議案第55号、伊仙町普通河川等管理条例の一部を改正する条例、日程第14 議案第56号、町道の認定について、3件

を一括して議題とします。

提案理由の説明を3件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

議案第54号は、伊仙町道路管理条例の一部を改正する条例、議案第55号は、伊仙町普通河川等管理条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案しております。

議案第56号は、町道の認定につきまして、道路法第8条第2項及び地方自治法第96条第1項第15号の規定により提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第54号、伊仙町道路管理条例の一部を改正する条例について補足説明があれば、これを許します。

○建設課長（福島隆也君）

それでは、議案第54号、伊仙町道路管理条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

次ページの様式第1号、第13条関係の表中の占用の期間、工事の期間の年号を削除するものであります。

次に、第55号、伊仙町普通河川等管理条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

この改正についても、占用期間の年号を削除するもので、ただいまの管理条例の一部を改正する条例をご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第54号について質疑を行います。

○8番（岡林剛也議員）

議案第54号、伊仙町道路管理条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

この様式の申請なんですけども、これは、先ほどは工事とか言いましたけども、他にどういった場合、誰が申請するのかお伺いします。

○建設課長（福島隆也君）

この道路占用については、電柱または水道、道路に関する附属物、その占用許可を出すときに使う様式であります。

○8番（岡林剛也議員）

水道、あと設備とか、町の住宅を造るときとか、町の建物を造るとかに関わる工事とかもあると思うんですけども、例えば今新築の個人の家ができていますけども、そのときにちょうど掘削したりする場合、そのときにこういう申請書は必要なのかどうかお伺いします。

○建設課長（福島隆也君）

新築の家の引込みに関しても、道路占用許可が必要であります。

○8番（岡林剛也議員）

この申請をしないで、新築工事の場合、道を掘削している人がいるという話も聞こえますが、そういったことは建設課に苦情とかは来ていないのでしょうか。

○建設課長（福島隆也君）

そういう事例は、今のところは、私のほうではまだ聞いておりません。もしあれば、その業者等には指導していきたいと思っております。

○8番（岡林剛也議員）

個人の家とかを掘削する場合、引込みとか、そのときにも看板とかは必要であるのかどうかお伺いします。

○建設課長（福島隆也君）

一応看板とかは、その辺の注意事項の看板とか、施設はつけてもらうようには指導していきたいと思っております。

○8番（岡林剛也議員）

安全管理の面からも、ぜひともそういう看板とか、あと申請、この辺はきっちりと町のほうが管理をして、しっかりしてほしいと思います。

以上で終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第54号について討論を行います。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第54号、伊仙町道路管理条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第54号、伊仙町道路管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第55号、伊仙町普通河川等管理条例の一部を改正する条例について補足説明があれば、これを許します。

○建設課長（福島隆也君）

議案第55号、伊仙町普通河川等管理条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

次のページの第2号様式、第3号様式、これも同じく年号を削除するものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第55号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第55号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第55号、伊仙町普通河川等条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第55号、伊仙町普通河川等管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第56号、町道の認定について補足説明があれば、これを許します。

○建設課長（福島隆也君）

議案第56号、町道認定について補足説明いたします。

下記の8路線を認定していただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（前 徹志議員）

議案第56号について質疑を行います。

○9番（上木千恵造議員）

質疑をいたします。先ほど全協でもご説明がありましたけれども、この道路の認定と地方交付税の関係が分かれば、詳しく説明をお願いしたいと思います。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの上木議員の質問にお答えします。

この路線、認定されれば、普通交付税の基準財政需要額の算定基礎となるものであります。今、大体ですが、1km当たり19万円、1,000m²当たり6万円の交付税が入る予定であります。

○9番（上木千恵造議員）

今、町全体で町道に指定されている道路は何か所で何mくらいあるんですか。

○建設課長（福島隆也君）

今認定されている道路が372路線、距離にして321.958kmであります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○8番（岡林剛也議員）

議案56号、町道の認定について質疑をいたします。

最近、ここにあるのは大体が農道のような関係だと思いますけども、個人から、もう自分で管理できないので、町に管理してほしいということで、町に寄贈する、私道を寄贈するという、多分お願いも結構来ていると思いますけども、その場合の町が引き受けるのと引き受けないというのは、多分あると思います。その基準があれば教えてください。

○建設課長（福島隆也君）

先ほどの全協の中でも説明した説明資料の中にありますように、基準要項をつくっております。その要項の中に、町道認定の要件として、幅員が4m以上、延長が50m以上、排水施設があるかないか、道路の形状が極端に屈曲したり道路勾配が著しく急でないもの等の条件等をつけております。

○8番（岡林剛也議員）

ということは、その条件を満たせば、もう無条件で引き受けてくれるということですか。

○建設課長（福島隆也君）

無条件というより、土地が、明確に境界が確定しており、集落というか、民間の公共施設等、町の町道として認定されている。先ほどの要項の中にもありますように、同意申請書、承諾書等の様式もあります。その条件が合えば認定をする予定であります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第56号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第56号、町道の認定を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第56号、町道の認定は、原案のとおり可決することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は、12月7日午前10時から開きます。議事日程は一般質問であります。お疲れさまでした。

散 会 午前11時13分

令和4年第4回伊仙町議会定例会

第 2 日

令和4年12月7日

令和4年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年12月7日（水曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（大河善市議員、井上和代議員、美島盛秀議員）3名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代議員	2番	久保量議員
3番	大河善市議員	4番	杉山肇議員
5番	牧本和英議員	6番	佐田元議員
7番	清平二議員	8番	岡林剛也議員
9番	上木千恵造議員	10番	永田誠議員
11番	福留達也議員	12番	前徹志議員
13番	樺山一議員	14番	美島盛秀議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君

議会事務局書記 芳田勇也君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	久保等君
未来創生課長	佐平勝秀君	くらし支援課長	稲田大輝君
子育て支援課長	久保修次君	地域福祉課長	大山拳君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	福島隆也君
耕地課長	稲田良和君	きゅらまち観光課長	上木博之君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長	伊田正則君	教委総務課長	上木正人君
社会教育課長	中富讓治君	学校給食センター所長	森一途君
健康増進課長	伊藤晋吾君	選挙管理委員会書記長	重村浩次君
総務課長補佐	寶永英樹君		

令和4年 第4回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	大河 善市 (議席番号3)	1. 農家支援等について	①肥料価格高騰対策事業について問う。	町 長
			②堆肥センター運営の現状と施設の整備体制について問う。	
			③糖業振興会事務運営での問題事項及び採苗作業体制維持に向けて改善等がなされたのか。また、さとうきび作付面積確保に向けての取組みについて問う。	
			④畜産農家救済対策措置及び飼料高騰に伴う町内畜産農家への取組み及び支援体制について問う。	
		2. 町内幼稚園及び保育園について	①幼稚園の給食提供及び無償化の現状の取組みについて問う。	町 長 教 育 長
			②町内保育園における保育料の対象範囲及び認定こども園の保育料について問う。	
③0歳児から年度途中で3歳となった子どもの保育料の無償化について問う。				
2	井上 和代 (議席番号1)	1. マイナンバー登録の現状について	①マイナンバー登録をすることによりどのような利点があるのか。また、伊仙町独自の活用等があるのか併せて問う。	町 長
			②伊仙町の登録状況はどのようになっているのか問う。	
			③マイナンバー登録手続きに関し様々な工夫をされていると思うが、それでも進まない状況について問う。	
			④高齢者や視覚障がい者などの手続きに対する支援はどのようになっているのか問う。	
		2. 待機児童の対応について	①1歳未満児の保育園入園が難しい状況にあるようだが各園の1歳未満児の受け入れはどのようになっているのか問う。	町 長
			②保育士確保に対し、町としてどのような対策をとっているのか問う。	
			③待機児童の保護者に対するフォローはどのようになっているのか問う。	

3	美島 盛秀 (議席番号14)	1. 大久保町長の政治姿勢について	<p>1. 大久保町長の6期目就任から1年となります。これまで5期20年間に解決できなかった諸問題をノーサイドで取り組むと答弁していたが、下記事項についてどのようなになっているのか問う。</p> <p>①伊仙町堆肥センター使途不明金の件について。</p> <p>②多世代交流機能拡張備品購入事業における備品未納問題の件について。</p> <p>③糖業振興会における使途不明金の件について。</p> <p>④指名入札の件等について問う。</p> <p>⑤職員に対する綱紀粛正の徹底はなされているのか問う。</p> <p>⑥上記の観点から、これまで約2年間の副町長不在による町政運営へのデメリットは大きいと考えるが、今後の副町長人事をどのように考えているのか問う。</p>	町 長 教 育 長
			2. 教育行政と闘牛文化の関係性についてどのように認識しているのか。第3回定例会(9月議会)で前向きな答弁があったが、その後の取組みについて問う。	町 長 教 育 長
			3. 役場新庁舎建設について、工程管理計画に沿って計画通りに工事が進んでいるのか問う。	町 長

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（前 徹志議員）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、大河善市議員の一般質問を許します。

○3番（大河善市議員）

町民の皆様、おはようございます。議席番号3番、大河善市です。ただいま議長より許可が出ましたので、令和4年第4回定例会において一般質問を行います。

まず最初に、先日の臨時議会で予算承認されましたプレミアム商品券追加販売されますが、物価高の中での多くの町民からの要望を踏まえ、前回購入ができなかった方への支援ができることに対し、感謝を申し上げます。

それでは、一般質問通告に従いまして質問をいたします。

1、農家支援等について、①番、肥料価格高騰対策事業について問う。②堆肥センター運営の現状と施設の整備体制について問う。③番、糖業振興会事務運営での問題事項及び採苗作業体制維持に向けて改善等がなされたか、またサトウキビ作付面積確保に向けての取組について問う。④畜産農家救済対策措置及び飼料高騰に伴い、町内の畜産農家への取組及び支援体制について問う。

2番、町内幼稚園及び保育園について問います。

①幼稚園の給食提供及び無償化の現状取組について問います。②町内保育園における保育料対象範囲及び認定こども園の保育料について問います。③番、ゼロ歳から年度途中で満3歳になった子供の保育料の無償化について問います。

これで1回目の質問を終わり、2回目以降は自席で質問を行います。

○町長（大久保明君）

おはようございます。大河善市議員の質問にお答えいたします。

詳細については、担当課長及び関係の方から答弁をしていただきます。

私のほうからは、今コロナが3年を過ぎようとしております。また、ウクライナの戦争も半年以上を経過しております。間もなく2月で1年になるわけですが、そういった世界状況の中で、私たちが中央要請などを行っていたときに、いろんな情報を集めてみますと、またいろいろ最近の国会での情報などを集めてみますと、まず農業問題については、日本の農業自給率は37.8%という形で、これは先進国の中では圧倒的に低い状況でありますし、また少子化問題などもこれから大きくかじを切っていかなければならない中で、私たちはこのことを、逆に国は相当自給率を上げていかなければなりません。

そのための対策が、予算が大きく増えていかざるを得ないわけでありますけれども、例えば林がほとんど輸入、時間もかかるし、高額になっている中で、この2番目にあります堆肥センターのこれは、性能をさらによくして増やしていくということは、絶対に必要なことであると思います。

そういった中で、この伊仙町の農業にしても、それからこれは国のほうで、今はほとんど新聞にも出ていますけれども、小麦の輸入がほとんどできなくなってくる中で、米粉でパンを作るという技術も相当研究されて、近いうちにできるという状況でありますので、そういったことを考えてみたときに、伊仙町の農業生産額が55億、56億から60億を目標にすることにもなっておりますし、今後、農業が自給率を100%に近づけていく努力を日本はしていかなければならない中で、伊仙町も農業政策に対する予算をこれから優先的に増やしていかなければなりません。そういった中での町も、また自治体もしっかり考えていかなければなりません。

それから、2番目のこの子育て支援に関しましても、国は、今まで以上に出産祝い金を増やしていくということも明言しておりますし、それから保育園、保育士の環境整備などもしていかなければならないわけでありますので、伊仙町のこの出生率を維持していくと、さらに子供たちを増やしていくと、伊仙町に行ったら子育てがしやすい町だということアピールして、出身者の方々、また自然遺産になった中で、地方移住の方々も出てくる、このような社会の状況を私たちは、これをチャンスというか、奇貨として、奇貨というのは、これをうまく、上手に政策変更をしていくということも大胆にやっていけると思います。

今、子育て支援等に関しましては、国が、伊仙町などが取り組んできたことを、また強力で推進していきますので、そういった大局的な中で、今日、またいろんな議論ができたかと期待しております。よろしくをお願いします。

○3番（大河善市議員）

はい、ありがとうございます。

それでは、担当課長のほうにお聞きをしますが、先般、義名山体育館で開催されました事前説明会に、午前、午後、2回開催されたと思いますが、何名程度の農家の方がこの説明会に参加をされたかをまず伺いたいと思います。

○経済課長（橋口智旭君）

大河議員の質問にお答えいたします。

まず、肥料価格高騰対策事業について、少し説明いたします。

こちらは、本年肥料の値段が相当高騰し、喫緊の課題となっておりますが、この対策といたしまして、国及び県のほうが事業を発出いたしております。

国におきましては、肥料のコスト増加分に対しまして70%を補填する、県におきまして残りの30%のうち15%を補助するといった流れになっております。

そこで、町としても何とか支援できないかということで、去る11月29日に行われました臨時会におきまして、町の予算といたしまして3,500万円計上させていただき、可決いただいたところでござ

います。ありがとうございます。

ただいまの質問ですが、農家説明会、去る11月25日に開催いたしまして、午前、午後、合わせて約180名程度の農家の参加がございました。

○3番（大河善市議員）

次に、先ほど答弁でありましたが、さきの臨時議会で肥料高騰対策事業の町の助成3,500万が計上され可決されましたが、事前の説明会で課長が説明をしましたが、JAを除いて何業者の調査をし、その後、経済課で把握した中で、総額をどれぐらい計算し、町が3,500万に決めた積算基礎を教えてくださいたいと思います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

肥料の販売量を調べた事業者につきましては、JA以外で5事業者ほど詳細を尋ねております。

その中で、去年の肥料の払出し量、これに本年高騰後の単価を掛けまして、本年の合計販売見込額が伊仙町だけで11億3,300万円となっております。この価格に対する補助といたしまして3,500万円計上させていただきました。

○3番（大河善市議員）

これについては、JAはもちろんですが、町内ではJA天城さんを利用する農家さんもいらっしゃるかと聞いておりますが、この辺も積算基礎の中に入っているか伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

JA天城より肥料を購入している方、もちろんいらっしゃいます。本積算に当たりましては、JA天城のほうにも問合せを行っております。

○3番（大河善市議員）

はい、ありがとうございます。町内では5業者という、販売をしている農家、南西テクノさんもありますが、5業者以上、私はあるという認識を持っておりますが、それで積算を11億にしたという事で、町の助成を3,500万に積算したということですが、これについて3,500万で十分足りるといふ積算をしたということによろしいですか。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

JA以外の問合せ事業者につきましては、こちら県からの情報を基に問合せを行っております。肥料の販売について許可を取っている事業者でありますとか、その他販売を行っている事業者の情報もございましたので、そういったところに問合せを行っております。

積算の中におきまして、今年のパレイショについては、商系分についてオール14等、入手が困難ということで、JAのほうの数量に様々な計算をしまして、事業費を積算しておりますので、3,500万円で足りると考えております。

○3番（大河善市議員）

はい、ありがとうございます。

では次に、今度申請について伺いますが、J A及び商系の1か所から購入した場合は、申請手続は1か所で済むということを知っていますが、2か所以上で購入、3か所とか、J A以外で商系とかを購入した場合は、申請手続がどのような手続を取るのか教えていただきたいと思えます。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

本事業の取組実施者、こちらは、国、県が示しているスキームでございますが、J A及び肥料の販売事業者、またJ A以外で肥料を購入した農業グループをつくって申請してくださいというふうになっております。

そこで、本町におきまして、肥料の販売事業者等に参集いただき、本事業の取組実施者になるかどうかといった打合せも行っております。

その中で、事業者において申請を行うのは難しいということでしたので、本町の担い手協議会を用いまして、一括でJ A以外の肥料につきましては申請を上げる予定としております。

○3番（大河善市議員）

私が聞いているのは、J A以外、2か所でした場合はそれぞれ別々の手続が2回、農家としては手続が必要ということかを伺っております。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

J A及び商系から購入した方につきましては、それぞれの取組実施者に対しまして申請書を提出しなければいけませんので、2回の手続が必要だと考えております。

○3番（大河善市議員）

じゃ、今の質問を踏まえて、次に伺いますが、もうすぐこの申請手続があると思いますが、今おっしゃったように、両方から買った場合、2回申請手続が必要という答弁でしたが、この申請手続をじゃどのように、役場がやるのとJ Aがやるのが別々な申請でやるのか、1か所集めて、農家の利便性を考えて何日間、同じような場所でやるのか伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

事業の受付につきましては、本町担い手協議会におきましては、12月の21日から23日の間、義名山体育館で受付を行う予定としております。

J Aにおきましては、19日から23日、義名山体育館、同会場により行うこととしておりますので、両方に申請される方も一度に申請できるような形を取らせていただいております。

○3番（大河善市議員）

私もこれを質問する前、いろいろ調査、聞き取りをしたんですが、そうすると、J Aさんと役場

と同じ日にならないで、J Aさんがちょっと前になるということで、農家としては2回行ったりするということが出てくる可能性もありますので、その辺は調整して、体育館2か所、場所もありますので、同じようにJ Aと役場の申請が同一にするようなことは考えないか伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問でございますが、町の受付におきましては、経済課全職員で対応に当たることとしております。

その中で、1週間程度全職員で対応してしまうと、その他の業務もございますので、他の業務に影響が出るということで3日間とさせていただきます。

○3番（大河善市議員）

課長、私が言っているのはそういうことじゃなくて、農家目線で見ると、同じ日にできないかということ、農家がJ Aに行っていて、また次の日か何日後か役場でまたするという、2回も農家が申請、両方から申請手続をする場合ですよ。

だから、同じ日に申請手続をして1日で済ますような対策ができないか、それ職員が全部行くかという問題じゃなくて、農家のほうの立場になってできないかということをお伺いしております。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、J Aが19日から23日、義名山体育館において、町が21日から23日、義名山体育館において、同会場において申請受付をいたします。

この3日間は重複する日程となっておりますので、農家の方には、両事業者に申請をする場合には、この3日間において受付をしていただくよう依頼するところでございます。

○3番（大河善市議員）

決定されたということであれば仕方ないんですが、できたら両方から買っている方もいるわけですので、農家的な立場で。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（大河善市議員）

今の質問については、同じようになるということですので、分かりました。

次に、この要件メニューを見てみると、今から肥料散布、緑肥、種子の散布等をして要件等も満たせるということをお伺いしておりますが、こうなった場合、来年度以降のいろんな肥料散布、種子散

布等の注文が増えてくることが予想されますが、来年度以降、こういうことを踏まえての予算措置が取る予定になっているかどうか伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

議員がおっしゃっているのは、事業を申請する際の取組についてでございますよね。（「はい」と呼ぶ者あり）その中で、もちろん緑肥の播種、すき込み、また堆肥の散布等ございますが、我々もどうやって農家が取り組みやすいメニューを行うかということで、バレイショにおきましては、植付けの際の条まき散布、また耕運前の畜産の飼料作の残渣のすき込みなどにより土づくりを行うといった内容を県のほうに認めていただきまして、より簡単に申請ができるようにしてございます。

予算額につきましては、肥料の散布、また緑肥、種子の散布等を行っておりますが、予算に限りがあることもございます。

また、他の事業との優先順位等もございますので、今のところ増額は考えてはおりません。

○3番（大河善市議員）

課長、この申請、来年へかけても肥料散布とか、種子をしても該当メニューになるということを知っているものでお尋ねしているのですが、そうなれば、来年度にはこの要件を満たすために農家が種子とか、散布の申込みが多くなってくることが予想できないかということをお伺いしております。

○経済課長（橋口智旭君）

質問にお答えいたします。

堆肥散布の要望等は多くなることは予想しておりますが、財政上の問題、また優先順位等を考えさせていただき、ただいまのところは、先ほども申し上げましたが、予算額の増額については、検討はいたしておりません。

○3番（大河善市議員）

再度またお願いなんですけど、この農家が要件を満たすために手っ取り早くできやすいのがこの肥料散布、緑肥、種子を来年度もやれば、何か要件ができるということを知っているために、農家がそういう簡単にできるメニューに対しての予算措置については、次年度を考える必要があるんじゃないかということで、経済課のほうにもそういうことを考えていただけないかという質問です。

○経済課長（橋口智旭君）

質問にお答えいたします。

農家がいかに容易に申請できるかということについてですが、こちらバレイショを例に出しますと、鹿児島県本土、また北海道の植付けにおいては、肥料を全面散布、全面施肥後に植付けを行っております。

徳之島では、主流に条まき散布において植付けを行っているとありますが、その条まき散布、これまで行ってきた取組を県のほうに申し出て、認めていただいたところでございますので、新たな

取組をしないでもいいような形づくりを行ってまいりました。

また、飼料作のすき込みにつきましても、夏場飼料作を植えた後にすき込む際に、その写真等を撮っていただければ、それも土づくりの一環に対する取組として認めていただいたところでございますので、農家の方には容易に申請ができるような形を取らせていただいております。

○3番（大河善市議員）

課長、農家としては、特にバレイショ農家としては、作業が全て終わって、今、培土時期になっているわけですね。その要件を満たすことを私は、来年度以降そういうことをすれば、要件対象になるということを知っているもので、それに対して全て農家は培土作業も終わっている中で、すき込みとか、今から写真を撮るわけにもできませんので、来年度そういう事業、堆肥散布とか、そういう緑肥のすき込み等もしたら、移行したら要件になるということを知っていますので、来年度以降そういうことも予算化、増額等を考えられないかということを知っているわけですね。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

本事業の取組につきましては、国のほうが示していますのは、2年間において取組を実施してくださいということですので、来年度取り組んでいただき、その写真等を提出していただきたいと考えております。

来年度の予算等については、条まき施肥、また飼料作の播種等については、それぞれの営農によるものですので、そこに補助をつけるといった検討は、ちょっと今のところはすることができないのかなと考えております。

○3番（大河善市議員）

今、課長の答弁では、来年度以降もそういう作業をすれば要件になるということでもありますので、町長をはじめ、執行部は、農家がこの要件にできるような、来年度そういう作業をすれば、この助成を受けられる要件になりますので、私はそういう予算化を今やっている中で、もうちょっと上積みをして、農家が多く事業に参加できる要件を整える予算化ができないかということです。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時36分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（大河善市議員）

課長、農家が今までどおりの作業をすれば要件にできるということを知りましたので、分かりま

した。

次の質問に移ります。

この間のその説明会で、農家からどのような質問等が多く寄せられたかを簡単でいいですが、説明をお願いします。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

農家からの質問についてですが、本事業は来年継続するか等の質問がございましたが、こちら国からまだ示されておりませんので、はっきりとしたお答えはできなかったところがございます。

また、議員からの今ありました質問もございましたが、こちら農家に対しましては、簡単に取組ができるメニューづくりを行っているということで説明をいたしております。

○3番（大河善市議員）

はい、ありがとうございます。農家の中には、先ほど課長は支援策の説明でありましたが、中には百何十名しか参加をしておられませんので、参加していない人がほとんど、9割ぐらい農家のうちで参加をしていない方がいらっしゃると思いますが、いろんな情報が少なく、農家としては実際問題、ジャガイモ等に使う肥料がおおよそ前年度と比べて2,000円程度上がっているわけですので、それに対する助成が受けられるというような農家として誤解等もありますので、この間、12月5日、奄美市のこの対策についての、また申請手続についての広告が新聞に載っておりましたが、内容を私が疑問に思っている点等について分かりやすく新聞広告がありましたが、ぜひこういうことを参考に、今からでも遅くはありませんので、農家に分かりやすいチラシ等を配布して、全ての農家がこの事業に申請をして、国からの助成が受けられるようなチラシ等を作成して配布をする考えがないか伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

本事業の周知におきましては、11月の経済課日より、また今後の予定といたしまして、12月の経済課日より、受付開始前の防災無線、またMBC放送のデータ放送などにより周知を図っていく予定としております。

その中で、分かりにくいことにつきましては、JA及び経済課のほうに問い合わせいただければと考えておりますので、そういった連絡先も掲載してございます。

○3番（大河善市議員）

よろしく申し上げます。

次に、2番の堆肥センター運営の現状、施設整備体制についてをお願いします。

○経済課長（橋口智旭君）

②の質問にお答えいたします。

現在の堆肥センターの状況でございますが、夏散布完了いたしまして、約20haに散布を完了して

おります。

施設の整備体制につきましては、管理者によりホイールローダーが導入されているところでございます。

○3番（大河善市議員）

令和4年4月から運営者が変わっているわけですが、堆肥センターが現在まで散布した製品等について、農家等からの堆肥に対するクレームという事例はなかったかを伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

特段役場のほうにクレーム等はございませんでしたが、議員から連絡をいただきまして、堆肥センターのほうに確認したところ1件、何かごみのようなものが混在していたというクレームがあったということは伺っております。

○3番（大河善市議員）

そういう堆肥にごみ等がしないような対策を私も聞いたところ、十分何か取っているという現場の声でありました。そういうことがないように、またご指導をよろしくお願いをしたいと思います。

次に、先般堆肥センターを視察する機会がありましたが、その際、未使用バカスが多く処理されないで残っていましたが、現状どういう状態になっているかを伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

堆肥センターに積まれておりましたバカス、こちらは未使用のバカスではなく、畜産農家の使用に対する利便性を考慮し、雨ざらしをしないようにするために、堆肥センターのほうに搬入したところでございます。その後、順次畜産農家のほうに配布しているところでございます。

○3番（大河善市議員）

現場を見たときの量から、現在はどの程度減っているか教えていただきたいと思えます。

○経済課長（橋口智旭君）

現状につきましては、現在、空っぽになっているところでございます。

○3番（大河善市議員）

この間確認したところ、3分の1程度処理をされたという話を聞いておりますが、そういう点は確認をしたかどうか伺います。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

議員のおっしゃるというのは、バカスではなく、全事業者による積み置きされたものことだと思いますので、それにつきましては、現在、3分の1程度は処理できております。

また、現在も春の散布に向けて堆肥の製造を行っておりますので、そこにも順次投入していつているところでございます。

○3番（大河善市議員）

それは私のまた質問の間違いだったと思いますが、順次して向こうに積み置きされていたのは処理して、春までにはなくなるということよろしいのでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

当初の予定では、本年度中にどうにか処理をしていきかけたのですが、いかんせん堆肥の積み置き状態のもの体積量が多いということで、またエネルギー源も抜けていますので、そこに新たな畜産のふん尿を投入しなければ発酵に進んでいかないといったこともございますので、本年度での処理はちょっと困難かなとは感じております。

○3番（大河善市議員）

はい、分かりました。

次に、堆肥センター、この間視察をしたときも見ましたが、向こう、奥のほうにある攪拌機はずっと使われない状態が続いていると思いますが、現在、一番堆肥生産の中でも重要な攪拌作業等は機械がない中で、どのような処理方法で行われているのか、また小袋、15kg袋の設置をする機械等は現在使用がされているのかどうか、そういう15kg、小袋での販売等を現在行っているかどうか併せて伺いたいと思います。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

現在の堆肥の切り返しについてでございますが、現在はホイールローダーで行っているところでございます。

また、個別の袋詰め、こちらの袋詰め機も稼働できない状態でございますので、現在は袋詰めの販売は行ってはおりません。

○3番（大河善市議員）

はい、分かりました。

次に、畜産農家から堆肥の引き取り、またバカス販売をしてほしいとかいうのに対してどのような体制が堆肥センターでは取られているのか伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

指定管理業者の運用の状況でございますので、私のほうで把握しているところではございませんが、都度農家から連絡が来ているというふうには伺っております。

○3番（大河善市議員）

そういうことも含めまして、農家がどこに行ってもいいか分からないところもありますので、堆肥センターでのそういう状況等も経済課が毎月発行しております経済課だより等にも掲載して、農家にそういうことを分かりやすい掲載等も行われないかをお聞きします。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

堆肥の散布事業等を開始する際には、経済課だより等で広報しているところでございますが、バカスの販売、牛ふんの回収といったところ、こちらは民間の団体の情報でございます。

また、あちらの運営状況により、配達できる時期、できない時期、回収できる時期、できない時期がございますので、堆肥センターの連絡先等は経済課だよりで周知してまいりたいと思います。

○3番（大河善市議員）

はい、分かりました。堆肥センターが農家に利便性ができる体制を、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、堆肥センター建設からおおよそ30年ほど経過していると思ひますが、この間視察等でも見ましたが、全然使用できない攪拌機、袋詰め機等もあつたり、前の質問でも行ひましたが、今、堆肥の需要が多くなつてきて、ペレット化の機械等もできないかという要望等もしてありますので、この辺についてどのような計画を持てているかを伺ひます。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

現在、使用できない攪拌機及び機械等につきましては、早急に売り払い、また処理等をしていきたいと思ひております。

さらに、今後、堆肥の需要が多くなるという傾向にございますが、それにつきましても農家の利便性を考えまして、今後、ペレットを製造する機械の導入などといった検討を行つており、現在、見積り等をいただいているところでございます。

○3番（大河善市議員）

よろしく、そういう導入等について前向きに進めて、農家が使用しやすい堆肥づくりに励んでいただきたいと思ひております。

次に、③番の糖業振興会事務運営の問題事項及び採苗作業体制維持に向けて改善等がなされたか、サトウキビ作付面積確保に向けての取組について伺ひます。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

採苗作業の体制についてでございますが、以前も説明いたしましたが、採苗班が採苗を行ってから請求が役場のほうに届き、振り込み処理をするまでに相当の時間がかかっておりました。

この春に向けましては、現在、原料事務所と打合せを行っている段階ですが、2週間に1回程度締めの日をつくり、南西糖業のほうで事務処理を行って、その後、早急に請求を出していただくといった体制を取りたいと考えております。作付面積、各方に向けた取組でございますが、本年夏植えにおきましては補助率を大幅にアップし、作付を行ってきたところでございます。

○3番（大河善市議員）

糖業振興会の事務についてですが、令和4年度の糖業振興会の予算でも事務員の雇用が計上されていると思いますが、現在、なぜ雇用をしないで、役場の糖業担当の方が糖業振興会の事務をされているのか伺いたいと思います。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

雇用をしていないのではなく、もちろん予算組みもしております。その中で、これまで様々な案件等生じております。そういった中で、人を探してもなかなか募集がない状況にございます。

○3番（大河善市議員）

現在は、雇用の募集をかけても入る人がいないという理由だということですか。それでは、これから製糖期も始まり、事務作業も忙しくなるわけですので、ぜひ募集等を再度かけて、事務員を募集することが望ましいんじゃないかと思いますが、その辺について伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

我々としても、一刻も早く事務員を雇い入れたいとは考えております。その中で、南西糖業、また様々な関係機関のほうに人材の情報提供等をいただいているところでございますが、本振興会においては、まだ働きたくないといった声が大きくなっているところでございます。今後、またそういった情報があれば、随時情報提供をいただければありがたいと思います。

○3番（大河善市議員）

はい、分かりました。

次に、採苗作業員への日当遅延問題について、私、6月の議会でも質問しましたが、事務局の答弁ではそういうことはないとかいう答弁でありましたが、ぜひ南西糖業、それから採苗作業員の何か代表者みたいな方がいらっしゃるということでありますので、この方との話し合い等を持って、事務作業の統一を図ったりすることを周知して、今、私が一番心配しているのは、この方々が辞めた、その日当の遅れ等が発生して嫌だとかになった場合、こういう作業の成り手が少ないと思うんですよ。ぜひこういういろんな遅れ等の問題については話し合いを持って、スムーズな事務執行していただい

て、今やっている方々を長く続けるようなことが必要だと思いますが、この辺についてどう考えるか伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたが、次の春植えに向けましては、2週間に一度程度締切りの日を設けるよう南西糖業と原料事務所のほうと協議を行っているところでございます。その後、採苗班全員を集めまして周知を行う予定としております。

○3番（大河善市議員）

ぜひ課長、そういう事務改善、また話し合いを持って、こういう方々が長く作業を続けられるよう対策をよろしくお願いをしたいと思えます。

次に、今期、春植え180ha、夏植え90haですか、植付けができたと思えますが、この中で、採苗作業が調べたところ、夏植えでは採苗作業に委託して業に係ることで植付けができた比率が84%、採苗作業によって植付けができております。

夏植え90haに対して採苗作業の比率が48%と聞いておりますが、伊仙町では春植え型がキビの比率を占めておりますので、先ほどもありましたが、採苗作業に係る比率が大きいので、そしてまた令和4年度の町の施政方針でも、この採苗作業の支援活動がうたわれておりますので、ぜひ採苗作業員への支援等もよろしくお願いをいたしますが、この問題について、課長どういうふうに見解を伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

採苗班につきましては、3町におきましても、伊仙町のみにおいて運用されているところでございます。徳之島町、天城町につきましては、こういった採苗班への助成等は行っていないところでございますので、ご理解いただければと思えます。

また、本町のサトウキビにおきましても、現在、春植え、株出しが大変多い状況でございますが、本町は、徳之島町、天城町に比べ、夏場の干ばつも当たりやすいということで、現在、我々は夏植えを増やす取組について、支援等を重点的に行っているところでございますので、よろしくお願います。

○3番（大河善市議員）

はい、よろしくお願います。

次に、サトウキビ面積の確保に向けては、農家の高齢等がありますが、ビレットプランターの植付けが主流になっていくと思えますが、令和5年度以降、作業時のビレットプランター使用助成措置についてどういう考えかを伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

次年度のビレットプランターの植付けに対しましても、本年度並みの補助を考えているところがございます。

○3番（大河善市議員）

これを聞いたのは、令和5年の春植えについては、来期の春植えについては、南西糖業は何か植付け助成をカットか、しないかというようなことを聞いておりますので、だんだん主流になっていて、特に夏植え等については、ほとんどビレットプランター型に移行していくと思いますので、そういう助成等も、またよろしくお願いをしたいと思いますが、これについて伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

先ほども申し上げましたが、ビレットプランターの植付けについても、本年度並みの補助を計画してございます。

○3番（大河善市議員）

はい、よろしくお願ひします。

次に、④番について、回答をよろしくお願ひします。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

畜産農家飼料高騰に対する支援体制についてでございますが、こちら国におきましては、令和3年度補正予算、令和4年度の予算により約750億円程度が異常補填の基金へ積み増しをされております。

また、併せて新たに飼料価格高等緊急対策事業の実施が決定しているところでございます。こちらの事業につきましては、現在、我々に詳細がまだ届いていない状況でございますが、詳細が届き次第、農家のほうに周知を図ってまいりたいと考えております。

○3番（大河善市議員）

課長答弁もありましたが、今、畜産農家におきましては、飼料価格の高騰、肥料価格の高騰、購入乾草の高騰、またラッピング作業での作業代の値上がり等、農家負担の増加、また子牛価格が11月で、去年比率で、平均で13万ほど平均価格が下落している現状もありますので、特に経営規模拡大をした農家や大規模農家においては、経費負担増や借入金支払いで経営が厳しい現状でありますので、群内で何か所かの市町村が実施をしている畜産農家経営安定支援事業等を導入して、町よりそういう事業等を実施して農家支援ができないかを伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

畜産農家飼料等に対する補填でございますが、こちらまずは国のほうが通常補填、異常補填等の制度を設けて実施しているところでございますので、まずはそういった事業の活用を図っていただきたいと考えております。

また、その中でも、徳之島以外の他市町村におきましては、少なからず畜産農家への支援等が発出される予定といったことは伺っておりますが、徳之島におきましては、奄美群島内におきまして

非常に生産牛の飼養頭数が多いところがございますので、それなりに予算のほうも使っていかなければならないということもあります。限りある予算の中でございますので、優先順位をつけて、今後検討してまいりたいと考えております。

○3番（大河善市議員）

肥料価格高騰対策事業については、助成を受ける比率は、バレイショ農家が支援を受ける比率が大きいと思います。

また、サトウキビ農家については、この間新聞報道でも、国が補正予算等によって資材、農薬等の助成が検討されているという報道がありましたが、町内の伊仙町で農業生産販売額が大きい畜産農家の助成をぜひ検討ができないかを伺いたしたいと思います。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

まず、肥料対策におきましては、こちら受ける作物といたしましては、作物の生産面積においては、1番はサトウキビ、次に畜産、その次にバレイショを見込んでいるところでございます。

先ほども申し上げましたが、畜産に特化した事業となりますと、それなりの予算も確保しなければなりませんので、今後検討してまいりたいと考えております。

○3番（大河善市議員）

はい、ありがとうございます。ぜひ今、畜産農家においては大変厳しい現状もありますので、限られた予算の中でそういう支援策がまたできるかの検討を願って、経済課の質問を終わります。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時17分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（大河善市議員）

それでは、2番目の町内幼稚園及び保育園について、①幼稚園の給食提供及び無償化の現状の取組についてを伺います。

○教育長（伊田正則君）

大河議員の質問にお答えします。

現在、面縄小学校と伊仙小学校に幼稚園が設置されていますが、この幼稚園生の給食を考えると、給食のコンテナを置く場所と、そして幼稚園生園児が給食を食べる場所、この場所を小学校の施設で確保できるかどうかというのが大きな課題です、まず。

そこで、もし確保できなかった場合は、幼稚園に新たにコンテナを保管するコンテナ置場の建設

や、そこから雨の日も安全に幼稚園まで食缶とか、食器等を運ぶ通路の整備が満たされないと、なかなか難しいかなと思っています。

また、小学校で現存するコンテナ置場を使う方法や小学校の校舎内を使う食べる場の確保というのも考えられますが、このためには現在の小学校のコンテナ置場を改修しないと、コンテナが幼稚園の分まで入り切れないという問題もありますので、この小学校のコンテナ置場を改善する、または小学校の施設の中で園児の給食を食べさせる場をつくるというようなことになった場合に、また教室の確保、または教室の中でも机の高さ等の、小学生と違いますので、机の準備とか、また配膳台の準備とか、または教室の中では、エアコンの入っていない場所等での給食も可能性として考えられますので、そういう環境の準備とか、こういうのも満たさないと、なかなか実際給食の実施のほうには難しいかなと思っています。

また、センター内の課題としましても、コンテナや食器、食缶等を幼稚園児の分を準備すること、または調理員の増員が、今ぎりぎりの段階で運営していますので、その増員も必要かなと思っています。

細かいことなんですけど、もし小学校と幼稚園とのコンテナを運送するトラックが違った場合は、小学校の今管理職がしている検食の部分を幼稚園の先生が検食しなくてはいけないと、この運送ルートが違った場合の検食のところでちょっと問題が出てくるかなと思っています。

いろんな問題を抱えていますので、令和5年度、来年度は、この実施に向けた環境整備を進めていくことを念頭に今考えて、教育委員会では取り組んでいるという現状です。

○3番（大河善市議員）

ただいま教育長のほうから問題点、また実施について伺いましたが、令和4年3月の定例会の議案審議の中で、前教育長が答弁で、幼稚園の給食提供無償化の開始時期を令和6年という表現を使わないで、再来年度から計画開始を進めているという答弁をしたとしてありますが、この答弁によると、再来年度というのは、いつからになるか伺います。

○教育長（伊田正則君）

お答えします。

令和4年度の最初の定例会での答弁ということですので、再来年ということを考えますと、令和6年度に実施というふうに考えています。

○3番（大河善市議員）

いろんな方に聞いて、令和4年の3月だから、まだ新年度には入っていないわけですよね、厳格に言うと。

だから、そういう答弁であったもので、令和6年度からという答弁をしていただければよかったですと思いますが、この答弁の中で、年度まだ3月なので、そういう問題もあって来年から、令和5年から実施ができるというふうに多くの方が感じているということを聞いております。再度、いつからこの給食提供始まるのか、明確に回答をお願いしたいと思います。

○教育長（伊田正則君）

先ほどお話したように、環境整備が整わないと、なかなか前に進めないということで、令和5年度は、このいろんな課題に対しての環境整備の問題を解決するというのを重点に置いて、令和6年度から実施できたらというふうに考えています。

○3番（大河善市議員）

今、明確に令和6年度ということによろしいかと思いますが、この提供するときには無償化も考えているかどうかを伺います。

○教育長（伊田正則君）

教育委員会の中では、町長部局とも相談しながら、無償化の方向で検討していますけど、これは予算を伴うことですので、はっきりは答弁できませんが、一応方向性としてはそういう方向で、小学校、中学校と、並べていけたらいいかなというふうに考えています。

○3番（大河善市議員）

はい、ありがとうございます。今、給食提供と無償化に向けて取り組むという回答でありました。幼稚園給食提供に向けて、部局のほうでは担当、幼稚園のほうとも協議がなされたと思いますが、その協議がなされた中でどのような問題が、要望等があったかを伺います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの大河議員の質問にお答えします。

先ほど教育長のほうからいろいろ環境整備も必要ということで、幼稚園の無償化、給食の提供には課題があるという、それをクリアしないとできないという話がありました。これにつきましても、令和5年度の当初予算の中でのせることに関して教育委員会、それから子育て支援課、それから総務の財務という形で、いろいろな協議を今から進めていかなければならないと考えております。

この際に、先ほど幼稚園の受入れ体制、それから整備という話もありましたが、献立も小学生と一緒に献立ではできないというふうに聞いていますので、その辺のことも、また協議することが多いので、その協議を重ねた中でどのような形を取るかということの検討を進めていきたいと考えております。

○3番（大河善市議員）

はい、分かりました。

次に、幼稚園の児童数、現在の伊仙幼稚園と面縄幼稚園は何名在籍していて、もし無償化になった場合、再来年度ということですが、現在の生徒数での答弁でいいと思いますが、どのぐらい予算が必要か、お聞きしたいと思います。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの大河議員の質問にお答えいたします。

伊仙幼稚園が20名、面縄幼稚園が12名でございます。これに対して給食費が幾らかかるかといいますと、単純計算で253円掛ける124日、これに32を掛けるというふうな形になりますので、約75万

程度になるのかなと考えてございます。

○3番（大河善市議員）

すみません。課長、もう一度、幾らと。（「約75万です」と呼ぶ者あり）75万。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時30分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの大河議員の質問にお答えいたします。

園児が給食を頂いた場合に、年間で155万4,432円になると思います。これは1年。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの答弁については、今現在、伊仙幼稚園、面縄幼稚園にいる方たちで試算したと思われ
ますが、この方たち幼稚園生ですので、今、認定こども園という形で受け入れているところもござ
いますので、その辺のことも考えないといけないので、各課協議しなければならないというところ
が多々あるというふうに申し上げていますので、この試算だけで計算できるものではないと考えて
いますので、協議を進めていかざるを得ないと考えております。

○3番（大河善市議員）

今、総務課長がおっしゃった認定こども園の無償化も入ってきますので、その辺もまた精査をよ
ろしくお願いをしたいと思います。

次に、給食提供となると、給食センターとしての提供に問題点等もあると思いますが、提供とな
った場合、現在ではどのような問題点があると考えているかをお聞きいたします。

○教育長（伊田正則君）

先ほど答弁しましたが、まず園児が給食するとなると、食器、それから食缶等の準備がまず必
要だということ、それからそれを運ぶコンテナの準備が必要だということ、それから今ぎりぎりの
段階で調理員で運営していますので、調理員の増員も必要だろうということ、また小学校と一緒に
コンテナが運べる場合は1台のトラックで大丈夫なんですけど、幼稚園児だけは別のトラックで運
ぶとなると、またトラックも必要だろうというふうに考えています。ちょっと補足等、またあつた
らセンター長よりも、またお願いをしたいと思います。

○学給センター所長（森 一途君）

質問にお答えいたします。

ただいまの幼稚園の調理に必要な分については、見積り等をまた立てて、またセンターに今現状

であるものに関しては不足していると考えられますので、そういったもの見積み様々、あと問題点、あと調理員の確保、そういったのを踏まえた上で、またお示しできたらと考えております。

○3番（大河善市議員）

いろいろ幼稚園の給食提供については、簡単にはできないような問題があるということを私も聞いておりますが、1年間かけてこういう問題をクリアして、ぜひ令和6年から実施できるようにお願いをしたいと思います。

次に、幼稚園で過去、給食の試食会等が持たれたこと等はないかを伺いたいと思います。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの大河議員の質問にお答えいたします。

ちょっと私のほうが教育委員会部局に来てからは、そういった記憶はございません。

○3番（大河善市議員）

これについては、面縄幼稚園で過去実施をしたということを知っておりますが、ぜひこのときのこと等も参考に、また当時のことも聞かれて、また改善できる等があれば参考にさせていただきたいと思っております。

次に、この給食提供問題について、現在の保護者等に要望アンケート等を実施したことがあるのか、また実施に向けての考えをしていなければ、向けてアンケート調査等もできないかを伺います。

○学給センター所長（森 一途君）

幼稚園給食に対してのアンケート調査は、自分が知る限りは行ったとは聞いておりません。ですが、令和6年度開催するに当たっては、そういった保護者への周知、そういった観点からも必要かと思っておりますので、アンケート調査等、また時期を考慮して行いたいと考えております。

○3番（大河善市議員）

ぜひ現在の保護者等の要望等もあると思っておりますので、こういうことを実施して、スムーズにできる体制を取っていただきたいと思います。

次に、実施に当たると、すぐ6年の4月からとなると、いろいろ問題も出てくると思っておりますので、ぜひ令和5年度に学期1回程度の給食提供実施実験等ができないのかをお尋ねいたします。

○総務課長（久保 等君）

先ほど給食センター内での問題点という点もありましたが、先ほど、小学生と同じ給食を作るのであれば、すぐに対応ができると考えられますが、小学校の給食を作りながら、献立の違うものを作るとなると、その施設の中にまた違う機械も導入しないとならないという点もございます。これをお試しでというところについては、実施できるのかどうかというのは、また給食センターと打合せが必要と思うんですが、この父兄アンケートにしては、希望する方が圧倒的に100%なのかなと私は思っているんですが、学校、小学校、中学校の給食費無償化したこの今年から実施しているわけなんですけど、この効果検証というのも進めながらこれもしないと、全て町が面倒を見てくれるというのも若干違うのかなという気がしていますので、この辺の事業の実施後の効果検証というのも同

時に進められればと考えております。

○3番（大河善市議員）

今、総務課長の答弁のとおり、そういう方もいらっしゃると思いますので、事後の検証も大事だと思っております。大事だと思っておりますが、ぜひ教育部局においては、そういうアンケート等も実施して、スムーズな給食提供ができるような対策をお願いをしたいと思います。

この問題についてはいろいろ、また相談等もありまして今回質問しましたが、保護者のほうから給食提供になったメリット等も聞いておりますので、保護者が毎日弁当を作る負担がなくなるとか、食事内容の偏り等がなくなって、栄養面でも優れているということ、また給食提供になると、幼稚園に上がる年齢で弁当になるということで、保育園にそのままとどまる子供たちもいたりするという観点も聞いておりますので、ぜひこのような保護者の意見等もありますので、令和6年度からの提供についてはよろしくをお願いをいたしたいと思います。

この問題について、最後に徳之島町及び天城町においては、既に幼稚園での給食提供が実施をされておりますので、両町の取組等も参考にして、問題点、特に聞いているのが小学校と幼稚園での給食時間帯が違うという問題等もあるということも聞いておりますので、両町が実施をしておりますので、この辺の意見等も参考にして取組をしたらいいんじゃないかと思っておりますが、よろしくをお願いします。

○教育長（伊田正則君）

今回も徳之島町の現在の幼稚園児の給食等についていろんな、先ほどお話したようなコンテナの置場の新たな建設とか、そういうところも参考意見としてお聞きしました。こういうところも含めて、置場を建設した後も衛生面、ネズミ等の侵入とか、衛生面等での改修等もあったということ、またコンテナを運ぶ通路の、雨をしのぐような通路の改修等もあったということ、いろんな、簡単にはなかなか進めなかったということをお聞きしましたので、そういうところも参考にしながら、伊仙町で進めていけるところは進めていけたらと思っております。

取りあえず来年度は環境整備を進めていきたいと、教育委員会では環境整備を進めた上で、いろんな改善点等について、またいろんな知恵を拝借しながら、進めていけるところについては進めていきたいというふうに考えています。

○3番（大河善市議員）

ぜひそのような、いろんな問題がありますので、1年間かけて、実施に向けて進んでいきたいと思っております。ぜひお願いしたいと思います。

次に、②番について、町内保育園における保育料対象範囲及び認定こども園の保育料についてを教えてくださいたいと思っております。

○子育て支援課長（久保修次君）

議員のご質問にお答えします。

町内の保育園並びに認定こども園の保育料の対象範囲については、ゼロ歳児から3歳未満児にな

り、世帯の年収に応じて保育料の設定がなされております。

また、多子世帯においては、鹿児島県多子世帯保育料等軽減事業を用いて保育料の軽減措置を行っております。

なお、住民税非課税世帯、生活保護世帯と4月1日時点の3歳以上の子供については、国の少子化対策の一つとして、2019年10月より3歳から5歳児クラスの幼児教育、保育の無償化が開始となっており、保育料は無償になっております。

○3番（大河善市議員）

この問題について、質問に当たって、私もいろいろ勉強したんですけど、ちょっと難しい点もあってなんですが、現行制度では3月31日が基準点になっていると思いますが、この時点で満3歳になっていないと、保育料の無償化対象にならないということではよろしいのか伺います。

○子育て支援課長（久保修次君）

国の基準により、4月1日時点の3歳の子供は無償化の対象であります。

○3番（大河善市議員）

国の制度的なもので、町もそれに準じてということではありますが、この中で町内に年度途中で満3歳になる子供たちがどの程度いるのかを伺いたと思います。

○子育て支援課長（久保修次君）

議員のご質問にお答えします。

令和4年度内に3歳に到達する児童に関しましては、44名になります。

○3番（大河善市議員）

③番の問題についてもひっくり返してなんですが、この44名の園児は、年度途中で3歳になっても保育料が無料化にならないということなんですが、もしこの子供たちが年度途中で3歳になった場合、おおよそこの44名に無償化を検討するとなった場合、どの程度の予算措置が必要なのかを伺います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えしますが、年度途中で3歳になる子供というのは、その年代の子供はほとんどがそうだろうと思うんですが、逆に3歳になった時点で計算を始めますと、満6歳になった時点も計算しなければならない。逆に、3年間というのは無償化というのが決まっているわけですので、4月1日時点で満3歳になった子供から満5歳になった到達した期間、トータルの期間は3年間ということですので、年度途中、その子供たちの月、生年月日によってこれを計算するというのは事務量が多岐になるわけですので、当初の4月1日時点で計算したほうが、お互い誰も3年間というのは無償化が受けれるわけですので、そのほうが効率がいいのかなというふうに考えております。

○3番（大河善市議員）

計算が難しいということではありますが、ちょっとこの問題について私が思ったのは、3月31日時

点でなることは、年度途中では保育料について差があるという現実がありますので、こういう子供に対して負担軽減等ができないかということを知りたいのですが、これについてはどう思っているのか伺いたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

先ほども説明しましたが、年度途中で子供さんが3歳になるところの家庭はほとんどだと考えていますので、その負担の軽減ということで3歳から5歳まで、4月1日時点で受けれる期間というのは3年間ありますので、その3年間どの子供も無償化を受けれるわけですので、今の現行の体制でよいと考えております。

○3番（大河善市議員）

難しい問題があるということでもありますので、これ以上は、ちょっと私も勉強不足で質問ができませんんですが、天城町では保育料の無償化が実施されておりますが、伊仙町においても子育て支援策により、子育てしやすい環境のためにもゼロ歳児からの無償化等の検討はできないのか伺いたいと思います。

○子育て支援課長（久保修次君）

議員のご質問にお答えします。

保育料に関しては、鹿児島県多子世帯保育料等軽減事業などを活用して行っていますが、町内の保育料を無償化にすることとなると、財源の確保が難しく、町の財政に多大な負担になると思われます。

ですが、議員、町民の声を真摯に受け止め、財政当局とも今後協議の上、検討していきたいと思っております。

○3番（大河善市議員）

課長、ゼロ歳から3歳児が伊仙町はほとんどが無償化ではないわけですが、無償化に向けてとなると、どの程度の方が対象で、この者に対しての予算はどのくらいがかかるのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○子育て支援課長（久保修次君）

議員のご質問にお答えします。

令和4年度においてですが、年度内に3歳になる児童の数は44名で、1年分の保育料を試算したところ657万860円になります。ゼロ歳児から2歳児が81名で、保育料が1,514万1,960円となります。

○3番（大河善市議員）

今の説明を聞くと、結構多額な予算が伴うということが分かりましたが、それでは最後に町長に幼稚園の給食提供無償化並びに保育園、認定こども園の保育料無償化によって子育てしやすい伊仙町になると思いますが、最後に町長の見解を伺って質疑を終わりたいと思います。

○町長（大久保明君）

いろいろ報道などを見ますと、政府も子育て支援に多額な予算を計上していくように見受けられ

ます。

そういった中で、その会議の中で、出産前からかなり予算を投入していくということでもありますので、そしてこの保育料、出産経費などもほとんど無料化になってくる時代になりますから、その前後につきましても、3歳と決めるのではなくて、ほとんど継続して、国がそのような予算を、全て子育て世代を最優先にした形での政策に間違いなく近いうちになってくると思いますので、それを各地方、各自治体が単独でやるのではなくても、国が総力を挙げてやっていかなければなりません。

出生数がこれから急減していきますので、そうした場合に急減するということは、ほっとくと、今のままだと、子供たちの支援している予算はどんどんどんどん少なくなっていくわけですから、そういったことを考えてみたら、今のうちに投入して、出生数が減っていく、子供が減っていくことを食い止めるしかないわけですから、そういったことは近々総理がこれまで、先ほど申しましたとおり、国を挙げてこども家庭庁という庁、内閣府に設置して、来年3月から稼働していくという中でどのような補助があるのか、具体的な財源はどうするかなどは決めていくことに間違いなくありますので、そういった中で、今日、大河議員の質問したことも解決していけるのではないかと思いますので、そういった国の動向などを見ながら、町としては今日の質問を真摯に受け止めて、教育委員会、そして内部においても議論しながら、次の給食センターの改築や新築も予定しておりますので、そのことも含めて、それから幼保一元化がなっていく中で、幼稚園と、今、認定こども園という中間的な形になりますけども、そここのところは内閣府が全て予算を計上していくというふうな形で決着がつくと思いますので、これは文科省と厚労省で、いろんな自分の課を超えた形での仕組みがこれからつくっていくという意味でのこども家庭庁になるわけですから、そういうことの情報を見ながら、日本は、子育て世代に関しては予算が世界の平均的な国よりも圧倒的に少ないのが現状ですから、それは世界的なスタンダードの形に持っていくのは当然だと思いますので、町としてもそのような今後の動向を見ながら予算の編成をしていかなければなりません。

○議長（前 徹志議員）

これで大河善市議員の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。午後1時より再開いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、井上和代議員の一般質問を許します。

○1番（井上和代議員）

こんにちは。議席番号1番、井上和代でございます。議長より許可がありましたので、令和4年

度第4回伊仙町議会定例会において一般質問を行いたいと思います。

通告のほうでは待機児童のほうという形で始めていますけれども、そちらのほう、順番をちょっと入れ替えさせていただきまして、1番のほうを、マイナンバーの登録の現状についてのほうからお願いしたいと思います。

マイナンバー登録の現状について、①マイナンバー登録をすることによりどのような利点があるのか、また伊仙町独自の活用等があるか併せて問います。

②伊仙町の登録状況はどのようになっているのか問います。

③マイナンバー登録手続に関し、様々な工夫をされていると思いますが、それでも進まない状況について問います。

④番、高齢者や視覚障害者などの手続に対する支援はどのように行っているのか問います。

2番、待機児童の対応について、①1歳未満児の保育園入園が難しい状況にあるようですが、各園の1歳児未満の受入れはどのようになっているのか問います。

②保育士確保に対し、町としてはどのような対策を取っているのか問います。

③待機児童の保護者に対するフォローはどのようになっているのか問います。

以上です。2回目以降の質問は、自席にて行いたいと思います。

以上です。よろしくお願いたします。

○町長（大久保明君）

井上和代議員の質問にお答えいたします。

まず、マイナンバーにつきましては、3、4年前から県からも要望がありましたけれども、なかなか進まない状況の中で、県も国もこれから徹底した形での指導をしていくことになりました。

先般、県の副知事から電話がありまして、伊仙町は、マイナンバーの登録が県下においても非常に悪いということで、相当の叱咤激励がありましたけれども、その中で、これから伊仙町の登録に関しましては、爆発的な力を持っている町だから、これからマイナンバーもどんどんどんどん増やして、年内には県下でも上位になるよう期待しているというふうな励ましの言葉がありました。

また、それを受けまして、この前、全体朝礼においても、全職員が自分だけでなく、家族、そして友人、知人にも登録を勧めるようお願いいたしましたし、それから職員のほうは土日も含めて、マイナンバーの受付を土日もやって、それからいろんな町内放送などもやっています。

また、これからもいろんなイベント等、区長会、あらゆる会の中でマイナンバーの利点について、これから課長のほうからる説明があると思いますけれども、高齢者の方々が非常に理解しにくいということで、全国的、各自治体、いろんな苦慮をして、あらゆる知恵を出して高齢者の方々もマイナンバーの手続が進んでおりますので、このことは、あらゆる国の政策に関しましては、伊仙町も、同規模の自治体は集中的にやればかなりやっていくことができると思います。

ただ、そのマイナンバーがどのような利点があるかに関しましては、今まであまり明確ではありませんでしたけれども、これは保険証にしても、住民票の取得はどこでもできるようになるし、そ

れから免許証、保険証、それから場合によっては、進んでいけば、運転免許証についても同一化する可能性がありますので、これはこれから国にとっては大変重要な政策ですので、伊仙町も全力で高齢者の方々、そして集落の方々にも、場合によっては集落説明会なども、コロナ禍でありますけれども、何とか小人数でも、各集落のリーダーの方々にもお願いをしていく必要があると思いますので、そういった形で取り組んでまいりたいと思います。

あとまた、担当のほうから詳細について説明をしていただきます。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

井上議員のマイナンバー登録の現状について、①マイナンバー登録をすることによりどのような利点があるのか、また伊仙町独自の活用等があるのか併せて問うのほうからお答えしていきたいと思います。

すみません。まず、マイナンバーの登録についてということだったんですけど、マイナンバーのほうは国のほうが平成28年に社会保障制度、税制番号制度を開始した時点で全国民に振られているので、質問の中で言っているマイナンバーというのはマイナンバーを証明するものとしてのマイナンバーカードの取得率等でお答えさせていただきます。

まず、マイナンバーカードを登録することによりどのような利点があるのか、現時点でマイナンバーカードを取得することによって一番できる利点は、本人確認及び個人番号の確認できる唯一の証明できるカードであるということが一番大きな利点だと思います。

また、コンビニ等で公的証明書、住民票、印鑑証明書、所得証明など、これらの証明書の交付を受けることがマイナンバーカードを使ってできるようになります。

伊仙町においては、令和5年中にコンビニでの交付ができるように検討し、またシステム会社等と契約をして運用できるようにしていきたいと考えています。

マイナンバーカード自体が電子証明を持っているということで、公的機関等に関する各種申請に関しても、自宅からスマートフォン、それからインターネット等を介して電子申請で申請することもできるようにこれからなっていくので、その辺に関しても、伊仙町のほうでも電子申請の受付ができるよう受付サイトの整備であったり、いろんな手続をしていきたいと思っています。

伊仙町独自の活用等があるのか問うに対してです。

現在、伊仙町で独自の運用でマイナンバーカードを使った申請等は、今のところはないです。今後、いろんな国の政策の中で出ているマイナンバーカードの市民カード化、マイキープラットフォーム等の整備のほうが進めていけるようになれば、町のものに関してもいろいろなものがマイナンバーカードにひもづけて使っていくことができると思います。

以上です。

○1番（井上和代議員）

はい、ありがとうございます。今、課長さんのほうからおっしゃっていただいたように、マイナンバーの登録、マイナンバーカードの登録、これぐらい意識が全然ないわけです。ということで、

今回お話をいただいて、先ほど1時間ぐらい前に私は自分の間違いをやっと気づくことができました。それぐらい意識がないということをもまずは知っていただきたいということなんですね。

マイナンバーカードの登録に対して、私たちは本当に必要であるのかなのか、そういったところも出てきていると思うんですね。今おっしゃっていただきましたけれども、本人確認ができるものということで、コンビニで証明書が取れる、とても大きなことだとは思いますが、これが令和5年度からという形でよろしいのでしょうか。から活用できるということでもよろしいのでしょうか。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

すみません。コンビニ等での交付を受けるために、まずいろんな情報とか、セキュリティー問題、いろんなものがありますので、まずそのためのベンダーさんと契約をしたり、いろいろなことがあるので、5年度の予算のほうに上げて、5年度中に整備ができるように検討していきたいということで、今、県のほうにも、希望等に関するアンケートのほうでは5年度を目指していますということで回答をしています。

また、予算を伴ったり、システムの開発等がありますので、その期間に合わせて、5年度からといっても、いつからできるという月に関しては、今のところ明確な開始時期はお答えすることはまだできない状態です。

○1番（井上和代議員）

はい、ありがとうございます。こういうことが本当に今現在できるというようなこととか、そういう自分の周りのほうでできるのであれば、本当に意識があったかと思うんですが、そういうことがなかったことで、少し遅れているのかなというふうに思います。

こちらのほう申請をしていただいて、コンビニでいろんなものができるというようなことが、便利なことができるような形がすぐに取れていければ、マイナンバーカードのほうをつくる意識も出てくるのかなというふうに思います。

意識がないということが前提なんですけれども、今、伊仙町のほうで小さい子供さんも登録をするわけですね。登録カードをつくれるわけですね。そういったところも踏まえながら、今、伊仙町のこの状況というのがお分かりになるのであれば教えていただきたいなというふうに思います。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

すみません。②番の登録状況はどのようになっているかでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、②番、伊仙町の登録状況はどのようになっているか問う。直近の11月30日現在のマイナンバーカードの交付率、それから申請率のほうでお答えしたいと思います。11月30日現在、マイナンバーカードの交付枚数が2,366枚、全町民に対してのパーセンテージで言うと36.5%、町民の約3分の1の方がマイナンバーカードを取得して持っている状態になります。

すみません。交付率と申請率というお話をしたんですけど、現在、申請をしてまだカードがお手元に着いていない方が3,188名、パーセンテージで49.17%です。11月30日現在で、伊仙町民、約半

数の方がマイナンバーカードの申請をしている状況になります。

また、小さい幼児、子供たちに関しても、写真を撮って、添付をして、今申請をしていただいている状況であります。

以上です。

○1番（井上和代議員）

はい、ありがとうございます。先ほどから町長のほうが登録が少ないというお話をいただきましたけれども、無理ないなというふうにも思ったりします。

それで、こういうマイナンバーカード、これが本当に便利であったりとか、自分が持っていてよかったなというような意識があれば、そういったところも進んでいくのかなというふうにも思ったりもするんですけども、先ほどコンビニのほうで証明等ができるというような形のことが近い将来できるということなんですけれども、例えばできるようになったときに、自分の証明書云々というのを、例えば他県のほうにいてコンビニで取るというようなこともできたりするのでしょうか。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

井上議員のほうから、マイナンバーカードを取得していれば他県、別の町のコンビニでも証明が取れるかということなんですけど、もちろんシステムのほうで管理しているので、別のコンビニで取ることもできます。今現時点で、コンビニ交付をしている市町村の中で、伊仙のコンビニでご自分の証明を取った方がおられます。

○1番（井上和代議員）

はい、ありがとうございます。そういったことがすぐできるというような時代にもなっているかと思しますので、マイナンバーカードの登録のほうを早く進めていただきたいなというふうに思います。

という私も、おととい登録を娘にしてもらいました。というような形で、難しいんです、自分たちでやるということで。私も一応携帯のほうを何年と使っていますけれども、そういったところであつても難しく、そしてそれを手続云々ということが初めから難しいというものであったり、できないという形でしているので、なかなか進まないのかなというふうにも思いますので、その次のほうの質問のほう移らせていただきます。

マイナンバー登録手続に関し、様々な工夫をされているとは思いますが、それでも進まないという状況のほう、どういったことが足かせというか、なっているのかなというふうに思いますが、そちらのほう何かありましたら教えていただきたいなというふうに思います。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

ただいまのマイナンバーカード登録手続に関し、様々な工夫をされていると思うが、それでも進まない状況について問うという質問にお答えしたいと思います。

まず、マイナンバーカード自体が国のほうから取得の義務化がされていないので、こちらのほう

から強制的につくってくださいというお願いがしづらいところが大きな点ではあるんですが、その中でも、先ほどから言っているように、いろんな証明を取ったり、本人が手続をするときにマイナンバーカード1枚で本人の証明、また電子用の証明も持っていますので、いろいろな面で利用ができるということを町民のほうに周知していけるようにして、また対策を今後講じていきたいと思えます。

それに併せ、先ほど町長のほうからもあったように、現在、12月中、31日は除くんですが、それ以外の土日は、くらし支援課職員にて開庁し、9時から3時まで町民の方々、希望する方のマイナンバーカードの申請を受けるという形で、放送の中でも難しくないように、本人の身分の証明できるもの、現時点であるもの、健康保険証であったり、運転免許証等の証明書を持ってきていただいたら、申請書がなくても、それから添付する写真がなくても、写真のほうもこちらのほうで撮影をして添付し、申請のサポートをさせていただきますということで放送しています。

先週のほうが土日合わせて約70名、その前に11月の23日、産業祭のほうで、一応ブースのほうをお借りして申請を受けて約103名、休日のほうだけで今受けている部分で約200名弱受けていますので、今後もまた土日を開けることによって仕事の休めない方とか、休みがないために高齢者の親を連れて来れないとかいう方々の対策のほうをまたしていきたいと思えます。

先ほども何度も議員のほうからもあったように、利便性であったり、活用法が分からないということなので、こちらのほうも、またマイナンバーカードを使ってこのようなことができます、今後このようなことができるようになると予想できるようなものとか、いろいろなもので、町民自身が本人の希望でマイナンバーカードの取得を促していくような広報等をホームページや広報誌、防災無線などを使って行っていったり、各種イベント等、役場が開催するものだけじゃなく、町内、それから島内にある企業さんが行うようなイベント等の中でも推進をするための申請受付会場がつくれるのであれば相談をして、なるべく早く全町民が取得できるような形で周知をしていきたいと思っています。

○1番（井上和代議員）

はい、ありがとうございます。

そこで、総務課長さんよろしいでしょうか。今、課長さんのほうからお話をいただいたように、ポイントがもらえるというような形のシステムが今あるかと思うんですけども、それも多分12月31日までだったというふうに思いますけれども、そういったこともありますので、今年中になるべく早めに皆さんのほうにカードの登録のほうをしていただきたいと思いますと思うんですけども、今、課長さんのほうがいろいろしていただいています、他の課のほうでうちは協力できるよというような課とかがあれば、そういったところをお願いするであるとか、そういったところで進めていただきたいなというふうに思います。

もう一つ、先ほどから言っていますように、コンビニ等でもいろんな証明書ができる、そういったことを早く進めていただくような予算のほうであるとか手続であるとか、そういったものがス

ムーズにできるような形を取っていただきたいと思いますが、総務課長さんのほういかがでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

このマイナンバーカードにつけて保険証とか、それをひもづけることによってこのポイントが加算されるというふうな内容だと認識しておりますが、早く全国のコンビニ等で利用が可能になるように当初予算等に掲げて、また次年度早急にこれが実施できるように対応を取っていきたいと考えております。

また、この普及につきましては、課長会議の中でも、この申請、それから登録等の事務がくらし支援課の事務というふうに加え、伊仙町全体の問題だというふうな考えで、全職員で推進するということをご指導してございますので、これがちょっと遅かったと言われればそのとおりですが、それでも早めにこの交付率を上げるように、県下でも上位のほうに行けるような対応で対応していきたくて考えております。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。年明けのほうを楽しみに待っています。

それで、今いろんな形で協力をしていただいて、一人一人がマイナンバーカードのほうの手続をするということがスムーズに行われていくのかなというふうに思うんですけども、④番のほう、高齢者や視覚障害者などの手続に対する支援はどのようになっているのか問うというようなことを私はうたっていますが、こちらのほう、視覚障害者の方が携帯のほうを持っているわけですが、いろんな形で車の手配を試みたり、いろんな形をつくって行っているみたいなんですけれども、その中で、いわゆるガラ携と言われる携帯のほう、あちらのほうは故障の補償ができなくなり、そのガラ携と言われるボタンを押すタイプの携帯のほう、こちらのほうがほとんど使えなくなるというふうなお話を聞いています。

それで、今私たちが持っているようなスマホ携帯、画面がつるつとした一面の、あの部分に変わったときに、視覚障害者の方がどれだけ不便な思いをするのかなというふうなお話を聞いたときに、みんな自立支援というふうなお話をしますけれども、この部分では私たちが見えていない、ああ、なるほどなというふうなことを思ったんですが、そちらのほうも手続をされた方からお話を聞きました。

ドコモさん、ごめんなさい、こういった企業名をちょっと出すのはどうかと思いますけれども、そういったところへ行きまして、手続をしたときに、アプリ等を使って今までと同じような形の活動ができるようになったと、電話をかけることもできるし、いろんな呼び出し等もできるようになったというふうなお話を聞きました。

そのときに、この状態を私は自分と同じように資格のない方と共有をしたいと、だけれども、その方々に共有する手段がというふうなお話をしたときに、隣の町の方が、何というんですか、ドコ

モさんでいいですか、そちらのほうにお願いをして、何人かを来てもらって、その中で説明をして、そしてその中で指導を受けて使えるようになったというようなお話があったそうです。

それ以外の町さんからは、そういう依頼が来ていないというようなお話をいただいたときに、こういったことも伊仙町さんのほうで私たちのそういったものもしてほしいなというようなお話をいただきました。

視覚障害者の方たちは本当にたくましく、いろんなことに出向いたり、いろんなことで挑戦をしてというようなことをされているんですけども、私たちもそういったところを応援する意味もありますが、私たちにできること、私たちがしなきゃいけないことというものもあるかと思いたすので、そういったところも検討していただいて、ちょっと私も細かいことは分かりかねる部分がありますので、そちらのほう、これはくらし支援課のほうでよろしいのでしょうか、総務課のほうでしょうか、未来創生課のほうでしょうか、この辺も私は分かりません。

そちらのほうも検討していただいて、変わるということが分かっているのであれば、そちらのほうを支給というか、そういったところもお願いしたいというふうに思います。

それに踏まえながら、このマイナンバーカードのほうもいろんな不便をしている方もいらっしゃると思うので、そういったところも支援をしていただきたいなというふうに思います。長くなりますので、何かありましたら、いいですか。はい、じゃよろしくお願いします。

〇くらし支援課長（稲田大輝君）

ただいまの井上議員の質問にお答えします。

今、質問の中でいろんなものが出ていたんですけど、まず携帯電話、多分今言われているガラ携と言われる部分なんですけど、こちらは携帯会社さんのほうがガラ携で使っている回線のほうが終了するので使えなくなっていくということなので、その辺に関してはちょっとこちらのほうから何か言うことができることがないんですけど、今途中の中であったガラ携からスマートフォン、タブレット等の操作のほうの指導のほうについてなんですけど、マイナンバーカードの申請の中でも、今、県のフォローアップ、サポートを受けて11月にも開催して、今月23日、経済課のほうの肥料の説明会のほうでもブースを設けてもらって、県の委託している業者さんが来て、マイナンバーカードの申請受付もします。

その中で、ポイントであったり、機器の操作方法の助言もしますというようなお話もあって、いろいろ受けてもらっているところでもあります。

今、議員のほうからあった視覚障害者であったり、高齢者に関するサポートについては、また別のものだと思われるんですけど、令和3年9月1日にデジタル庁が発足し、国のほうがこれからDX化を目指すデジタルトランスフォーメーション、情報技術が人の生活をよく変えていくということで国のほうが進めているんですけど、その中で、高齢者及び障害者を持つ方々に対するいろいろな端末等の操作の補助、サポートというのを計画して、各自治体に行きませんかということで問合せがあったみたいなので、その辺に関しても、また今年度は伊仙町のほうでは取れていないんです

けど、総務課と、それから電算係と連携をして、またそういう支援、サポートできるものを導入していけるように検討していきたいと思います。

くらし支援課からは以上です。

○地域福祉課長（大山 拳君）

先ほど議員の中から他の課の連携というところがあったんですけども、この障害を抱える方、また高齢な方を支援する担当課として、くらし支援課長とずっと協議を行ってきたところです。くらし支援課と地域福祉課として、まず障害を抱える方、また高齢の介護施設等に声かけをして、申請の上昇に向けた協力はできないかということで声かけの依頼をする予定としています。

また、包括支援センター等で訪問等も行っておりますので、その中で独居の高齢者と、そのニーズ調査で把握している部分もありますので、そこら辺の声かけもする予定としております。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。この携帯のほうは、一步進んだというような形でよろしいかと思います。

また、いろんな形で手続等あるかと思いますが、皆さんのほうのご協力を得まして進めていただければと思います。ありがとうございます。

マイナンバー登録の状況については、こちらのほうで終わらせていただきます。次のほうが長くなると思いますので、この辺で終わります。

そうしましたら、次のほう、待機児童の対応について、①番のほうからお願いできますでしょうか。

○子育て支援課長（久保修次君）

議員のご質問にお答えします。

1歳未満児の保育園の入園が難しい状況にあるようだが、各園の1歳未満児の受入れはどのようになっているか問うということですが、先般全国的に保育士不足で待機児童が増える中でございますが、本町においては、正式な書類を経ての待機児童はございません。1歳未満児の受入れについては、各保育園、認定こども園とも定員を満たしている状況であります。

また、各保育園、認定こども園の実情としまして、保育士不足が懸念されますが、各園としても入所中の幼児年齢の格上げなど、例えば年度中での1歳到達時、幼児をゼロ歳児クラスより1歳児クラスへ移すなどのゼロ歳児を受け入れる体制づくりを実施しており、保育園、認定こども園としても待機児童ゼロへの対応を行っているところであります。

○1番（井上和代議員）

はい、ありがとうございます。園のほうでも受け入れたいんだけどもということで、いろんな工夫をされているかと思います。

それで、この待機児童のほうをいろいろ私のほうも見てきたんですけども、まず保育園のほうに親が子供を預けるということで、誰でもが預けるわけではなく、この預けることのできる条件とか、そういったものを教えていただけますでしょうか。

○子育て支援課長（久保修次君）

議員のご質問にお答えします。

保育園、認定こども園の入所の条件としまして、保護者の就労や疾病などの理由により、保育が困難と認められる保育を希望する子供が対象になります。

○1番（井上和代議員）

はい、ありがとうございます。もう少し細かく言ってほしかったなというふうに思うんですけども、私のほうが調べたところでは、農業に従事しているというようなことですね。そういったところとか、あと今まで仕事をしていたんだけど、今産休のほうで、産休のほうを終わって、子供を預けて、そしてまた仕事に戻るといような形の方とか、それから今まで仕事はしてないんだけど、収入のほうのことがあって、新しく自分は仕事をしなきゃいけないと、仕事をするといようなことで、子供を預けて仕事を始めるといような方、それから今お話いただきましたけれども、病気の方といような形で、どれ一つ取ってもいいよといような方はいらっしやらないんです。

子供を連れて仕事に行くわけにいかないですし、子供を連れて、病気を持ってといような形、本当に大変な状態であるといようなことがあって、お子さんを保育園等に預けるといことであるかと思っんですけども、預ける条件といつか、預けなきゃいけない条件といような私は思う部分がありました。

次に進んでいきますが、令和4年度のほう、今、ゼロ歳児を預けている保育園はいっぱいいっぱいだと、次年度のほうは、このゼロ歳児が増えるのか減るのか、もしくは数字等が分かるのであれば教えていただいてよろしいでしょうか。

○子育て支援課長（久保修次君）

議員のご質問にお答えします。

現時点での令和5年度のゼロ歳児の申込数であります、13名となっております。

○1番（井上和代議員）

はい、ありがとうございます。13名といようなのが多いのか少ないのかといようなお話なんですけれども、私は、これを保育園を今現在やっいらっしやる方にお聞きしました。

それで、次年度はゼロ歳児が増えると、うれしい悲鳴です。ゼロ歳児が増えるといことなんです、このゼロ歳児が増えることに対して保育園がどういような形を取らなきゃいけないのか説明していただけますでしょうか。保母さんの、保育士のほうのお話です。

○子育て支援課長（久保修次君）

議員のご質問にお答えいたします。

保育士の定員としまして、厚生労働省の児童福祉施設最低基準に定められておりますゼロ歳児の場合は子供3名に対して保育士1名、1歳から2歳児の場合は子供6名に対し、保育士1名、3歳児の場合は子供20名に対し、保育士1名となっております。

○1番（井上和代議員）

はい、ありがとうございます。ということなんです。子供が今先ほど13名というようなお話をしていただきましたけれども、13名が1つの園のほうに入っていけば、3×4、12で、4名か5名ぐらいの保育士さんが今必要だというような形になるかと思うんですけれども、そうじゃなくて、例えば2名、2名とか、2名でも1人なんですね。例えば、1歳児であれば6名で1人の保育士さんというような形で、本当にゼロ歳児に対しての保育士さんの必要な数というのは、本当に計り知れないぐらい多くいただきたいなと、保育士さんを置いておきたいなということであるかと思うんです。

後からちょっとお聞きしたいかと思ったんですけれども、子育て支援員のほうなんですけど、先ほどお話を聞きましたらば、伊仙町のほうで4名いらっしゃるということなんですけど、この子育て支援員が増やせる増やせないのお話はどのような形になっていますでしょうか。

○子育て支援課長（久保修次君）

すみません。子育て支援員の定数は決まっておりませんが、今後、子育て支援研修会等を含め、子育て支援員の増加に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○1番（井上和代議員）

はい、ありがとうございます。

まず、町長のほうからお伺いしたいと思います。

今、ゼロ歳児が来年度は増えるよというようなお話と、それからゼロ歳児というのは3人に1人の保育士さんが必要だということ、そして子供たちを預ける母親というのが農業に従事しているであるとか、仕事を始めるであるとか、仕事をもう一回再開する、そして今現在産休であるというような人、そして病気を患っているというか、病気を持っているという方、こういう方々が保育園に子供を預ける、ゼロ歳児を預けるというようなお話なんですけれども、にもかかわらず、ゼロ歳児は今いっぱいですよと言って、保育園、もしくはこちらのほうの子育て支援課のほうに申請をします。

そのときに、今いっぱいですよの一言で、これを受け取っていただけない、預かっていただけないという状況が今現在何人いらっしゃるかということをお聞きしたいんですが、多分お分かりにならないかと思いますが、私が11月の初めに子育て支援課のほうに行ったときに、申請を出している子が3人、まだ申請を出していないんだけど、預けたいと思われる方が3人、6人いました。

その段階で、この待機児童が6名も、この伊仙町にいたということに私はとても驚きました。長寿子宝社というような社もあるぐらい、私たちは子供を大切にしていかなきゃいけないんだよというようなところであるにもかかわらず、よく最近耳にします。鹿児島市のほうもかなり待機児童がいるということでニュースにもなったぐらいなんですけれども、待機児童がいるということ自体が私は大変なことではないのかなというふうに思いますが、これを解決しようと思われるのか、どう

しようかということで、町長のお答えによっては後々の子育て支援課の課長さんの答えもスムーズになるかと思しますので、その辺お答えいただければというふうに思います。

○町長（大久保明君）

今、質問がありまして、待機児童が13名ということであります。11月の時点で6人だということだったんですけども、実は待機児童以外に申請しない親もいるわけですね。その辺が申請するようになったかもしれませんが、また新しく転入してきた方々がそうになっているかも分かりませんが、いずれにしても、この待機児童はゼロであるのが当たり前でありまして、伊仙町もこれから保育士ないし、また子育て支援員の確保というのは、これはある程度余裕というか、人数オーバーでもやっておく必要があると思います。

そうすれば、一遍断ると、またなかなか行かないし、そういう伊仙町は保育士も足りないよということになれば、他の町に行ったりするわけですから、常にこの住宅政策も同様でありますけれども、ある程度の余裕を持って保育士なり、そして住宅などは準備をして待っていくということが大変重要であると思います。

この13人に対しまして、これから来年の4月入園になるわけですね。これ13人はゼロ歳児ですか、全員がですか。そうした場合、これ保育士1人で3人ということですから、最低4、5人は今から確保しなければなりませんので、そのことにはこれから4月転勤ですから、この伊仙町で保育士を募集して増やす方法しかないわけですから、そのときに、前からいろいろこの議会でも答弁したとおり、今後人口を増加するためには、保育士の給与補填というのを自治体でやっていくと、またこれはこれから島に多くの団塊の世代の方々が施設に入る入らないにかかわらず、島にやってくる政策を今強力に進めていかなければならないと思います。

そうした場合に、介護士の給与も補填すると、介護士の方々が増えれば、もちろん子供も増えるわけですから、そうした場合に同時に保育士の確保のためには、給与補填というのは非常に重要です。

それは介護やこの介護難民が出るとか、待機児童が多いというときに、東京都周辺が取った政策は人件費を上げたわけですね。そうすると、地方からどンドンどンドン都会に若者が押し寄せたということですから、それをまた地方に戻って来させるためには給与補填しか方法はないわけですから、それは、先ほど午前中も申し上げたとおり、社会保障は全世代型と今言っていますけども、全世代型では、要するに高齢者の社会保障を、高齢者もこれから団塊の世代の方々が75歳以上になった次は少なくなっていくわけです。

そうすると、しばらくしたら介護士が徐々に減っていく中でありますけど、ただ、保育士は今元気の団塊の世代の方々がいずれまた施設に入るわけですから、そういう方々の状況を見ると、10年ぐらいは、介護士はそのままいくだろうと、ただ、保育士を、先ほど子供がどンドン減っていけば保育士も必要で、その分、需要と言うと失礼ですけども、減るわけですから、ただ、個々の自治体としたりするような長寿子宝という、これはとんでもない伊仙町が持つ政策を打ち上げていくため

にも、長期的な話を今していますけど、来年3月までにどうするかということはあらゆる情報を得て、都会から帰ってきた方々には、この前住宅政策で取ったように住宅を減免するという事などをこれから、少ない時間でありませけれども、全力で頑張って4、5人の保育士を確保するために、情報が全てですから、町内でそういう保育士の資格を持って島に帰ってくる可能性のある方々に町は給与補填しますよと、本土並みにしますよということをしつかりと連携、連絡取ってやって、これからはその政策を進めて、ある程度余裕を持った形でやっていかないと、人口増加ということは難しいわけですから、今回、今日このような質問していただきまして、私もうかつにもそういう13人もゼロ歳児がいるということを確認もしなかったことで、今少し反省しておりますので、今日のこの質問にあったことを真摯に受け止めて、町全体で、またいろんな集まり等で給与補填しますので、町に、島に帰ってきてほしいということを進めていきたいと思ひます。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。お話の中に大丈夫かなというようなお話もありましたけれども、心強く思っているところです。町長のほうで保育士のほうの改善というか、仕事のほうの改善の部分であったり、給与の部分とか、そういった部分も考えていただき、そして今申請を出している子供たちが13名いらっしゃるといふことなんですけれども、来年度生まれる子もいるんです。その中で、13名ということ限定するのではなくて、13名以上というようなお気持ちでいていただければというふうに思ひます。

それで、各園のほうでは、先ほども久保課長のほうからもおっしゃっていただいたように、本当に保育園のほうは預かりたいというようなことで、年度内に1歳になった子は、1歳児のところ連れて行って空を一つつくり、そしてゼロ歳児を受け入れるというようなお話を先ほどいただきましたけれども、園のほうでもいろんな工夫をされているとは思ひんですけれども、何せ保育士が欲しいんです。保育士のこの仕事をするためには資格、そういったものを持っていないと、保育士という形でカウントされないということが大きな問題であるかと思ひんですね。

それで、ニュースのほうでも、ちょっと私のほうも今回教えていただいたんですけれども、子育て支援員というような制度があつて、こちらのほうは鹿児島県が行う、国のほうでして、そして補助のほうも出ているかと思ひんですけれども、この本研修は、保育士不足によって生じる待機児童の解消を目的に、厚生労働省の定めた子育て支援員研修事業の実施についてというようなお話を書いてあります。ということは、本当に待機児童というのは私たちの問題だけではなくて、国全体の問題なんだなというような意識が出てきました。

その中で、こういったものを活用しているのが徳之島町さんであったなというふうなことを教えていただきました。

そして、この研修のほう、先ほども子育て支援課の課長さんのほうが今年度はしていただけるというようなお話をいただきました。

それで、保育園のほうからお話をいただいたときに、各園に対して1人が支援員というくくりと

どうか、認定をした形で受け入れられると、1人のみ。私は、例えば支援員という、これを持って行っても支援員と、2番目であれば、2人目であればカウントされないということですよ。多分給料体制も違うんだと思います。その辺が1人しか今いない状態なんですけど、これを2名にできないか、その辺を一度考えていただいて、調べていただいて、1名から2名に増やしていただけるような動きをしていただきたいなというふうに思います。これは子育て支援課の課長さんをお願いしてもよろしいでしょうか。はい、じゃよろしくをお願いします。

そうしましたら、その辺は調べていただくことです。絶対しなさいというふうには、私も無理強いはしません。どうしても1人じゃないと駄目ということであれば、それはそれでしょうがないかとは思いますが、ただ、この子育て支援員の研修、これは行っていただきたいというふうに思います。

それで、町長さんのほうから待機児童のほうをなくしていただくような心強いお言葉をいただきましたので、いろんな方法があるよというようなお話で、これができるできない、やっていただきたいんですけども、その辺を検討していただきたいなというふうに思います。

まず初めに、この伊仙町というか、徳之島全体なんですけれども、高校を卒業するときに、次のステップとして短大であるとか、いろんな専修学校、大学というふうに進むわけなんですけれども、大体毎年5名ぐらいの学生が保育士を希望して、この島を出るそうです。

その保育士になっていく子供たちの中には、島に最終的には帰ってくるというようなことを思いつつ保育士になろうというようなお子さんもいるらしいんですね。そういう方たちに対しての奨学金制度、そういったものを今、伊仙町のほうにはないかと思うんです。

伊仙町のほうであるのが、健康増進課の課長さんのほうがお分かりですけども、医療関係のほうの奨学金がありますよね。はい、大丈夫です。あります。

それで、細かいことは、今は必要ないんであれですけども、取りあえずそういったものがあります。医学部、医療関係のほう、そちらのほうではあるんですけども、この保育士という仕事に対しては、今、伊仙町のほうではないんです。

それで、そういったものを設けてはどうかということなんですけれども、これを私がお話しするのは、徳之島町さん、あります。今現在3名ほど受けているらしいです。

それで、いろんなお話を、私は、情報をいただいた方から長島町、ジャガイモで有名な徳之島と同じような、ジャガイモの赤土のバレイショがある、多分あの長島町だと思うんですけども、「ぶり奨学金」という制度があるそうです。これの細かいことは、お分かりになりたい方は私のほうでお話をさせていただきますけれども、今、長島町さんのほうでも、この保育士のほうの奨学金というものを設けているらしいです。

そして、鹿児島県のほうでも、こちらの奨学金のほうを設けているそうです。奨学金と言われることなので、ある程度の規制というんですか、いろいろな、何というんですか、その保育士になります、なりましたらば、3年間ほどこの県に行って働いてもいいと、だけれども、3年以降はこち

らのほうに帰ってきなさいよというようなくくりというか、そういったものがあるそうです。細かいことはいろいろありますけれども、そういったことをして、もし帰ってこないという場合は、お金返してくださいよというようなことらしいんですね。

そういう奨学金は大体がそういうものなんですけれども、そういった奨学金を始めたらどうかなというようにお話なんですね。この保育士の奨学金のほうの制度は、県のほうもあるというようにお話を今先ほどしましたけども、県のほうでやっている奨学金のほうをもし受けるとしたら、鹿児島県の中で仕事をしてくださいねということなんで、伊仙町に帰ってこないかもしれませんので、この辺はお勧めできません。

ただ、伊仙町で、もし奨学金のほうをつくるのであれば、最終的には伊仙町に帰ってきて、そういったお仕事のほうもしてくださいねというようにお話ができるのではないかなというふうに思います。奨学金のお話、もし詳しくすると、私、10分しかお話ができませんので、この辺で奨学金のお話は終わりたいと思います。

次が、今保育士の試験があるわけなんですけれども、保育士のほうの資格を取るには短大であるとか専修学校とか、そういったところを受けて、試験を受けるわけなんですけれども、この島にいらながらも、通信教育みたいな形かと思うんですね。

そういったものを3年間で9教科取得をして、年に2回試験を受けに行くというように保育士の資格を取るという形もあるそうです。そういった段階で、その試験を受けるのにこれが離島なわけなんですけれども、1回島を出て、鹿児島県なりに行って試験を受けるというように必要になるわけですね。

そこで、助けていただきたいのが旅費の問題です。こういった旅費を年に2回ということで3年間、ざっと6回、もしあれだったらもう一回ぐらいという形になるかと思うんですけれども、そういったものの補助ということも考えていただいたらいいのではないかなというふうに思います。

○議長（前 徹志議員）

井上議員、答弁させましょうか。

○1番（井上和代議員）

はい、お願いします。

○総務課長（久保 等君）

この答弁になるかどうかちょっと分からないんですが、今ご提案いただいた奨学金の問題等、他の地区から伊仙に来ていただいて保育士を目指すということも、いろんな文化の違いとか、そういった部分がありますので、町内からこの保育士を目指す方にこういった制度を利用してもらった方法のほうが定着率も高いのかなというふうに考えます。

先ほどありましたゼロ歳児の預けなんですけど、子育て支援課と、あとまた保育所等と密に連携を取って、一方に固まると、それだけまた保育士が必要ということもなりますので、いろんな園に振り分けができるような形で、密に連携を取りながら、この待機児童ということが出ないような対応

を取っていきたいと考えております。

それから、この奨学金、それから旅費助成という問題についても、予算が伴うわけですので、前向きに、これがどういった形のほうが一番ベストなのかということも検討していかざるを得ませんので、連携して取り組んでいきたいと考えております。

○子育て支援課長（久保修次君）

すみません。私の説明不足で、再度ご説明したいと思います。

国が示す待機児童の定義というものがあまして、①保護者が求職活動中の場合は、待機児童に含めるが、調査日時点での求職活動を休止している場合には、待機児童には含めない。②広域利用の希望では、利用できない場合には、利用申込者が居住する市町村のほうで待機児童としてカウントする。③企業主導型保育事業（認可外保育所）で保育されている児童は、待機児童には含まない。④産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込みが出ているような利用予約の場合は、調査日時点においては、待機児童としては含まない。⑤保護者が育児休業中の場合は、待機児童に含めないとなっております。

それで、窓口において正式な書類審査を経ての本町の待機児童はございません。井上議員が先ほど申し上げられたのは、担当に確認しましたが、電話での対応等、産休・育休明けの事前申込利用を予約している方、保護者が育児休業中の方、電話での問合せのみで、申込みを提出していない方、他の園を利用している方で、広域入所希望による方と聞いております。

それで、先ほどから来年度のゼロ歳児の申込みについて13名となっておりますが、各園の受付定員数が27名ですので、幾分か増えてもゼロ歳児の受入れは可能だと考えております。

以上です。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時22分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（井上和代議員）

総務課長のほうからお話をいただきました。いろんな改善案のほう、またよろしくお願ひしたいと思ひます。そちらのほうで奨学金のほうとか、それから離島であるがために年に2回船に乗るか、飛行機に乗るか分かりませんが、そういった旅費の補助のほう、前向きに本当に取り上げていただいて進めていただきたいなというふう思ひます。

それから、今、伊仙町のほうでもUターンであるとか、Iターンであるとか、そういったところを進めていただいているかと思うのですけれども、その中で、移住していただいている方の中で有

資格というのですか、何か資格を持っているというような形で補助等があったり、そういったものがあったりするのかなというふうに思うのですけれども、未来創生課長のほう、そういったものは何かありますでしょうか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

すみません、移住に関してですか。有資格者が移住するということに対しての何か支援とかいうことですか。ただいまのご質問にお答えしますが、移住に当たって、その有資格者に対する支援というのは、現状としてはないのですけれども、ただ、今後移住をされる方については、生産年齢人口というものを考えたときに、やはりいろんな資格、キャリアのある方を伊仙町のほうに移住していただいて、それに対して例えば居住の支援ですとか、いろんな形で支援をしていくことは大事かなというふうには思っておりますが、ただ、各自治体、移住支援に対してどういった形が望ましいかという、やはり今、移住支援に対しては一律お金のほうで支援しているだけで、特別これといった目立ったあれがないので、そこは伊仙町の今必要としているものに特化した資格を持っている方を優先して、それに対してどういった形で支援をするかというのを今後検討していく必要があるかなと思っております。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。今、この伊仙町のほうで子宝という形でうたっていますけれども、いろんな支援等はされているかと思うのですけれども、こういった形の回ってはやっぱ子宝のほうに力になっている部分かと思うのです。そういったことを考えましても、保育士等がいらっしゃるというのは心強い限りかと思うのですけれども、今必要ということであれば、こういったものも必要ではないかなというふうに思いますので、前向きに検討をしていただきたいなど。

また、保育士さん等、若い女性が多かったり、いろんなキャリアを積んでこられる方はこういったことをしたらどうかというような案とか、そういったものも持っていらっしゃる方がいらっしゃると思いますので、そういった方がまた島のほうに来ていただいてプラスアルファというような形も生まれてくるのではないかなというふうに思いますので、本当にこの辺、Iターン、Uターンのほうの移住者で保育士として働ける方というようなうたい文句のほうも前向きに検討していただければなというふうに思います。

それだけではなくて、今おっしゃっていたように、今必要かということで、ほかの職種等もあるかと思しますので、そういうような特化した形の募集というものも必要になってくるというか、いいのではないかなというふうに思います。

今、私のほうで子育て支援員の講習会であるとか、それから奨学金のお話であるとか、奨学金のほうもいろんな形はあるのですけれども、そういったもの、それから保育士の試験に対する旅費の補助、そしてIターン、Uターン等の補助というようなお話をしていきまされたけれども、急を要するものだと私は今、保育士のほうが不足しているということは言えるかと思うのです。先ほどもお話をしましたけれども、今現在13名ぐらいというようなお話だったのですが、本当にこれから生ま

れる子供たちのことも考えていくと、今必要なこの急を要するもの、そして未来を見据えてのこの動きに対して、今動いていかないと、私たちが今現在、何名の子供たちが保育園に預けられず待っているのかなど。私はそのときに受付のほうに行きまして、4月には受け入れられますよというようなお話をいただいたのですけれども、4月までの5か月の間、では親御さんはこれ、どうするのだというようなことを考えました。親御さんはその子供たちを連れて、ではどうというようなことをしてあげられるのかなど、この親御さんにどういうことがしてあげられるのかなどというふうに思ったのですけれども、よく産後鬱というようなお話を聞かれたことがあるかと思うのですが、この徳之島のほうでは自分の親戚であるとか、友達であるとかというような、あと保健センターのほうでもいろんな補助をしていただいていますので、産後鬱というようなお話はかなり少ないかと思うのですが、実際に本当に大変なんです。私も1人子供を産みましたが、3か月というのは本当に寝ることが少ないぐらい、子供が1時間寝れば、自分も1時間寝たいなというようなぐらい、寝ることもままならずというような形で、子育て、1歳未満、大変なんです。それを子供を保育園にも預けられず、自分が連れた状態でやっていくということで、周りではよく言いますが、親御さんがいるでしょうとかいうようなことがあるのですが、今、保育園に預けることができなくしているというようなお話をずっとしていますが、これを何かフォロー、質問のほうの4番目ぐらいになるかと思うのですけれども、フォローしているような施設とか、システムというのはいくつありますか。

○子育て支援課長（久保修次君）

議員のご質問にお答えいたします。

本町においての待機児童はございませんが、万が一このような状況が生じた場合は、窓口にて保育所の受入れ状況を保護者の方へ丁寧に説明し、保育所との調整を図っていきたいと考えております。

また、待機児童の取扱いについては、基本的には申請時の受付順で町内居住者の町民の方を優先に行っていますが、申請者の家庭状況を鑑み、優先的に入所していただく場合もございます。

また、本町において待機児童が発生し、園の受入れが難しい場合には、ゼロ歳児から2歳児の子供に対しては広域入所の手続きを行い、隣接の保育園へ入所していただく対応も取っております。

以上です。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

すみません、話が戻るとおもうんですけど、先ほどの井上議員のお話なんですけども、以前、伊仙町のほうで保育士の養成講座というものをたしかやっていたと思うんですけども、そのときに、現在いらっしゃる主に女性の方が、若いお母さん方がそれを受けていろいろとやったんですけども、実際、試験を受ける場合にはいろいろなリスクがあって、費用的なものとか、いろんなものがあるんですけども、それと併せて、実際の保育園のほうの現場の声を聞いたときに、保育士さんがいないということは喫緊の課題であるということで、ずっとあるんですけども、要するに、本土での保

育士さんの給料とこの離島での保育士さんの給料にちょっと格差がありすぎるということで、例えば、短大とかそういったところに求人に行くということになっても、賃金がやはりあまりにも安すぎるので、なかなか求人に対しての供給が得られないという状況も聞いております。やっぱり試験を受けることが結構大事ではあるのですが、めちゃくちゃ一生懸命勉強して、苦勞して取った、しかし、それで生活していけるかといったらなかなか厳しいと。ましてや人様のお子さんを預かるということは生半可な覚悟ではできないので、そういったところの精神的な負担と、あと経済的な負担、諸々考慮して、やはり町としても検討していかないといけないなというところは、これまでちょっと痛感しているところでありますので、先ほどの話に戻るのでありますが、今後、今必要なもの、資格に対して何を支援するかということは、そういったところの一過性のものでなくて、継続的なことも含めて検討していかねばならないなと思っているところであります。

○町長（大久保明君）

今の件に関しまして補足したいと思います。

私も何回も話したとおり、今、未来創生課長もお話したように、給与の格差があまりにもありすぎるわけです。ですから、それを私は何回も述べましたけれども、町から給与補填するという条例を早急に作成していかないと、今、総務課長と話したら、条例が先であるということですから、それをまず本土並み、本土の7割ぐらいしかありません。だから、それは東京も保育士の給与を上げたのです、介護士も上げたから、東京の介護難民も解決しそうだし、児童手当も解決となったわけです。しかし、地方はそのままの給与体系ですから、こうなるのは当たり前でありますから、それを条例として議会に提案いたしまして、早急にそういう対応をしていくということです。

これは海士町の、隠岐の島、島前高校、海士町長が言った言葉は覚えています。ずっと忘れませんけれども、住宅政策、住宅政策と言って空き家対策しても、一度見に来たら諦めて、二度とその人はこないということで、海士町が成功した最大の原因は、とにかく空き家ではなくて、新築の家を100軒以上造ったところです。そしたら、そこに来て、島前高校に入りたいという保護者も来たり、海士町で新しい事業をやっていききたいという方々も、若者もどんと来たということがありますから、ですから、そういう給与体系を伊仙町は本土並みにするというのであれば、これをよく考えてみたら、先ほど奨学金の話もありましたけれども、私が以前いた組織では相当の奨学金を出しましたが、しかしほとんど返ってこないです。返ってこないのは、自分で返納する人よりも、同じ組織の中で働いたら返納しなくていいということがその組織では決まっていた。我々は本土の病院のために奨学金を出したような気がいたしますので、ただ、それは何といても給与ですから、給与を本土並みにすればこれから返ってくるし、奨学金を出してこないで、後から1年働いたらまた返るか、そういうことは本当に奨学金の意味をしっかりと理解していないからそういうことを平気でやるわけですから、それよりも本当に来たい人たちが、そういう給与補填というのがあれば、いろいろこれでアドバンテージがあるわけですから来るといふふうに考えておりますので、そういうような政策を進めていきたいと今考えております。これは介護士にしても同じことでもありますので、いろ

いろ条例をつくって、最優先に今、人口減少対策を推進することが最大の課題と標榜しておりますので、どうかそういうつもりで予算づけを一刻も早くやっていくことが将来のための投資でありますから、やってまいりたいと思います。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。未来創生課の課長さんのおっしゃったお話が、そのまま町長さんのほうで答えを出していただいて、答えがもう得られたような気持ちがあるのですが、私はこちらのほうに自分でもメモしたのです。その中で、今、保母さんという言い方ではなくて、保育士というような言い方になっているのは、男性のほうが一番最近が多くなっている。ただ、男性のほうがこの保育士になって、いつまで続くのかなといったときに、この徳之島の伊仙町のほうに来て、給料体制がこれであるのであれば、続かないなとかいうようなお話を聞くことがあったのですが、男性のほうの給料というような形であれば、やっぱりちょっと少ないのかなというようなことで、このお話はちょっと私がしても解決はするまいなというふうに思いながら、待遇改善が必要でというようなことを書いたのですが、このお話をお二方のほうに出していただいて、こちらのほうが本当に問題だと思えます。そして、その部分が解決するのであれば、保育士さんなりいろいろな形の資格を取って頑張ってくださいということが多くなっていくのかなというふうに願いなごうに思います。

現実を考えていただいて、今年の11月にあの段階で私が見た現実には、保育園に入れずにいる6名のお子さんがいたという現実です。4月になったら保育園に入れると思いますよというようなお話でしたけれども、11月から4月までの5か月という、その5か月を、ではどういうふうにしてお母さんと子供が暮らしていくのかなという切実な思いがあって、今回の一般質問という形で出ささせていただきましたけれども、少し、いきなりという形では保育士不足というのが解決しないかとは思いますが、急を要するもの、そして長い目を通してつくり上げていくものという形で対応のほうをお願いしていきたいと思えます。

現実として、この保育園のほうに入れなかったお子さん、親御さんに対してもやっぱりフォローを必要としますので、そのところ、今現在としてフォローがどういうふうになされているのか、そういうところがあれば教えていただきたいと思えます。

○子育て支援課長（久保修次君）

議員のご質問にお答えします。

フォローについては先ほども申し上げましたが、電話での問合せがあった4、5名の方の今の状況としましては、園と調整を行いまして、窓口に来ていただいて、申込書を提出していただき、園との調整の上、入所の手続をもう済ませております。

以上です。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。具体的に言いますと、町長さん、隣の町から伊仙町に入りたいといった、

転入してきたいという方がいらっしやったのですけれども、保育園のほうにお子さんを預けることができなかつた。それで結局、そのままその町に今いらっしやいます。伊仙町に入り、自分のふるさとというか、自分の出身地のほうに来たかったのだけれども、来れなかつたという理由の一つが、今言ったゼロ歳児、1歳未満の子が預かっていただけるところがなかつたということが理由の一つだそうです。そういうことも踏まえて、いろんなものがやっぱり出てくるかと思うのです。それから見て、保育士不足というものが大きく出てきたという経緯があります。いろいろ執行部のほうで考えていただいて、その辺を精査していただきたいなというふうに思います。

それで、この部分からいきましても、今、私のこの年齢でいきますと、親の介護であるとか、私のほうはそれは今のところはないのですけれども、そして自分の子供の、孫の世話であるとか、そういうものを持っている年齢なんです、この年齢は。仕事をしている方もいらっしやいますし、自分のおうちの農業であるとか、そういうものをしていられる方もいらっしやいます。そして今、右手のほうに親の介護、左手のほうに子供、孫というような、この2つの命を持って、そして一生懸命頑張られている方がいらっしやるのです。そしてその中で、親の介護というものの中ではショートホームとか、デイサービスとか、そういったところで預かっていただいたりとか、いろんな待遇をしていただいています。お子さんの場合は、そういった一時預かりというような感じのことがちょっと少なくて困っていらっしやるという部分もちょっとあつたりしました。私たちは、この年齢は本当に、介護もいろんな入所をお願いしてもいっぱいですよというような感じでいろいろあるのですが、ちょっと話が長くなりますので、介護の話は次回にしたいと思いますが、いろいろ親御さんがいるから大丈夫でしょうというような感じでお孫さんのほうを申しますけれども、そうではないのです。それにプラスアルファで私たちが手助けはできるのですが、やはり行政のほうで、子供さんのこと、親御さんのこと、介護のことという形を前向きに進めていただいて、そしてプラスアルファとして親御さんのほうの手助けというような形を取っていただければなというふうに思います。先ほども言いました、私たちのこの年齢、孫も、自分の親も、そしておしゅうとめさん、おしゅうとさん、そういった方たちのそういったものも持ち合わせている年齢は多々いますので、そういった方の声を私は一つ一つ拾っていききたいなというふうに思います。

ちょっと長くなりましたけれども、子育てのほうの保母さんのほう、そして給料体制のほうですか、そういったところもよろしく願いをして、今日の質問を終わらせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○町長（大久保明君）

私もちょっと住宅の話をしてしまいましたけれども、住宅も余裕を持って町内にどんどん先を見通して造っていくということ、それから保育士が足りないことと、それから保育園の入所には余裕があるけれども、保育士が足りないことですか。保育園が満床で入れないというケースはあまり聞いたことないですか。保育園がもう入所定員オーバーだということは2、3年前からありましたけれども。

では、休憩で。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時48分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これで、井上和代議員の一般質問を終了します。

次に、美島盛秀議員の一般質問を許します。

○14番（美島盛秀議員）

町民の皆さん、こんにちは。14番の美島盛秀でございます。ただいま議長のほうから一般質問の許可が下りましたので、質問をいたしたいと思います。

ただいまの2人の同僚議員のほうからすばらしい意見等が出されて、伊仙町議会も女性議員が誕生してすばらしい議会に変わったなという思いで質問を聞かせていただきました。そういう観点から、また執行部の皆さんは質問に誠実に、そして理解のできるような答弁のほうもよろしく今後お願いしたいと思っております。質問と答弁のほうがかみ合わないと、無駄な時間が相当あったのではないかなと気もいたしますので、これからの議会運営の在り方等も我々議会14名が真剣に取り組んでいきたいと思っております。

今、日本ではワールドカップ世界大会で、本当に徹夜で観戦をされたことだと思います。非常に感動したり、あるいは一喜一憂で一晩を過ごしたところでもあります。そういうような喜ばしい、すばらしい現代において、また日本統一協会の問題や、あるいは政治とお金の問題、本当に今、先が見えないようなことが起きつつあるのではないかなと心配をしたりしながら今回の質問もいたしたいと思っておりますので、執行部の答弁の皆さんは明快な答弁をお願いをいたして、質問いたしたいと思っております。

通告をいたしております8項目について、順次お尋ねいたします。

私が通告をしてありますのは、大久保町長の6期目の就任から1年となったと。この1年間の町長の政治姿勢、そして5期20年のいろいろな課題をどう取り組んできたか、取り組んでいくのかということ等でありますけれども、先ほど町長のほうから前もって資料が配られておりまして、ちょっと目を通しましたら、私の質問にこれで答弁になるような形でいいのではないかなという町長の考えみたいなんですけれども、そうはいきません。やはり町長というのは、1期4年間、その1期4年間の締めくくりをきちんとして、それぞれの町民の幸せ、生活の向上に取り組まなければならないという思いがしますので、ぜひ誠実にお答えいただきたいと思っております。

大きな1番目として、大久保町長の6期目就任から1年となります。これまで5期20年間に解決

できなかった諸問題をノーサイドで取り組むと答弁しておりましたが、下記事項についてどのようになっているのかお尋ねいたします。

まず、伊仙町堆肥センター使途不明金の件ですけれども、これはもう平成15、6年の出来事でありまして、平成21年に特別委員会を設置して、まだ解決ができていない。こういうような解決できていないものをおろそかにしてきた結果が、いろんな政争の具にされてきた。こういう思い等がいたしますので、1期4年でそれぞれの課題を解決し、解決できないものはその後の方策等を示して、きちんとした形で行政運営をしていくのが町長の政治姿勢だと思いますので、よろしくお尋ねいたします。

2番目に、これも同じく5、6年になりますけれども、多世代交流機能拡張備品購入事業における備品未納問題の件であります。

3番目に、糖業振興会における使途不明金の件についてでありますけれども、これはつい1年、2年前の話でありますので、記憶に新しいところであります。

4番目に、指名入札の件についてお尋ねをいたします。この件につきましては、去年の12月議会、町長選挙が終わって、すぐに町長はいろいろな面においてノーサイドでいくと、しがらみのない行政、町政を進めていくという答弁をされておりましたので、そしてさらにこの入札については、今年の9月、もう1年が過ぎましたけれども、9月をめどにきちんと考えて進めていくという突っ込んだ答弁もありましたので、今この入札についてどういうふうに経過になったのかお尋ねをいたします。

5番目に、職員に対する綱紀粛正の徹底はなされているか問うものでありますけれども、先般、全員協議会のときに、4月1日からの人事異動等、あるいは退職者等の人数等の資料を頂いております。そういうこと等に対してどのような指導をなされたのか。それ以前にもこの綱紀粛正についてはお尋ねをいたしましたけれども、毎年、退職年齢に達しない人たちが何人か退職をしている、辞められている。こういうことに対して、どのようなメンタル等を含めて指導をしてきたのかお尋ねをいたします。

次に、6番目。上記の5つのこういうようなことを指摘して、通告してありますけれども、上記の観点から、これまで約2年間の副町長が不在になっております。副町長不在は、町政運営へのデメリットは大きいと考えるが、今後の副町長人事をどのように考えているのかお尋ねをいたします。去年の答弁で、議会の理解も得ながら考えていくという答弁がありましたけれども、議会にそういう相談があったのかどうかはしれませんけれども、やはり人事案件についてもそれなりの町長の考えがあるかと思っておりますけれども、町民が理解できる、町民の納得のいくような人事を考えていただきたい。この副町長の人事についてもお尋ねをいたしたいと思っております。

大きな2番目といたしまして、教育行政と闘牛文化の関係性についてどのように認識しているのか。第3回定例会（9月議会）で前向きな答弁がありました。その後の取組についてお尋ねをいたします。11月の県外視察で、秋田県に視察に行ってきました。あともって、総務文教厚生常任委

員会の報告等が明日の最終本会議であると思いますので、そこらあたりも参考にしながら、また教育行政についてもさらなる発展のために取り組まなければいけないという思いでありますので、闘牛文化が私は教育にある程度の影響を与えている、町長も闘牛は光と影の部分があるという答弁がありました。その影の部分をどうするのか。また、さらに教育長は負の部分というふうに表現をいたしております。この影、負の問題、こういうことが大きい小さいかは分かりませんが、負があり、あるいは影の部分がある、これを解決するためには何としてでも取り組んで、この闘牛文化をすばらしい伝統ある闘牛文化にしていかなければならないということ等を考えたときに、教育とのまず関連性を議論していかなければいけないと考えておりますので、それぞれの認識をお尋ねいたしたいと考えております。

次に、大きな3番目に、役場新庁舎建設について、工程管理と計画に沿って計画どおりに工事が進んでいるのかお尋ねをいたしまして、1回目の質問を終わり、2回目から自席で質問させていただきます。よろしくお願いします。

○町長（大久保明君）

美島議員の質問にお答えいたします。

この①、②、③までは担当課長に説明していただきますし、4番は総務課長に答弁していただきます。5番に関しましては、担当課長、私で答弁していきますけれども、この堆肥センターの件に関しましては、今、課長のほうから詳細に説明していただきますけれども、一時停滞した時期がありましたけれども、本人と連絡を取ることができまして、今いろいろ課長のほうで対応しています。交渉の一部だけは、聞いた感じではこの方の土地と建物があります。あれは町で買うという形で進みそうでありますので、その辺も含めて課長のほうから答弁あります。

それから、2番目に関しましては、今、司法の場で進めている状況でありますので、このことも本人が払う額が少ない中で、かなり時間はかかるとは思いますけれども、そういうことで進めておりますし、また、実家に関しましては今後どのように交渉していくか、今、本人とも話をしていますけれども、まだまだ親族の方が別にいらっしゃるということで、このことも親族の方とも交渉をしていけば、何らかの進展があるのではないかと考えております。

3番目に関しましては、これは今、係争中でありまして、その経緯を今、見守っている状況でありますので、この3つの案件は本当に私が町長になってからもう17年ぐらい前に始まった件でありますけれども、なかなか本人が特定できないという状況がしばらく続いたということなどあって、今に至っております。

それから、諸問題をノーサイドで取り組むということは、これは私は答弁いたしましたし、いろいろな形で伊仙町の町民に対しまして、行政は公平にやっていくことを今まで以上に強力で推進をしていかなければならないと思います。伊仙町も一つのそのはかりというか、伊仙町がどうなっているかということの標榜できるものは、何回も申し上げたとおり、人口問題でありますので、この人口をいかに維持していくかということは、これはこの20年で、他の自治体には遜色ない形で今

まくいっていますけれども、さらに推進していかなければなりません。話はまた長くなるので言いませんけれども、いろいろやっぱり集中から分散という考え方をこれからも徹底して進めてまいりたいと思います。

闘牛文化に関しましては、一問一答ですから、あと教育長ともよく話をしていますけれども、やっぱり明るく、そしてすばらしい文化だという表現をしていきたいと思います。光と影という表現はもう要りませんので、そういう形でどんどん前向きに進めていくことが大事ではないかとも考えております。

庁舎建設は、また総務課長のほうから答弁があると思いますけれども、今、3階と床が完成した状況でありますので、議会4階で、5階にいろんな倉庫等がありますので、建設している方々もいろんな事情で工期が遅れていますけれども、なんとかすばらしい庁舎ができそうな状況であります。

以上です。

○経済課長（橋口智旭君）

美島議員の質問にお答えいたします。

①の伊仙町堆肥センター使途不明金の件についてでございますが、先ほど町長からもございましたが、本人と連絡が取れたことにより、土地等の売買について協議を進めているところでございます。

直近の状況といたしましては、全国和牛共進会、私も5日から6日程度、鹿児島に滞在しておりましたので、そこでお会いするアポイントを取ってございましたが、急遽県外での仕事が入ったということで、お会いできなかった次第でございます。

現在、知人を介しまして、また連絡をいただけるようお願いをしております、出張等と併せて、また面会をして協議してまいりたいと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

町長と課長のほうから前向きな答弁がいただけたのではないかと考えております。20年間の課題、そういうことについて努力をこの1年でやってきたということだろうと思いますし、また町長の先ほど申しあげました内容からして、町長の20年間の実績といいたししょうか、政策等の実現がかなりできたということも普段から私は承知はいたしております。

しかし、私が日頃、一般質問をする中で申し上げてきたのは、やはり1期4年間であったことをきちんと整理をして課題を残さないような、そしてその課題を次の任期の中でどう解決していくのかということを町民の皆さんにしっかりと理解してもらおう。それこそが、私は政治の、町長の政治姿勢ではないかという思いがいたしております。そういう観点で、この質問も何回かさせていただいたわけなんですけれども、このことについては、堆肥センターの使途不明金については、本人と会って話が進み、近々和解ができると、あるいは解決できるという受け止め方でよろしいですね。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

土地の名義等の問題等もありますので、そういった部分を順に協議して行って、解決していきたいと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

ぜひ解決ができますように、あと半歩くらいですので、頑張って解決をして、町民にも解決できましたよという報告ができるようお願いをいたします。

次、2番目、お願いします。

○社会教育課長（中富譲治君）

美島議員の質問にお答えいたします。

②多世代交流機能拡張備品購入事業における備品未納問題の件についてでございますが、こちらについては、現在、弁護士と民事委任契約を11月21日に締結し、裁判所における調停を進めているところでございます。

○14番（美島盛秀議員）

この件に関して、月々の支払金額がありましたけれども、令和4年度には月々の支払ができておりますか。

○社会教育課長（中富譲治君）

ただいまの質問にお答えいたします。

令和4年度に関しましても、月々、毎月返済のほうは入っている状況でございます。令和4年の11月11日現在におきまして、こちらの返済額のほうが108万5,000円となっております。

○14番（美島盛秀議員）

月々の支払いは振り込まれているということなんですけれども、このことに関して、あと残り僅かではないかと思うのですけれども、本人も努力をされていると思います。

しかし、本人が今、島に帰れないような状況になっているのではないかと。まだまだ備品問題に関しては、個人的なことで、ほかのことは分かりませんが、帰れないような状況になっているのではないかと。そこらあたりもやっぱり町としても考えて、本人が、家族が島にまた帰ってこられるような、そして島でも頑張れるような、そういうこと等もやっぱり町としても指導したり、いろんな提案をしていただきたいと思いますし、非常に残念なことは、阿権の前里屋敷の隣に空き家があると、存在しているということで、非常に環境的にも気を使う目がありますので、そこらあたりもしっかりと町として、今後、前里屋敷周辺の整備等、どうしていくのかも考えていただきたいと思いますけれども、そういう本人の今後の居場所、そして実家に帰ってきてまた生活できるような、そういうこと等を町として考えられるのか、また考えているのかお尋ねをしたいと思います。

○町長（大久保明君）

この1年の間だったと思いますけれども、電話が通じまして、前里屋敷の横の屋敷に関しましては、おじが鹿児島におると。その人とは話をしないとということでありまして、ただ、本当に前里屋敷の横で草ぼうぼうですから、その伐採とか、そういうのは町でもいいという話でありました。

ただ、家の中は絶対入らないでくれという話でしたから、家の近隣の人に聞きますと、もう大変な状況ではないかと言っていますので、これは本人に再度確認して、その辺の状況、本当にあのままでは廃墟になって、話になりませんので、再度連絡を取れたらしていきたいと思うし、本人も奥さんも働いて、毎月、今納入している状況であります。

○議長（前 徹志議員）

美島議員、本人が特定できるような発言がありますので、そこら辺のところを注意して質問をしてください。

○14番（美島盛秀議員）

ぜひ前里屋敷の周辺整備においては、町が優先的に進めていただきたいと考えております。私も個人的なんですけれども、阿権の八幡神社の整備について、今、一生懸命取り組んで、先日は郷友会の方から社標を多額で寄附を頂いて建てたところでありました。そうして阿権の集落が文化的にも、あるいは歴史的にも深い集落でありますので、こういうこと等を発信しながら、今後、世界自然遺産の観光客が増えてくるように結びついていくということを考えておりますので、ぜひ周辺整備についてはまた取り組んでいただきたいと思っております。

③の糖業振興会における使途不明金の件についてお願いします。

○経済課長（橋口智旭君）

③の糖業振興会使途不明金の件についてお答えいたします。

こちら、9月議会におきましても説明いたしました。令和4年4月25日に、徳之島警察署において告訴状の受理、現在も継続して捜査が続けられている状況でございます。また、令和4年8月5日、鹿児島地方裁判所名瀬支部へ訴状の提出を行い、直近でいいますと、3回目の口頭弁論が12月20日に開かれることとなっております。

○14番（美島盛秀議員）

係争中であるということ等で、しばらく時間もかかりますし、様子を見なければいけないと思えますけれども、3月議会だったですか、2、3年はかかるということ等も答弁をいただいておりますので、ぜひ町としても解決に向かって協力をして、町民に1,400万円の不明金はどのようにして解決されたかという、しっかりとした報告ができるように努力をしていただきたいと思えます。

次、4番目。

○総務課長（久保 等君）

美島議員の④の質問についてであります。6期目の町長就任後において、今後、ノーサイドで取り組むということでありまして、その部分については、相手、企業名とかは申しませんが、指名入札については、町長の考えに沿った形で行っているものでございます。

○14番（美島盛秀議員）

先ほども言いましたけれども、9月頃をめどにということをお答えいたしておりますけれども、その9月頃をめどに指名委員会で、今まで入札に入っていなかった業者、これが指名に入った入札があ

ったでしょうか、お尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

その業者の前回いつ入ったというのは、手元に資料がありませんのでお答えできませんが、9月、10月頃の指名について、指名を行ったところでございます。

○14番（美島盛秀議員）

指名をしたということですが、指名願いが出されていて、まだ入札ができていない、落札ができていない業者等もありますか。

○総務課長（久保 等君）

4月、令和4年度に入って指名を行っているところでありますが、その中でまだ仕事が取れていない業者はおります。

○14番（美島盛秀議員）

伊仙町を地域的に回ってみたら、非常に工事現場が多いです。それだけ公共工事が出されていると思いますけれども、そういう中で、指名願いは出ているけど、まだ仕事が取れていないという業者がいるのではないかとということなんですけれども、まだ仕事が多すぎて、忙しくて、仕事はやっていないと、落札はしていない業者があつて、落札がされていないということで受け止めてよろしいですか。

○総務課長（久保 等君）

その入札の量、それから手持ち工事とか、そういうものを考えて指名委員会も開いてございますが、今のところ、今年度まだ落札していない業者は存在します。

○14番（美島盛秀議員）

ぜひ指名願いが出ている業者、全ての業者に町内の工事が受注できるように努力をしていただきたいわけなんですけれども、いろんなしがらみ等乗り越えて、これが町長の言うノーサイドだと私は思いますし、そのノーサイドこそ、私はオール伊仙町につながっていくと考えますので、町長の言われたことを今後私は信じて、平等な、そういう行政、町政への姿勢を示していただきたいと思っております。町長の再度、ノーサイドについて今後どう進めていくかお尋ねいたします。

○総務課長（久保 等君）

すみません、先に答弁させていただきますが、この指名については、1工事に対して、5業者から6業者を指名して今現在していますが、そこで指名願い出している業者さん全てにそれが行き渡るかどうかは、そこは執行部としては知り得ないところでありますので、そこはまたそれぞれの業者さんが努力していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○14番（美島盛秀議員）

ぜひ、さっきも言いました、現場が非常に多いです。水道工事などにおいたら、距離の長い工事をしている人もいますし、短い仕事をしている人もいます。ですから、そういうあたりは、距離でいけるところは距離的に、予算的に分割してでもできると思っておりますので、ぜひそういう努力をして、

道路工事とか水道工事とか、こういう工事だけでなく、ぜひほかの入札等においても平等な入札の在り方をお願いをしたいと思います。

次、お願いします。

○総務課長（久保 等君）

美島議員の5番目の職員に対する綱紀粛正の徹底をなされているのかという質問であります、何月議会だったかちょっと忘れたのですが、各課長会、それから月1回行われる全体朝礼においても、綱紀の粛正といった部分、服装だとか時間とか、やっぱり全体的には守られているにもかかわらず、1、2名のことでそういった町民からの見る目線というのは変わってくるわけですので、職員として全体で、一人も漏れなくこのことが守れるようにということで指導もしてございます。

今回、今年度4月から新規採用となされた方たちについても、今まで2回、前期、後期というふうに職員研修も行っています。その中でも、法令、メンタル、法令に従った職員でないといけないということも研修の中でしてございます。その研修の復命という形で、一人一人こういった研修を受けて、町民のサービス向上に努めなければならないという自覚を持って復命もしてございます。そういった面で職員の指導等も行っているところでございます。

○14番（美島盛秀議員）

議会のたびごとに綱紀粛正等の質問が出ますけれども、昨日もらった令和4年度の人事移動の数と、あるいは令和4年度の退職者数、12月1日付ですけども、5月に1人、6月に1人、8月に1人、3名依願退職というふうになっておりますけれども、聞くところによると、私はこの職員は何か職場内でのセクハラとかいじめ、あるいはそれによる鬱病、病気というのは聞いていないのですけれども、3名のそれぞれの退職が1年間で3人もいるということは、これはちょっと、退職者に限っては理解できますけれども、3人も退職する人たちが出るということは、綱紀粛正だけでなく、何か原因があると考えられますけれども、この3名の職員、以前に休職等をされていた職員なのか。また、今現在、休職をしているのはいるのかどうかお尋ねいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この依願退職者につきましては、本人の希望でありますので、こちらからどうこうという話ではないと考えておりますが、以前に休職をして、病休とか、それで休職していたという方、これ3名ともその経歴はございます。

それから、今現在、病休等で休んでいる人がいるのかというところでは、病休が2名、休職が2名、今現在いるところでございます。

○14番（美島盛秀議員）

この休職が2名、病休が2名、この4名についても、やはり退職につながるような結果になるかも分かりません。そこらあたり、そういうこと等を考えて、やはりメンタルというのは非常に大事なことだと思いますので、職員の日頃からのそういう綱紀粛正等、あるいは生活面、勤務状態等に

おけるメンタルは、ぜひ今後も続けてやっていただきたいと思います。

それと、よく聞きますけれども、職員の出勤状態、出勤簿はどのように扱っておりますか。

○総務課長（久保 等君）

今現在、出勤簿については各課で管理して、印鑑で処理してございます。以前においては、タイムカードで処理していた部分があるのですが、それについては、個人で押さずに人を頼るとか、そういった問題も発生してございましたので、残業等、事前に超勤命令を入れないと認めないという方向で、今現在、タイムカード制度は使用してございません。

○14番（美島盛秀議員）

私は、こういう出勤状態、あるいは勤務状態、こういうことからいろんな病気療養になったり、あるいは休職になったり、退職をしなければならないというようなことに発展していくのではないかと思いますけれども、今言ったように、出勤簿でやると本人の押すのが確認できないとか、あるいは印鑑で今、出勤簿に押すのですが、それはきちんと出勤がされたときに個人で印鑑を8時30分までに来て届出をすると、出勤簿に押すという理解でよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。ぜひ若い職員の皆さん、今、一生懸命頑張っています。よく分かります。皆さん、僕より若いですから、みんな若い職員だと思います。そういう中で、町民の中から出てくる話は、まだまだ職員の勤務状態や、あるいはいろんな状況等を批判といいましょうか、いろんな批評が出てきます。出てくるということは、日頃そういう行動が見られていると思いますので、そこらあたりやっぱり自己評価、一日の自分の行動、そういうことを記録した自己評価的なことが分かるような、そういうのを出させて、1週間に一度とか、あるいは一月に一度とか課長のほうで見て、そしてまた課長会あたりでこういうことなどがあるよということをお話し合って、みんなで取り組んでいけば私は一つ一つ解決できるだろうし、個人的な行動は、勤務時間内には私は決してあってはならないと思っておりますので、それがオール伊仙町だという意味につながってくるだろうと考えますので、ぜひそういう個人カードですか、個人評価ですか、そういうこと等も考えて取り組んでいただきたいと、検討していただきたいと思っております。

綱紀肅正につきましても、いかんせん、今言ったように、病気や休職、あるいは退職というふうにつながっていく可能性がありますので、真剣に今後取り組んでいただきたいと思っております。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの件でございますが、毎年メンタルチェックということを行っております、その中で、この人はこういったところにちょっと気をつけなければならないというところで、何名か名簿が上がってくるわけなんです、そういったときにやっぱり周りが気をつけたり、一緒に協調性を持った形ですと、1人にしわ寄せが行かないなど、そういったことを今現在行っているところであります、全体朝礼においても、先ほど美島議員が言われたように、自分ではきちんとしていると思っても、周りの人が見たらちょっと足りないというところは、やっぱり人が評価するということを重点に置いて、自分はできているからこれだけでいいという考えではなくて、周りからどういう評

価をされているのかというところもやっぱり必要だと考えていますので、その辺もまた周知をしていきたいと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

ぜひお願いしたいと思います。

それと、執行部の皆さん、こういう議事録があると思うのですが、ぜひ自分が答弁した議事録とか、あるいは内容等、しっかりとまた確認をしたり、読み直しておさらいをして議会にも臨んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次、お願いします。

○町長（大久保明君）

先ほどの綱紀肅正について、またすぐ私が述べますと、かなりメンタル的な形で、次、答えますけど、本当に全く出てこなくなって、家で鬱状態になった方、2人いらっしゃるのですが、1年ぐらいずっと様子を見ていますと、だんだん元に戻ってきたという例もありますので、ですからこういう精神的な問題はかなり時間をかけてやっぱりフォローしていくと、そして常に励ましていくということはかなり改善しているような気がいたします。職員が最近、そういうメンタルヘルスで悩んでいる方が多いのは、これはいろいろ報道で見ても、コロナの影響、相当、どこの自治体でもこういう問題が出てきているという状況も影響していると思います。

それでは、次の2年間の副町長不在に関しましては、どうデメリットが大きいと考えるかということですが、副町長に関しましては他の自治体を見ても、県とか、また民間の企業から招聘している例もあります。今後とも、今副町長不在で私も大変ですが、総務課長は相当大変な状況で疲れておりますので、何とか早急に対応していかなければならないと思っております。

今後の人選につきましては、またいろいろ考えながらこれは前向きに考えていきたいと考えております。6番目については、そういうことでございます。

○14番（美島盛秀議員）

私、この副町長人事というのは、非常に大事な人事だと考えております。デメリットがあるということをお知らせしましたが、やはり副町長の不在について、町長は以前にも言いましたように出張が多過ぎますが、その留守にした後を預かるのは副町長だと私は思っています。その副町長がいれば、やはり緊張感を持ってみんな相談に行ったり、いろいろなことを、コミュニケーションもうまくいくと私は思うのですが、この2年間、副町長不在で、先ほどから言っている病氣療養中、休職とか、あるいは退職者が出たとか、これにも私は関係しているのではないかなということ、大きなデメリットがあるというふうに感じているわけなんです。そういうこと等を含めて、いろんな副町長のやる仕事というのは大なり小なりたくさんあると思います。町長がいないときの役場を預かるわけですから、そういうこと等が2年も続いているということ自体、私はおかしな町長の政治的役割は果たせていないと、政治的姿勢がちょっと私には理解できないという点があるわけなんです。ですから、当たり前の人事をして、きちんとした形で行政を進めていくと、こ

れも私は選挙の弊害ではないかなと思うわけなんですけれども、やはり5期も20年間も務めた、6期目に入って、ここらあたりで副町長の人事もすぐ任期が切れた後に決めきれない、そういう姿勢に私は不快感を感じているわけです。これは私の素直な気持ちで質問をしているわけです。町長も本当に伊仙町のことを思い、町民のことを思うのであれば、やはり自分の右腕として話ができる、そして職員を、いないときの留守を、役場を任せられる、そういう人事ができてほしいと思っております。

また、メリットも私はたくさんあると思います。副町長がいなかったら、給料を支払わなくていいから。この2年間で何千万か浮いているわけだから。それでほかの事業もできますから。それはメリットにつながるのかどうか分かりませんが、そういうこと等をいろいろ考えながら質問をしたり、あるいは議会に長年籍を置いておりますといろいろな思いが出てくるのです。やはり伊仙町も、そういう町民の幸せを願う思いが日に日に募ってきます。そういうことで、こういう副町長人事について質問したわけでありましてけれども、やはり2年間というのはもう相当日数がありますので、決めようと思えば、私は僅かな時間があればできると、町長の腹一つだと思っておりますので、ぜひ早急に決めて、そして職員とのコミュニケーションがうまくいける、オール伊仙町でいけるような、そういう体制づくりに早急に取り組んでいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、大きな2番目の……。

○議長（前 徹志議員）

美島議員、ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 3時55分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育長（伊田正則君）

美島議員の質問にお答えします。

闘牛文化の9月議会での前向きな答弁があったが、その後の取組についての問いについてお答えします。

闘牛文化だけに限って、9月議会後に教育委員会として具体的に取組んだということはありませんが、徳之島、または伊仙町での先人たちの生き方から学ぶ価値観や生き方については、私の考えを各種会議、または研修会等で、挨拶の中で紹介してきました。

直接、闘牛文化だけに限ったことではありませんが、文化・地域行事の継承という中での取組で答弁していきますと、今年度まで学校評議員会というのが各学校ありましたけど、この学校評議員会の制度を来年度からは学校運営協議会に変更して運営していくという準備を進めています。

先日の校長研修会、または教務主任等研修会、それから教頭研修会、来週あります区長会等でも

この話題を、校長研修会等ではこの話題を出して先生方に、各学校にお願いしましたが、区長会等でまた紹介していきたいと思っておりますが、この学校運営協議会、あまり聞き慣れない言葉なんですけど、今まで学校評議員会というのがあって、この議員の中からも学校評議員になって、学校長の学校経営に対する意見とかを述べるという会に参加されている議員さんもいらっしゃるかなと思います。年に3回、各学校でこれは今まで持っていました。

これを来年度から学校運営協議会に変えるとなると、ではどういうことかといいますと、地域の行事や文化について、この学校運営協議会で協議をして、学校の年間教育課程に盛り込んで、地域の方や保護者が学校運営に参画すると。今までは学校長の経営に対しての意見交換だけでしたが、学校運営協議会という会になりますと、いろんな地域の文化、残したい文化を地域から提案して、そして教育カリキュラムの中に入れていく。そして教育カリキュラムの中に入れるということは、学校は必ずそれを実施していかなければいけないという制度です。地域でこの行事は残したいなとか、この文化は引き継いでいきたいなというのがあったとしても、なかなか地域から学校に対して提案するという機会がありませんでしたけど、この学校運営協議会のメンバーの中では提案できるという法的な保障がされています。また、学校長の学校経営に対しても、この運営協議会の承認を得ないと学校が運営できないという形になっていますので、法的にも保障されている機関で、文科省、また国のほうでも教育委員会をリーダーとして早期に進めなさいというふうになっていますので、ここを進めていこうかなと思っております。

学校は、先生方は転勤します。転勤して熱心な先生がいらっしゃる時には、すごく盛り上がった学校行事とか文化等の継承についても、また先生方が代わったらすごく衰退するということが過去にありましたので、地域の方が責任を持って、ずっとこの地域には、私たちのこの地域にはこういう特色ある文化があって、また行事があって、これを持続可能な形で残していくというのが運営協議会を置く趣旨であります。先ほどからも出てはいますが、徳之島は世界自然遺産登録になりましたけど、この自然に関することとか、また文化のこととか、行事のこととか、また今、中学校の部活のこと等も言われていますけど、こういうことを地域の課題、また学校の課題として取り上げて、地域の人が学校に任せるのではなくて、一緒になって考えていって提案していくという取組に来年度から変えていくということに考えています。

以上です。

○14番（美島盛秀議員）

今の答弁の中で、今まであった学校の評議員会を学校運営協議会にすると、変えるという新たな取組になるということですね。分かりました。

以前の答弁で、教育行政ということで考えまして、家庭内での生活習慣の乱れ、あるいはこういうことから欠席者が多いということ等がありまして、児童委員、民生委員という、そういう委員会の中で今活動をしているけれども、その児童委員等と話し合いをして、学校教育に対策を考えていきたいということを答弁されたわけなんですけれども、その児童委員というのが今存在をして、今

の学校運営協議会、これとどういう関連性があるのですか。

○教育長（伊田正則君）

主任児童委員という方が伊仙町に2人いらっしゃいますけど、民生委員という名前が並行して児童委員という名前になっています。今まで民生委員となると、年配の方の世話をするとか、いろんな支援をするという形を持っていましたけど、この民生委員の今までの仕事だけではなくて、困り感のある子供たちの支援もしていく、これらの並行して今仕事をするようになっていく。この中の、伊仙町の代表に主任児童委員という方がいらっしゃいます。この主任児童委員、先ほどと全く離れて、学校運営協議会と全く離れますけど、よろしいですか。まず、今、美島議員からあった長期欠席者、または家庭内で困っている子供の支援、これについては来週の水曜日に第1回の協議会を持つ予定でありますが、これはどういう目的で持つかということ、先ほどの運営協議会と全く別な人ですけど、持つかということ、長期欠席者とか困っている子供に対して、今学校だけで対応するという形を取っていますが、学校では対応し切れない部分が多く出てきたと。その部分に対して、行政、子育て支援課とか、それから社会福祉協議会の主任児童委員がいますが、それから県の児童相談委員、亀津にある合庁の中にいますけど担当者とか、それからSSW、キノコにじろクラブの方がSSWと、ソーシャルワーカーになっていますけどこの方とか、それから支援施設のがじゅまるの家の方とか、それからくらしサポートセンターの方とか、また教育委員会の指導主事とか、こういう方たちを集めて、今各学校で困っている子供に対する支援を学校だけに任せないで、地域や行政や、またほかの支援施設等で支援できないかどうか話し合うやつ、これが先ほど美島議員がおっしゃった、私は来週水曜日に第1回目を実施しますが、児童生徒情報交換会、支援情報交換会という名前で始めていく会です。これと学校運営協議会とは別物です。

○14番（美島盛秀議員）

この教育行政においては、なかなか理解、言いにくい点もたくさんありますけれども、その民生委員の協力を得て、学校で対応しきれない諸問題へいろいろ参加していただきたいということだと理解しておりますけれども、やはり学校、教育は、学校、あるいは地域、PTA、3者が一体となって取り組まなければ、地域の学校は運営は難しいということだろうと思います。その民生委員の件について、民生委員はどこ、役場が、町が人事を推薦して法務省から委任されるんじゃないか、その経緯についてお尋ねします。民生委員について。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの美島議員の質問にお答えします。

町のほうから推薦委員会を開催し、その推薦をもって県知事のほうで許可をいただいて指定するという流れになっております。

○14番（美島盛秀議員）

今、伊仙町に民生委員は何人いますか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

すみません、民生委員のことに関する質問というのが、私の中でまだ資料を準備していなかった
ので、後ほどお伝えしたいと思います。

○14番（美島盛秀議員）

その民生委員に協力して、学校運営等も今後やっていきたいという考えと思いますけれども。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 4時07分

再開 午後 4時11分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（美島盛秀議員）

今の説明で理解ができました。要するに、民生委員の中に2人の委員がおって、その委員がまた
運営委員会に参加して、情報交換をして、民生委員と協力して、各地区の学校の問題等をまた指導
したり、相談したりしてあげるという理解でよろしいですね。分かりました。そういうこと等、今
後ずっと続けていけば、今まで私はそういうことを聞いたことがなかったものですから、それをす
ることによって、学校、地域、PTAとのうまい連携が取れるのではないかなと思います。

そういうこと等から、私は闘牛との連携、関係がどのようにつながっていくかということちょ
っとお尋ねをしてみたいと思いますけれども、これはつい最近の新聞なんですけれども、これは闘
牛とは関係ないです。学校のルール、教育ルネサンスという学校のルールという件について、これ
は校則のことです、つい最近の新聞に載っておりました。この中に、校則は子供たちが自分たちで
見直そうということ等が、あるいはブラック校則を変えないといけないと、そういうこと等が今取
り組まれているということ、あるいは今言われたように、保護者も学校運営に参加できるようにす
ると、あるいは生徒自らつくる決まり、学校の決まりは自分たちでつくと、まずこれは人権尊重
の意味から言われていると思いますけれども、こういうようなこと等を自主的にやるのが、これ
からの学校のルールづくりに、学校の運営にも関係するという内容なんですけれども、そこでちょ
っとこの記事を読んでみますけれども、「校則について定める法令はない。文部科学省は、教員向
けの指導手引書で、校長に制定の権利があり、社会通念上、合理的な範囲で児童生徒の行動に一定
の制限を課すことができると位置づける。一方、内容は、変化する児童生徒の実情や社会常識など
を踏まえているが、絶えず積極的に見直しが必要としているということ。」これ校則のことです、
校則、学校のルール、これは校長が決めるということなんですけれども、その校長次第ではいろん
な校則、ルールが決められる。その校長が責任を持ってやるというふうに書かれておりますけれど
も、それを今後、児童生徒自らやっていったほうがいいんじゃないかなという、この教育ルネサ

スじゃないかなと思っているのですけれども、校長の、教育長も校長の経験がありますけれども、校長の管理職の権限というのがどこまで認められて、どこまで地域、あるいは学校運営に浸透しているのか、教育長の認識をお尋ねいたします。

○教育長（伊田正則君）

校則については、最終的な決定は、いろいろな職員会議の決定についても、いろんな学校のルールについても学校長が判断するというのは、これは変わらないと思います。ですが、先ほど美島議員から話があったように、子供たちの意見表明権とか、子供たちの権利条約とか、これはまた法的に認められていて、子供たちは自分の権利に対してきちんと意見を述べられるという認められた法律がありますので、そこを表明して、最終的には学校長のほうでブラックとかいうところの校則については廃止しながら、子供の意見を聞きながら、最終的には校長が決めるという形になっているんじゃないかなと思います。

○14番（美島盛秀議員）

以前は、生徒手帳ですか、ルールを書いたのはあった時代がありましたけれども、今はその生徒手帳はないと。それで今、校長の権限でこのルールはつくって、最低限守らせるようにしていかなければならないということですよ。そのルールを決めるために、今でも校長のそういう権限は与えられているというふうに受け止めてよろしいですか。その校長と学校の運営の在り方と、それは町の教育委員会、今日の教育行政の運営の在り方等々、概要等々の連携は、うまく今、伊仙町では取れているというふうに私は思っていますけれども、そこらあたり、教育委員会の学校側に対する指導とか、あるいは学校運営の在り方とかは、行政面で町内の学校の先生方に指導はできるものですか。

○教育長（伊田正則君）

校則については、それぞれ中学校でしたら生徒会があったりとか、または小学校、児童会がありますけど、この生徒会の中で、学校のルールに対して、校則等も含めたルールに対して話し合っ、そこを職員会議にかけたりとか、また職員会議にかけた後の最終的な決定は、校長のほうで決定するという形になっていますけど、ただ、その校長が決定する権利は持っていますけど、子供の先ほど言った意見表明、意見を無視したりとか、また生徒会からの意見を無視したりとかいう形ではなくて、そこを吸い上げるような形で校則については見直しを進めるようにというような話は、教育委員会の会でも、校長会でも話をしています。そういう形で、先ほど時代とともに変わっていかなくてはいけない部分として、校則見直し等についてもあると思っていますので、そののところは子供の意見をきちんと聞きながら、学校ではそれぞれ決めるようにという話はしています。

○総務課長（久保 等君）

美島議員のおっしゃられた町の考えというところではありますが、先般、教育大綱という形で教育委員と協議をしまして、それを作成したところがございます。それをもって、また教育長のほうから各学校長に、町の教育行政に関する考え方を伝えていくという方法で、町行政と教育委員会が連

携を持って、この教育行政に対する考え方を提案してございます。

○14番（美島盛秀議員）

町の教育委員会と町執行部、行政側としっかり打合せをして、その方針を決めて、学校運営にお願いをすると、協力してもらおうということによろしいですね。ぜひ教育委員会、執行部、教育委員会は教育委員会としての別個の一つの団体でありますので、執行部と教育委員会、あるいは学校側との連携をうまく取って、いろんな面で校則とルールに携わっていきたいと思いますけれども、そこで闘牛との関連についてお尋ねをしたいと思っておりますけれども、最近、非常に職員の異動が、以前は3年で異動したりしておったのですけれども、去年あたりから5年間ですよ、任期、同じ学校に在任期間が5年になったと思っておりますけれども、その中で、その先生方、鹿児島本土から来る先生方、あるいはこの地元出身でない先生方、闘牛ということを全然知らない先生方が多いと思っております。そこで、闘牛の在り方、今の現在のこの、さっきも言いました負の部分、あるいは影の部分、そういうこと等を知らない、闘牛はけんかをして面白いものだなと、文化にまで指定されているからいい文化だろうと、思い込みで闘牛というのを感じているのではないかなと。子供たちに、その闘牛という文化、これを説明ができない、指導ができないということ等を私は考えるわけなんですけれども、ぜひ教育委員会で、今さっき言われたように、運営協議会、そこにPTAも入る、あるいは地域の人も入る、そういう人たちの意見を聞いて、その先生方にも闘牛を見てもらう。見て、その闘牛文化というものをしっかり認識した上で、この教育関係、あるいはこのルール等を決めて、闘牛文化の振興に努めていただきたいと思うのですけれども、闘牛文化について、その先生方に知ってもらえる機会が考えられるでしょうか、できるでしょうか。

○教育長（伊田正則君）

前職時代に、犬田布中学校にお招きをいただいて、闘牛文化と私たちの生活というテーマで講演をする機会が個人的にありましたけど、その中で、闘牛文化が今、先人たちから伝わってきた中で魅力等を紹介したこともありましたけど、学校運営協議会の中でも、闘牛文化に対する歴史とか、またはいろんな、先日紹介でも話をしましたけど、目に見えない力というのですか、牛が勝った負けたの、この目に見える結果だけではなくて、牛をけんかさせる前の、場内に入る前に塩をまいて勝利を祈るあの姿とか、または牛がけがしないように塩をまく姿とか、または闘牛大会の前に、日柄を見て角を研ぐとか、こういう目に見えない力とか、目に見えないものの文化というのも大切だと。ただ牛が勝った負けたの文化だけではなくて、目に見えない文化をいかに子供たちに伝えていくかということも大事な事かなと思っております。そういうところも学校運営協議会の中で先生方にそういう時間を設定してくださいと、この教育カリキュラムの中に入れてくださいと。その中に入れたら、自分が闘牛文化について話をして、後世に残していきたいというようなことができればいいかなと思って、学校運営協議会を各学校で来年度から実施するよというのも一つの狙いとしてあります。

○14番（美島盛秀議員）

ぜひ先生は、教育長は犬田布中学校で2回も、若い頃、あるいは教頭時代、2回も赴任されて、地元の教員であるということ等を含めて、闘牛のことには十分理解をされて、生徒たちにもいろいろ指導されたことだろうと思います。そのことが9月議会で、就任の挨拶で聞いたときに感銘したところなんですけれども、そういう気持ちでしっかりと子供たちにも闘牛文化の素晴らしさを指導、教えていけば、私はこの闘牛文化を本当に世界へ広められる徳之島の闘牛じゃないかなというふうに感じたりいたしております。そういうようなこと等を含めて、ぜひ今後この闘牛文化には取り組んでいただきたいと思ひますし、また、町長にお尋ねしますけれども、闘牛協会や、あるいはほかの組織、あるいは議会等々と話をし、条例等もつくったらいいんじゃないかということ等を言われたのですけれども、やはりこの闘牛文化を進めていく、すばらしい文化をつないでいけることについては、非常に難しい点があるのではないかなと考えます。

実は昨日、地鎮祭の場所で、ある人が、牛やフリムンベンど持ちゅんだと、こう言われました。私は本当に残念でならなかったです。すばらしい無形文化財として、町の文化財として登録しているにもかかわらず、こんな言葉が出てくるということ、私も、うがしや。フリムンど牛や持ちゅんむんじゃろや。と、ぱっと考えました。とういうのが、町長が言われた影の部分、教育長が言われた負の部分があるということに関係してくるのではないかなと思ったりするわけなんですけれども、やはりしっかりと闘牛協会、あるいは執行部、議会、いろんな識者と協力をして、条例等をつくって、今後取り組んでいってほしいと。

そういう中で、例えば町長がよく言う、闘牛場、あの運営も町の施設ですので、貸出しの方法とか、きちんとした条例で決めて、そして闘牛協会にも貸す、あるいはその番組についても、町から出向で向こうに行っていますので、そういうあたりもその審議委員会、あるいはそういうことを条例にも加えて、その番組等も3,000円というお金を取るわけですから、入場料を取るわけですから、家族で行けば、もう1万から2万ぐらいの、子供は無料ですので要りませんけれども、そういうことをしっかりと話を詰めて今後いけば、私はこの徳之島の闘牛文化は非常に世界自然遺産に連動した文化になってくると考えますので、その点を町長、再度、その条例等をつくる今後の計画等について認識をお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

先月、前議長も含めての闘牛サミット宇和島大会に行っていました。闘牛サミットも年々その価値が、価値がというか、その評価が高くなってきております。この場合は、宇和島の有名な作家の方が闘牛のことを、昔、戦前書いた本がありましてびっくりしましたけれども、そのように、動物愛護の精神がまだ残っているわけですから、例えば闘牛サミットの中で、山古志とか小千谷、山形村は、勝敗をつけないわけです。そして牛が、闘牛が20歳頃まで頑張っていくという文化があります。沖縄でも、徳之島と似ていますけれども、宇和島はもともとは、後鳥羽上皇の前で楽しんでもらうということから始まりだし、島のナクサミも、本土の島の自治を関わった方々の前で奉納

するという、対抗するという、それは大きな文化であるわけです、もともと。それが戦後、高度経済の成長の中で、この闘牛が最も盛んだった頃、いろんな景気、バブルの前は相当の額で牛の取引が行われたとか、いろんなこういうギャンブルがあったということなどからいろんな問題が出てきたわけですが、昔からしっかりした文化であったわけですから、それを今復活しつつあるし、だから闘牛は動物愛護団体が、忌み嫌うのですけれども、それはスペインの闘牛がそうであって、牛を殺すわけですから、その番組、1頭、それはやっぱり動物虐待です。しかし、闘牛文化は牛の本能、本能を人間が助けながら戦っているというのは、虐待でも何でもありませんから、牛の角を研ぐということに関して動物愛護団体が相当厳しいことを言っています。これは世界的にもそうで、ボスニアは大会前に牛の1cm先を切らないと大会ができないようになってはいますが、そういうことも含めて今後闘牛協会とも協力、理解しながら確固たる文化としてやっぱり発信していくことができるし、そういう流れができると思いますし、先ほど教育長が言ったような文化もいまだに残っているし、この前、伊仙から亀津、天城に行くときに、牛ハロジという形でずっとつながっているということですが、お互いに牛を戦わせることもあったわけですから、そういうことを考えてみた場合、いつも感心、ほほ笑ましいのは、勝敗がついたときにオーナー同士が肩をたたき合ったり、ありがとうというふうな光景もよく見られます。ですから、闘牛文化を牛に学ぶという形で言っている側面もあると思いますので、その辺を強調していけば、今伊仙町だけが文化財という指定をしていますけれども、今後3町ともそういうふうな形になると思うし、天城の森田町長も非常に闘牛の文化に関しては建設的な意見も話していますので、3町でそういう文化財ということと同時にやっていけば、自然遺産の中ですばらしい文化があるということで世界中の注目を浴びるようになるかもしれませんので、前向きに取り組んでいきたいと思っています。

○14番（美島盛秀議員）

町長も真剣に考えていますし、今後この闘牛文化をどうして守っていけるか、これ子供たちがいないと、この闘牛文化を絶対守れないと私は思っています。今、牛を飼いたくても、闘牛を飼いたくても、持ちたくても持っていない人がいっぱいいます。私も好きです。自分の牛を持ちたいです。そういう人はほとんど私はこの伊仙町のほう、徳之島にいます。しかし、牛を養える、運動させられる若い人たち、青年層といいたいでしょうか、そういう人たちがいないとこの文化は私は守れないと思っていますので、青少年育成の観点からもぜひ学校関係としっかりとこういうルールづくり等も考えていただきたいと思っています。お願いをします。

それと、これは60周年記念のパンフレットなんですけれども、この4月14日の一番下のほうに、沖縄の闘牛実況アナウンサーで、牛なくさみと書いてあるのですけれども、これは60周年記念で牛なくさみを金曜日にやる計画があるのですか、お尋ねします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問をお答えします。

来年の4月14日に伝統文化と芸能の祭典ということで牛なくさみ等もありますけれども、2番組

ぐらいで闘牛の対戦をしますが、今極論で言えば、今美島議員が必要とされるもの、こういった価値があるんじゃないかと、そういったものを議論されていましてけれども、そこら辺を全てこのイベントでPRできるようにしていこうと思っております。特に、60周年記念に当たりまして、小学生5年生から中学生まで作文を未来の伊仙町に期待することということでいただきましたが、大半がやはり闘牛に対する思いが書きつづられておりました。その中で、やっぱり先ほど教育長が申し上げたとおり、目には見えないものを子供たちはやはり残していきたいという思いが赤裸々につづられていて、我々としてもそれをどうにか形にできないかというふう考えたところで、今回こういったイベントの中でそういったところが表現できたらなと思っております。

しかし、今闘牛協会とのお話とかいう話もありましたが、実際、伊仙町の闘牛協会の皆さんともお話をしました。実際、協会としてできること、我々行政が、協会がやりたくてもちょっとできないのだけでも、補完してやっていただきたいこと、それぞれの役割分担した中で、必ず伝統文化ということでもいい意味で後世に残して、また全国に広められる形で企画内容をしていきたいと思っております。

以上です。

○14番（美島盛秀議員）

これは、私が聞いたのは第2部でここ書いてありますので、14日金曜日です、18時、6時から8時までですけれども、8時は真っ暗で、ナイターで、中でいろいろ設備の準備をして片づけたり、その中で闘牛をやるということなんですけれども、もう決まっているから仕方ないのですけれども、やはり闘牛を広める、文化を広めるという意味であれば、もっともっとお客さんもいっぱい来ると思います。関西、関東、関係する地元出身の方々も来ると思います。ですから、土曜日から日曜日にして、闘牛もきちんとした形で見てもらうと、そういうのが闘牛文化の伝承につながり、世界自然遺産との連携がつながってくるんじゃないかと思うのですけれども、日程的に難しいでしょうなので、ぜひ充実したそういう闘牛番組を考えていただきたいと思っております。この件については終わります。

では、次の新庁舎問題、お願いします。

○総務課長（久保 等君）

美島議員の役場新庁舎建設について、工程管理計画に沿って計画どおりに工事が進んでいるのかという質問にお答えいたします。

先般の臨時議会で議決いただきました、1期1工事の外交工事の際にも少し説明したわけなんです、この一期工事の中での地盤改良、それから本体工事の遅れに伴い、この2期工事、これは当初からの工程どおりであります、その1期工事について遅れた8か月程度の分がこの2期工事でもスライドしてずれ込むという形ですので、令和6年の8月末、これをめどに今工程を考えて、先般変更契約も行ったところでございます。その原因としましては、地盤改良工事がその地盤に固い層が含まれていたということで、1か月半ほど延びたこと、それから本体工事の中で、材料、それか

ら施工する職方の手配がちょっと遅れたということで、今回変更にもなったわけなんですけど、これに伴い、最終的には令和6年8月末、9月の初旬、それを最終的な新庁舎総合開庁というところで計画を立ててございます。

○14番（美島盛秀議員）

最初の計画より大分遅れているようではございますけれども、来年の9月末をもう完全に工事が終わって、引渡しまで終われるという受け取りでよろしいですね。

○総務課長（久保 等君）

今現在、12月ですので、来年の8月末にはこの1期工事の外構までが終了して、その後、現庁舎を解体して新しく2期工事というものを発注して、令和6年の8月末をめどに最終的な完成を目指しているところでございます。

○14番（美島盛秀議員）

せっかく新庁舎を完成させて、今年の12月で完成をして、来年の3月いっぱい引越をして、4月からは新庁舎で仕事ができるという段取りだったと思います。その関係で、4月の初めに落成式、並びに60周年記念を計画したと思いますけれども、多くの出身者の皆さんや関係者の皆さんがこの60周年記念と合わせて来島されると思います。そういう大きな期待の中で半年ですか、6か月ほど遅れると思いますけれども、そういうようなこと等を含めて、私はやっぱり計画性がなかった、工事の遅れからと言いますけれども、こういう工事が遅れるのは、工期を延長すれば完成はできます。しかし、最初の計画から大きな幅がある、ずれがある、そして出身者や関係者、あるいは町民の皆さんの期待に応えることができなかったということは、私は町長の政治姿勢にもあるのではないかなと、こういうことこそが私は町民と、あるいはいろんな人間との信頼関係ではないかなと思ったりして、今回の質問等もいたしました。こういうこと等がないようにぜひ、あと任期3年あります。その3年間で過去のいろんな課題を解決して、また3年後の目標を立てていただきたいとお願いをして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（前 徹志議員）

これで、美島議員の一般質問を終了します。

本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

次の議会は12月8日です。明日は午前10時より全員協議会を行いますので、議員の皆様は時間までに議会委員会室へご参集ください。

なお、この後、陳情審査を行いますので、経済建設常任委員の皆様は議会委員会室へお入りください。お疲れさまでした。

散 会 午後 4時45分

令和4年第4回伊仙町議会定例会

第 3 日

令和4年12月8日

令和4年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

令和4年12月8日（木曜日） 午後1時13分 開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 議案第57号 令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第2 議案第58号 令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第3 議案第59号 令和4年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第4 議案第60号 令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第5 議案第61号 令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第6 議案第62号 令和4年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 追加日程第1 決議第1号 令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）に対する付帯決議（案）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第7 総務文教厚生常任委員会所管事務調査委員長報告
- 日程第8 経済建設常任委員会所管事務調査委員長報告
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第10 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代議員	2番	久保量議員
3番	大河善市議員	4番	杉山肇議員
5番	牧本和英議員	6番	佐田元議員
7番	清平二議員	8番	岡林剛也議員
9番	上木千恵造議員	10番	永田誠議員
11番	福留達也議員	12番	前徹志議員
13番	樺山一議員	14番	美島盛秀議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君

議会事務局書記 芳田勇也君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	久保等君
未来創生課長	佐平勝秀君	くらし支援課長	稲田大輝君
子育て支援課長	久保修次君	地域福祉課長	大山拳君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	福島隆也君
耕地課長	稲田良和君	きゅらまち観光課長	上木博之君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長	伊田正則君	教委総務課長	上木正人君
社会教育課長	中富讓治君	学校給食センター所長	森一途君
健康増進課長	伊藤晋吾君	選挙管理委員会書記長	重村浩次君
総務課長補佐	寶永英樹君		

△開 会（開議） 午後 1時13分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議案第57号 令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）

△ 日程第2 議案第58号 令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△ 日程第3 議案第59号 令和4年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）

△ 日程第4 議案第60号 令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

△ 日程第5 議案第61号 令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）

△ 日程第6 議案第62号 令和4年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（前 徹志議員）

日程第1 議案第57号、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）、日程第2 議案第58号、令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第3 議案第59号、令和4年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第4 議案第60号、令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、日程第5 議案第61号、令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）、日程第6 議案第62号、令和4年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）について、6件一括して議題とします。

提案理由の説明を6件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

提案理由の説明をいたします。

議案第57号は令和4年度伊仙町一般会計、議案第58号は令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計、議案第59号は令和4年度伊仙町介護保険特別会計、議案第60号は令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計、議案第61号は令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条（第1号）の規定により提案しております。

議案第62号は令和4年度伊仙町上水道事業会計の既定の予算に変更が生じたので、地方公営企業法第24条の規定により提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第57号、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、議案第57号、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額74億6,468万4,000円に、歳入歳出それぞれ6億4,568万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を81億1,037万2,000円とするものであります。

予算書6ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、まず歳入について説明いたします。

また、歳入の詳細については、歳入8ページから12ページにかけて記載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

6款法人事業税交付金、補正前の額1,002万6,000円に、法人事業税交付金132万3,000円を増額し、補正後の額を234万9,000円とするものであります。

10款地方交付税、補正前の額32億6,400万6,000円に、額の確定に伴い普通交付税1億2,252万1,000円を増額し、補正後の額を33億8,652万7,000円とするものであります。

13款使用料及び手数料、補正前の額8,548万5,000円に、住宅使用料及び歴史民俗館入館料70万円を増額し、補正後の額を8,618万5,000円とするものであります。

14款国庫支出金、補正前の額12億9,411万9,000円に1億8,693万7,000円を増額し、補正後の額を14億8,105万6,000円とするものであります。

主な要因としまして、国庫負担金の民生費国庫負担金において障害者自立支援給付費等負担金2,146万6,000円の増額、衛生費国庫負担金において新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金1,242万5,000円の減額、教育費国庫負担金において喜念小学校建築に関する小・中学校費負担金2億443万2,000円の増額、総務費国庫補助金において無線システム普及支援事業費等補助金774万8,000円の増額、衛生費国庫補助金において新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金415万3,000円の減額、土木費国庫補助金において公営住宅等整備事業620万円の増額、同目、防災安全社会資本整備事業交付金2,996万2,000円の減額、商工費国庫補助金において町内観光地魅力向上事業補助金625万円の減額等によるものであります。

15款県支出金、補正前の額5億3,998万6,000円から93万4,000円を減額し、5億3,905万2,000円とするものであります。

主な要因としまして、県負担金の民生費県負担金において国民健康保険基盤安定負担金269万1,000円の減額、障害者自立支援給付費等負担金1,073万3,000円の増額、県補助金の農林水産業費県補助金において多面的機能支払交付金803万円の減額等によるものであります。

18款繰入金、補正前の額3億7,088万3,000円から3,444万円を減額し、補正後の額を3億3,644万3,000円とするものであります。基金繰入金の財政調整基金繰入金において、当初予算計上時ににおいて財源を財政調整基金で補填していた事業において補助金等の増額があったため3,766万6,000円を当基金に戻し入れるものでございます。同目、きばらでえ伊仙応援基金繰入金322万6,000円の増額によるものであります。

20款諸収入、補正前の額6,121万6,000円に764万8,000円を増額し、補正後の額を6,886万4,000円

とするものであります。

主な要因としまして、雑入の民生費雑入において徳之島地区介護保険組合負担金精算返納金261万1,000円の増額、受託事業収入において米飯加工業務受託収入140万2,000円の増額、貸付金元利収入の農林水産業費貸付金元利収入において直売所百菜運営資金貸付金元金360万円の増額等によるものでございます。

21款町債、補正前の額10億9,377万7,000円に3億6,193万3,000円を増額し、補正後の額を14億5,571万円とするものであります。

主な要因としまして、町債の過疎対策事業債において過疎対策道路整備事業債320万円の増額、特定地区公園整備事業債630万円の増額、防災安全社会資本整備交付金事業債において720万円の減額、辺地対策事業債において社会資本整備総合交付金事業債200万円の増額、臨時財政対策債において臨時財政対策債876万7,000円の減額、学校教育施設等整備事業債において喜念小学校建築事業債3億7,110万円の増額、一般補助施設整備等事業債において多面的機能発揮促進事業債530万円の減額、緊急自然災害防止対策事業債において町道検福里線の法面整備事業60万円の増額によるものであります。

歳入合計、補正前の額74億6,468万4,000円に6億4,568万8,000円を増額し、補正後の額を81億1,037万2,000円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。

予算書は7ページでございます。

また、詳細については歳出13ページから35ページにかけて記載していますので、ご参照いただきたいと思っております。

1款議会費、補正前の額8,602万9,000円から51万1,000円を減額し、補正後の額を8,551万8,000円とするものであります。

2款総務費、補正前の額14億3,070万2,000円に648万1,000円を増額し、補正後の額を14億3,718万3,000円とするものであります。

主な要因としまして、総務管理費の一般管理費において社会保険料300万円の増額、これは会計年度任用職員分の賞与率の増額及び対象者増に伴うものであります。光熱水費120万円の増額については、主に電気料の高騰に伴う増額であります。企画費において光ファイバー網に係る修繕費331万8,000円の増額等によるものであります。

3款民生費、補正前の額16億6,110万4,000円に5,795万2,000円を増額し、補正後の額を17億1,905万6,000円とするものであります。

主な要因としまして、社会福祉費の社会福祉総務費において国民健康保険基盤安定繰出金379万7,000円の減額、国保会計財政安定化支援事業繰出金426万8,000円の増額、後期高齢者医療費において後期高齢者医療特別会計療養給付費繰出金1,024万4,000円の増額、障害者福祉費において障害者自立支援給付等事業費4,293万2,000円の増額、児童福祉費の児童福祉総務費において過年度分国庫

及び県支出金超過受入返還金322万6,000円の増額、子ども医療費において義務教育就学児医療費90万円の増額等によるものであります。

4款衛生費、補正前の額6億6,014万6,000円から3,087万円を減額し、補正後の額を6億2,927万6,000円とするものであります。

主な要因として、保健衛生費の予防費において薬品代155万1,000円の減額、予防接種委託料567万5,000円の減額、健康増進事業費において健康診断委託料484万9,000円の減額、新型コロナウイルスワクチン接種事業において新型コロナウイルスワクチン接種委託料1,242万5,000円の減額、清掃費の清掃総務費において徳之島愛ランド広域連合負担金196万2,000円の増額等によるものであります。

6款農林水産業費、補正前の額7億6,344万4,000円に718万2,000円を増額し、補正後の額を7億7,062万6,000円とするものであります。

主な要因として、農業費の農業総務費においてダンプ購入執行残139万8,000円の減額、直売所百菜の損失補償費1,571万6,000円の増額、鳥獣被害対策事業費において有害鳥獣捕獲出動報償費154万円の増額、農地費の農地総務費において多面的機能支払交付金の歳入減に伴う多面的機能支払交付金町負担金1,070万6,000円の減額、特定地域振興生産基盤整備事業において修繕料180万円の増額等によるものであります。

7款商工費、補正前の額9,964万4,000円から678万9,000円を増額し、補正後の額を9,285万5,000円とするものであります。

主な要因として、商工費の観光費において多言語化委託料等668万9,000円の減額、徳之島地域文化情報発信施設運営費において修繕費50万円の増額、世界自然遺産保全事業において印刷製本費等の需用費48万4,000円の増額、希少種調査等の委託料93万5,000円の減額等によるものであります。

8款土木費、補正前の額9億6,545万6,000円から2,181万5,000円を減額し、補正後の額を9億4,364万1,000円とするものであります。

主な要因として、道路橋梁費の過疎対策事業費において工事請負費384万7,000円の増額、道路維持費において修繕料380万円、重機借上料100万円、工事請負費235万円等の増額、社会資本整備総合交付金事業費において移転補償費200万円の増額、防災安全社会資本整備交付金事業において設計委託料629万6,000円、道路舗装補修工事費2,901万円、橋梁補修工事601万円の減額、住宅費の公営住宅建設事業費において公営住宅建設工事費579万9,000円の増額、都市計画費の公園費において工事管理委託料270万円の増額、都市公園等長寿命化計画策定業務委託料1,110万円の減額、工事請負費840万円の増額等によるものであります。

9款消防費、補正前の額2億4,782万9,000円に新規消防団員の被服費代8万円を増額し、補正後の額を2億4,790万9,000円とするものであります。

10款教育費、補正前の額7億4,144万5,000円に6億3,386万6,000円を増額し、補正後の額を13億7,531万1,000円とするものであります。

主な要因として、教育総務費の事務局費において校務用ネットワーク環境構築委託料176万円の減額、小学校費の学校管理費において修繕料351万円の増額、工事請負費261万円の減額、学校建築費において喜念小学校建設に伴う工事管理委託料911万5,000円、工事請負費6億756万1,000円の増額、中学校費の学校管理費において修繕料254万5,000円の減額、備品購入費225万3,000円の増額、社会教育費の社会教育総務費において光熱水費115万円、劇団四季徳之島公演負担金185万円の増額、社会体育費において消耗品等需用費220万円の増額、各種スポーツ大会出場補助金150万円の増額、歴史民俗資料館費において展示資料製作委託料131万6,000円の増額、備品購入費116万円の増額、保健体育費の給食センター運営費において学校給食用物資代860万4,000円の増額等によるものであります。

11款災害復旧費、補正前の額8,000円に前里屋敷石垣補修11万2,000円を増額し12万円とするものであります。

12款公債費に補正額は発生いたしません。が、財源組替えにおいて一般財源50万円を減額し、住宅使用料の滞納繰越分を歳入充当するものでございます。

歳出合計、補正前の額74億6,468万4,000円に6億4,568万8,000円を増額し、補正後の額を81億1,037万2,000円とするものであります。

次に、予算書4ページをご参照ください。

第2表債務負担行為補正についてご説明いたします。

事項、戸籍総合システム・ブックレスリース料、期間、令和4年度から令和10年度までの7年間、限度額、2,133万1,000円でございます。

次に、予算書5ページをお開きください。

第3表地方債の補正についてご説明いたします。

- (1) 過疎対策事業債、限度額3億1,160万円を3億1,390万円に改めるものであります。
- (2) 辺地対策事業債、限度額4,220万円を4,420万円に改めるものであります。
- (4) 臨時財政対策債、限度額3,797万7,000円を2,921万円に改めるものであります。
- (7) 学校教育施設等整備事業債、限度額ゼロ円を3億7,110万円に改めるものであります。
- (12) 一般補助施設整備等事業債、限度額530万円をゼロ円に改めるものであります。
- (13) 緊急自然災害防止対策事業債、限度額5,480万円を5,540万円に改めるものであります。

起債の補正前限度額合計10億9,377万7,000円を補正後限度額14億5,571万円にするものであります。

いずれの事業債においても、起債の方法、証書借入れまたは証券発行、利率3%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金において利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率、償還の方法、政府資金については貸付条件により、銀行、その他の場合にはその債権者と協議するところによる。ただし町財政の都合により繰上償還することがある。この項目に変更はございません。

以上、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）について補足説明を終わります。ご審議賜り、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第57号について質疑を行います。

○9番（上木千恵造議員）

令和4年度一般会計補正予算（第6号）について質疑をいたします。

歳入の8ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉負担金の2,154万円の増額について詳細説明をお願いいたします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの上木議員の質問にお答えします。

まず、国民健康保険基盤安定負担金15万8,000円の減額ですが、負担金の確定に伴い減額をされております。

その下の障害者自立支援給付費負担金は上半期の実績に伴い給付費の増加が見込まれることから補正をしております。

○9番（上木千恵造議員）

分かりました。その次のページ、9ページ、同じく国庫支出金、目5土木費国庫補助金、節1社会資本整備総合交付金の620万円の増額について説明をお願いいたします。

続いて、その下のほうの防災安全社会資本整備交付金事業の2,996万2,000円の減額についても説明をお願いいたします。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの上木議員の質問にお答えします。

節1社会資本整備総合交付金、住宅等整備事業の620万円については、国からの追加配分でありません。

その下の防災安全社会資本整備交付金、道路整備事業交付金の2,135万2,000円、それと、その下の橋梁整備事業交付金については国からの内示額の減額によるものであります。

○9番（上木千恵造議員）

2番の防災安全社会資本整備交付金の2,996万2,000円の減額については国からの内示が減額になったということ、これは伊仙町だけ減額になったのか、それとも県下全体的に減額になっているのかお伺いします。

○建設課長（福島隆也君）

この内示は、鹿児島県で一括での全体の予算を見て、その配分で町の配分が決まりますので、その配分率で伊仙町も減額になっております。

○9番（上木千恵造議員）

結局、県下全体で一斉に減額になったということの理解でよろしいですか。はい。

その下の商工費国庫補助金、節1観光補助金625万円の減額について理由の説明をお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

お答えいたします。

こちらは9月の全協でも説明申し上げたんですけれども、観光庁の有利な事業がありまして、500万円まで100%、それ以降も2分の1という事業がありまして、そこに多言語の看板とか資料映像の事業を申請していたんですけれども、残念ながら不採択になりまして、今回、減額しております。

○9番（上木千恵造議員）

今、課長がおっしゃたように9月議会で補正予算として625万円増額されましたけれども、それから約3か月ぐらしか経っていない段階でまた取り下げということになってはいますけれども、これは国からの採択がなかったということなんですけれども、この事業については、また来年度以降も補正できるような状況にあるのか、ないのかをお伺いします。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

こちらの多言語看板とかは大変重要だと思っておりますので、ふるさと納税とか奄振の成長戦略交付金とかを活用して事業を進めていく予定にしております。

○9番（上木千恵造議員）

この事業は看板設置とかいろいろありますけれども、主に看板を例えば英語とか、そういう多国語に書き直して、それぞれ立てるといふことと、この他にまた何かそういう事業がありますか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

多言語看板を設置しようと思っております。今、いろいろ看板が多くありまして、そこら辺も整理しながら多言語看板を設置するのと、あと、なくさみ館の資料館の映像がもう10年前の映像になっていますので、そこら辺も更新していけたらというように考えております。

○9番（上木千恵造議員）

次に10ページをお願いいたします。

10ページの県支出金、目4農林水産業費県補助金、節3農地補助金の803万円の減額についてご説明をお願いいたします。

○耕地課長（稲田良和君）

ただいまの質問にお答えします。

これは交付額確定のため減額になっております。

○9番（上木千恵造議員）

すみません、ちょっと勉強不足で分かりませんが、この多面的機能支払交付金というのはどのような事業なんですか。

○耕地課長（稲田良和君）

質問にお答えします。

農地整備、畑総した一帯を各組織できれいに清掃したり、道路補修をしたりする事業でございます。

○9番（上木千恵造議員）

国からの交付が減額になったということですね。分かりました。

次の11ページ、款20諸収入、農林水産事業貸付金元利収入のことについては先ほども全協でも説明をいただきましたけれども、再度、また説明をお願いいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

直売所百菜運営資金貸付金元金360万円でございますが、こちらはこれまで運営資金といたしまして旧百菜のほうに貸付けておりました500万円の返済の残額360万円の回収にめどが立ったということで予算計上させていただいております。

○9番（上木千恵造議員）

これは以前に貸付けをしていた500万円のうちの残金ということですかね。分かりました。

歳出の31ページをお願いいたします。

款10教育費、目1社会教育総務費の節18負担金補助及び交付金の劇団四季の徳之島公演負担金150万円については、この劇団四季の公演というのは今からするのか、それとも終わったのかお伺いいたします。

○社会教育課長（中富譲治君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの公演は2月28日を予定しております。過去2年ほどは新型コロナウイルスの感染状況により中止となっております、今年は3年振りに開催されます。

○9番（上木千恵造議員）

これについては3町がそれぞれ負担金を出し合っているということですね。はい。

では、その次のページ、32ページ、同じく節18負担金補助及び交付金、各種スポーツ大会出場補助金150万円について説明をお願いいたします。

○社会教育課長（中富譲治君）

ただいまの質問にお答えいたします。

本年度、新型コロナウイルスの影響も落ち着きまして、各種大会地区大会から勝ち上がった大会に出場する機会が多くなりまして、これから負担金を出す団体が7団体ほど残ってまして、先週、今週と今から大会に行く団体がありますので、そちらのほうの負担金になります。

○9番（上木千恵造議員）

今から大会があるということで、この団体の主な団体というのを分かる範囲でいいのでお願いい

たします。

○社会教育課長（中富譲治君）

これから大会に出場する予定の団体が、喜念バレーボールスポーツ少年団、伊仙バレーボールスポーツ少年団と伊仙空手道スポーツ少年団、あと終わってまだ支払いをしていない団体が、犬田布野球スポーツ少年団、阿権バレーボールスポーツ少年団、伊仙相撲スポーツ少年団となっております。

○9番（上木千恵造議員）

こういう子供たちのスポーツは大切ですので、このような予算は今後ともまた引き続き増額するなりして、また頑張ってくださいと思います。

終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

○5番（牧本和英議員）

令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）について質疑いたします。

予算書24ページ、商工費の目4徳之島地域文化情報発信施設運営費について、需用費の修繕料として50万円ありますが、この50万円の状況をお願いします。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

お答えいたします。

こちらは、なくさみ館の駐車場の法面が少し崩落しているということで、その修繕になります。

○5番（牧本和英議員）

分かりました。昨日もちょっと課長とお話をしたんですが、予算書外というか条例のことで見直しが必要ではないかということで相談をしたんですが、役場が使用料で10万円を取るのには構わないが、ビデオ撮影代というので役場が10万円を取るのにはちょっと問題があるのではないかと、興行側がそれだけお金をかけてやっているのを著作権というので役場が取るとするのがちょっとおかしいのではないかと、条例上そうなっているという言葉だったので、これはやっぱり見直す必要があるのではないかなと思い質疑しますが、これを見直すつもりはないのか。

昨日、ちょっと興行した人に聞いてみますと、やっぱりその撮影の問題でトラブルが結構あると、今、ビデオを撮影している人が自分たちに権利があるとか、それは利益を求めてやるんだけど、求めない普通のテレビ局が来たときに撮影カメラを持ってきていたと、それでいろいろ人が中に入って観光協会までちょっと圧力がかかってする事例もあるとかお聞きしますが、そこを見直すということではできないのか、お願いします。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

お答えいたします。

昨日、議員とも少しお話をいたしました。当時、その条例をどういういきさつでつくったとか、

そういうのも聞きながら、また他の市町村の事例とかも聞きながら見直せるものは見直していきたいと考えております。

○5番（牧本和英議員）

他の市町村がそういう施設でやっているのかどうか分からないですけど、町もそういう闘牛場とかを造る中で早くこういう問題点を解決していかないと、このなくさみ館自体の存続が本当にどうなるのか、やっぱりみんな心配しておりますので、早くその解決をして、正月大会も控えている中で興行側が何で自分の中に入らないのという意見もありますので、ちゃんと周知できるような状態で持って行ってほしいと思います。終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

○6番（佐田 元議員）

令和4年度一般会計補正予算（第6号）について質問いたします。

予算書の22ページをお願いします。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業総務費、節17備品購入費で10tダンプ購入費が139万8,000円減額になっていますが、この減額になった理由の説明をお願いします。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

10tダンプ購入費139万8,000円の減額についてでございますが、こちら、実績に伴う執行残となっております。

○6番（佐田 元議員）

この10トンダンプの契約金、これはいくらでしたか。契約された。契約金。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

導入に係る金額につきましては862万円となっております。

○6番（佐田 元議員）

139万8,000円減額になっているということで、700万円ちょっとで購入できたということなんですが、これは最初の契約の車種とか、そういうのの変更はなかったですか。変更があつて減額になったのか。何で減額になったのか。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

当初、予算組の段階で1,000万円の範囲内では10トンダンプ、我々が求めるような仕様で導入できるといったお話、見積もり取得を行い、予算組みをいたしました。その後、選定段階におきまして見積もり等を徴収した際に減額となった次第でございます。

○6番（佐田 元議員）

この10トンダンプは納入はされていますか。分かりました。

次、26ページをお願いします。

款8、土木費、項4、住宅費、目2、公営住宅建設事業費で、節14で工事請負費が579万9,000円、公営住宅建設工事となっていますが、これの説明をお願いします。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの佐田議員のご質問にお答えします。

先ほど上木議員からもありましたように国からの追加予算でありまして、この工事費は、阿三カシナトウの事業費に充てるものであります。

○6番（佐田 元議員）

分かりました。

32ページ、款10、項6、社会教育費、目8、歴史民俗資料館費の節12の委託料、展示資料制作委託料131万6,000円、これの説明をお願いいたします。

○社会教育課長（中富譲治君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの展示資料制作委託料131万6,000円につきましては、来年の町政施行60周年記念事業の展示に使う資料の展示パネル、そのパネルの説明パネルと展示パネルの制作費となっております。

○6番（佐田 元議員）

終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はございませんか。

○7番（清 平二議員）

9ページ、令和4年度一般会計補正予算（第6号）について質問をいたします。

款14、項2、1、教育総務費国庫補助金の中で、無線システム普及支給事業費補助金774万8,000円と国庫がありますけども、この説明と歳出の説明をお願いします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

無線システム普及支援事業の概要につきましては、伊仙町で、今、全域、ネット環境が整備されておりますが、町内一斉整備済みではありませんけども、台風及び自然災害等で破損や断線がたび重なり、それが、ひいては町の財政に多大な負担をかけているということで、都度、企画費の中で、修繕費の中で断線とか、そういったものを修繕しているんですけども、3か年おきにその分の収支の計算をした中で赤字補填分の半額が国から補填をされるということで、この774万8,000円が歳入として計上されております。

○7番（清 平二議員）

3年分の50%補助ということで、歳出は済みということですね。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

3年分の、要するに、収入、支出、それぞれ決算した中での赤字分の半額補助ですので、それはもう既に支出済みということでご理解いただければと思います。

○7番（清 平二議員）

11ページ、款21、項1、町債の12の一般補助施設整備費の多面的交付金促進事業の530万円減について説明をお願いします。

○耕地課長（稲田良和君）

補助金確定のため、減額となっております。

○7番（清 平二議員）

実績報告により確定ということによろしいでしょうか。

○耕地課長（稲田良和君）

実績ではなくて、これは県下一斉の減額となっております。各市町村、配分で減額となっております。

○7番（清 平二議員）

13ページ、款2、項1、目8の企画費の中で、修繕費が331万8,000円とありますけども、これはどのようなところを修繕するのか教えていただきたいです。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまの質問にお答えいたします。

修繕の331万8,000円につきましては、台風14号の被害で断線したところ、そして、目手久集落及び木之香集落の中で支障移転が発生しました。その部分を含めてこの予算の措置額となっております。

○7番（清 平二議員）

ネット関係の補修費ですか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

光ファイバーの修繕になります。

○7番（清 平二議員）

22ページ、款6、農林水産業費、項1、農業総務費、目4の農業総務費の損失補償費についてご説明をお願いします。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

こちら、午前中での全員協議会のほうでも説明いたしましたが、旧百菜、旧組合から平成31年4月1日に現在の徳之島ビジョンのほうへ指定管理ということで運営のほうが移管しております。その

際に、徳之島ビジョンにより立替払いをされておりました資金等について、今回、補填するものでございます。

○7番（清 平二議員）

この補填は令和元年度にも12月補正予算に出てきて、1,853万2,000円という予算が出てきて、令和12月議会を議決した経緯があります。この金額と今回出ている金額の違いがありますけども、どうしてこういう違いが出てくるのか、ご説明をお願いします。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

こちら全協で説明いたしておりますが、令和元年において予算計上された金額1,853万2,000円、こちらにつきましては、プラスの負債、プラスの債権、負の債権を相殺し、そこに長期借入金の360万円を補填するために計上したものでございます。

今回の予算につきましては1,571万6,000円、こちらは徳之島ビジョンが支払ったというエビデンスがはっきりと確定しているもののみを計上させていただいております。

○7番（清 平二議員）

令和元年度のときは、徳之島ビジョンから1,493万1,654円の現金を充当してくださいと町に要求がありました。そして、1,493万1,654円に360万円を足した金額が1,853万2,000円です。これを元年度は予算として出してきたんですけども、その予算が執行できなくて今まで滞っていたんですけども、やはり、元年度から4年度までの3年間の間にもう少し精査すべきじゃなかったか、早く精査すべきじゃなかったかと思えます。

この予算は、元年度に予算が出てきて可決され、それを執行しなかった。さらにまた、令和2年度、同じ金額が出てきて否決され、そのままになっている。やはり、このような曖昧な議会の報告をし、私たちに議決したり、また、予算執行の議会に出したりして、このような責任は町長はどう思うんでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

今回、補正予算として計上いたしましたが、議員のおっしゃるとおり、令和元年において予算計上、その際には代表者借入金等とも含めて整理をするといった方針でしたが、そういったところでエビデンスがそろわなかったということで支出できませんでした。また、3月末には住民監査請求が出たりといったことで執行停止をいたした次第でございます。

その後、令和3年1月29日、全員協議会において特別委員会が設置されております。同年4月20日に特別調査委員会が開かれておりますが、その後、議会の改選等がございまして消滅いたしましたところでございます。

6月議会だったと思いますが、美島議員のほうからも質問がございましたが、特別委員会等を設置するのは我々ではなく議会の主導ということで説明もいたしたところでございます。その後、9月

のほうでも動きがなかったもので、12月、こうして予算計上をさせていただいた次第でございます。

○7番（清 平二議員）

町長の答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

これは、課長のほうがいろいろ情報を集めながらここにあっておるわけでありますので、徳之島ビジョンの経営等もいろいろ理解しながら、そして、今後、どのような形で決着をつけるかということで、今、課長が語る説明したとおりでありますので、そのような形で前に進めていくことが大変重要ではないかと考えております。

○議長（前 徹志議員）

最後、まとめてもらえますか。

○7番（清 平二議員）

私はこれを町長がどのようにリードをして職員にさせたか、やっぱり職員の職務規律、あるいは責任感、こういうものを求めたのかどうかと私は思うんです。その辺のところはどうか。

○町長（大久保明君）

いろいろ経緯については詳しくは申し上げられませんが、当初の組合の問題等、いろんな問題をどのようにしたらうまく解決できるかということ、私も職員もいろんな法律のこともいろいろ学んで、しっかりと勉強して、このような形に持っていくことが最善であるということ、課長たち、そして、ビジョンのほうとも説明をして、このような方向でいくことが最善の方策だと考えております。

○議長（前 徹志議員）

清議員、質問の方向を変えてください。

○7番（清 平二議員）

歳入のほう、417万1,470円というのが現百菜に引き継がれた金額。この金額から今回の予算で360万円は返すということで歳入に取られていると思います。そして、残りの金が、過去の電気料があります。この電気料の清算はどうするのか。今回の予算、ほーらい館のほうに歳入は取られていないんですけども、これはどういう具合に解決したのかお尋ねします。

○経済課長（橋口智旭君）

お答えいたします。

417万1,000円というのは、徳之島ビジョンが引き継いだプラスの債権ということで整理いたします。その中から360万円、運営資金の貸付金の元金を今回返済していただきます。

残額につきましては、収入後、ほーらい館のほうの電気代の滞納がございますので、そちらのほうへ補填していきたいと考えております。

また、残りの残金につきましては、前組合長と協議を持つべく、今度、その根拠資料等をご持参の上、説明していただくよう依頼、また、通知をいたしているところでございます。

○7番（清 平二議員）

前は議会でもめて議決したことがあるんですけども、住民監査請求等が出てやったんですけども、今回はこういう住民請求等が出た場合はどう想定しているのか。やはり、これはちゃんと町民に説明できるようなことをしないと、また同じようなことで住民監査請求が出た場合、前、住民監査請求が出た結果もありますけども、こういうものを踏まえて、この予算執行、予算の計上をして、私たち議会で議決を求めるのが筋だと思いますけども、やはり、この問題は、今まで町が、悪く言えば怠慢になってきて起こったことだろうと思いますので、今後、この問題は、やはり、こういうことが起こらないようにきちっと襟を正して職員に指導していただきたいと思います。

次、27ページ、款8、土木費、項5の都市計画費、この中の工事請負金額840万円ありますけども、ご説明をお願いします。

○社会教育課長（中富譲治君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの840万円の工事請負費は、すみません、その上の委託料の都市公園等長寿命化計画策定業務委託費、こちらのほうは現在整備中の、令和元年から令和5年度まで、整備計画が完了してからの策定が望ましいと判断したため、今回の補正でこちらを減額し、工事請負費のほう、こちらの工事のほうは総合グラウンドの北側の駐車場とバックネットとその周辺の整備となっております。

○7番（清 平二議員）

終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はございませんか。

○14番（美島盛秀議員）

令和4年度一般会計補正予算書（第6号）について質疑をいたします。

22ページの、ただいま清議員からあった質疑の款6、農林水産業費、4、農業総務費の節21、補償補填及び補償金の1,571万6,000円、この金額についてでありますけれども、これはもともと、私は執行部の不手際だったと思っております。百菜が完成をして、百菜の出荷組合に委託をして、そして、そこには職員が配置をされて、そして、職員の指導の下、この組合出荷が成り立っていた。しかし、途中からその職員も本庁に帰ってきて内容等がはっきりしないような運営になってきた。そういうことで、確か3年目か4年目だったと思いますけれども、私が決算書を提出しなさいと、どうもおかしいという話が出ておりましたので、決算書、そして、出荷組合からの報告書を提出しなさいということ等の質問をいたしましたら、その報告書がないということで、何回も同じことを質疑したり、2年ほど続きました。結局は、5年目に決算書があると、報告書があるということで提出してもらって見たわけなんですけれども、なぜ職員を配置して、そういう出荷組合を当初立ち上げたのに職員を本庁に引き上げて、内容の精査もしっかりできなかった。私は、そもそもは行政側、執行部にも当初から問題があったと思っております。

そこで10年が経過して、その間、いろいろ問題がありましたけれども、10年が経過して、契約が10年で切れるということで条例を変えて、そして、今のビジョンのほうに委託をするという5年の予定で契約を結んだわけです。

その中で、私たちの議会のほうとしても、しっかりと精査をしない。選挙等などいろんな忙しい事情等があつてしっかり精査ができなかったということで、我々議会にも多分の責任はあると痛感をいたしております。

そういう中で、今回また、先ほど清議員からいろいろ説明がありましたけれども、今回、このような多額のお金が予算化されていると。このことに関しては、非常に私も問題視しております。なぜ、こういう結果に至ったのか。それで、先ほどの全員協議会の中でいろいろ説明をして、聞いて、結局は、あともって出るとは思いますけれども、付帯決議をつけて審議をしようということになったわけなんですけれども、私は、やはり我々議会と、それから、執行部のずれがあつて、うまい話、しっかりとした議論ができなかったということでもありますので、今後、この問題については、しっかりと話し合いができるような場を作っていただきたいと思っておりますけれども、そして、町民にしっかりと説明をして理解ができるようにしなければいけない。

今の委託先が5年の契約でありますので、あと1年ちょっとで契約の期限も切れます。下手をすれば、この1,500万円が無駄な支出になる可能性は十分あります。ですから、そこらあたりをしっかりと精査をするために、先ほど全員協議会で話し合った内容もありますので、その話し合った内容をしっかりと守って、今後、執行部の皆さんの、町民に理解できるような話し合いをして、結果を見出していきたくて、議会としても、私としても思っておりますので、ぜひお願いをいたしたい。これは先ほどいろいろ答弁等もございましたので、お願いで終わりたいと思っております。

その次のページの23ページの多面的機能支払交付金負担金、この負担金が減額になるというのは、私はどうもおかしいと思っております。県の820万円の減額ということ等も含めて、私は故の減額になった理由、再度お尋ねいたします。

○耕地課長（稲田良和君）

ただいまの質問にお答えします。

多面的機能推進支払交付金、100%。施設支援、資源向上が100%、あと、長寿命化の分で減額です。これは、受益面積が増えれば増えるほど、この2つは100%なんですが、この100%を補うために長寿命化のほうが減額ということで、減額になっております。

○14番（美島盛秀議員）

この多面的支払交付金の補助率、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1と思っておりますけれども、確か今年から事業がまた額が増えて、舗装ができる。私は、その補助金も入れれば増額になるのが当たり前だと考えているんですけども、その事業は恐らく2,000万円程度ということ等であったと思っておりますけれども、その事業は進んでいますか。

○耕地課長（稲田良和君）

現状、進んでおります。計画的に、各組織から上がってきている分を見ながら事業は進めているところでございます。

○14番（美島盛秀議員）

その2,000万円の増額、恐らく10件ということで聞いておりますので、200万円ぐらいの10件、舗装工事をするという事なんですけれども、そういうことを含まれば、これは増額補正になるべきではないかと思うんですけど、その違い、もう一遍お願いします。

○耕地課長（稲田良和君）

ただいまの質問にお答えします。

先ほど言いましたとおり、町だけではないです。全国的に、県下一斉、各市町村、受益面積が増えれば増えるほど長寿命化の金額は減ってくるということです。

○14番（美島盛秀議員）

私は、これは一定的な、一遍、補助金を申請すれば一定の額が来るものと思っていたんですけども、きちんとした面積で、申請が、予算の計画が、県、国に提出できなかったということですか。

○耕地課長（稲田良和君）

面積はちゃんと報告しております。100%要求しておりますが、伊仙町のみならず、他の市町村も多分減額になっているかと思えます。

○14番（美島盛秀議員）

国の考えですので、致し方ないかもしれませんが、こういうことは、町長、この多面的支払交付金は非常に役立っているんです。公共工事で出すよりも半額以下ぐらいで、ボランティア的な、あるいは集落のいろんな結いの精神を養うということ等を含めて非常に役立っている交付金だと私は思っております。集落内も、畑総整備をされた地区内がきれいに草刈り等、あるいは側溝の掃除等をされて、環境整備が整っていくということ等を含めて、非常に大事な交付金でありますので、今後、市町村長会あたりで、この減額をしないような、一定的な予算で安心してこの事業が進められるように要望等、ぜひお願いしたいと思っておりますので、そういう県や国あたりの何か要望等があるときには、ぜひ進めていただきたいと思っております。

終わります。

○町長（大久保明君）

これは農水省の出した最も全国の農家が、小さな集落も含めて大変喜んでいる事業であります。今、国全体の予算の配分というのが、ご存じのとおり、いろんな安全保障問題とか、それから、いろんなコロナの交付金等、相当の予算を、今までなかったような予算を出している中で、今回は農水のこの予算を少しは減額していかなければならないという状況ではないかと思えます。

ですから、今後とも農村が大きく発展していくことが国の発展に直結する時代になりましたので、そういうことも含めて、今後、奄美農水協を、県全体の農水協を含めて、再度、復活ということは、

これは先生方も強い気持ちでいる中での、やむを得ない状況の中での減額ではないかと考えられますので、一刻も早く復活できるようにすることが、我々の要望の中心としてやっていく。今までやってきたわけですが、全体の国の財政状況の中でこのようになったのではないかと思います。これは、そういうことも鑑みて、今は残念ですけども減ってしまったと。しかし、来年から、また復活できるようなことは強く要望してまいります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はございませんか。

○8番（岡林剛也議員）

質疑をいたします。

19ページ、目2、環境衛生費のハブ買上代が30万円減額になって、その下のハブ咬傷費、療養費が30万円増額になっていますが、これの説明をお願いします。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

お答えいたします。

まず、ハブ買上代については、今、11月末現在で1,400匹いていまして、これから4か月、例年、大体200匹ぐらい増えるものと思われまので、それを計算して減額となっております。

咬傷費については、昨年が12件あったんですけど、今年はもう既に12件になっていきますので、その分の増額となっております。

○8番（岡林剛也議員）

この咬傷医療費は、大体幾らぐらいもらえるものなんですか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

かまれた場所とか、日数とかにもよるんですけど、自己負担、払った分、それによって返金ということになります。

○8番（岡林剛也議員）

分かりました。

続きまして、25ページの一番下、社会資本整備総合交付金事業の移転補償費200万円とありますが、これの説明をお願いします。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの質問にお答えします。

この補償金については、阿三中山線の農業用水の切り替えの補償費になります。

○8番（岡林剛也議員）

農業用水の補償費ということですね。

もう一つ聞きたいんですけども、中伊仙の農協の裏の道から墓まで、西に向かって、あれは何か国の事業とか入っているんですか。

○建設課長（福島隆也君）

農協から旧農高跡地までの道路は、社会資本整備交付金事業で各種工事の予定が入っております。

○8番（岡林剛也議員）

前の議会でも補償費みたいなのが入っていたと思うんですけども、それはもう執行はなされていない。

○議長（前 徹志議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時48分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（福島隆也君）

先ほどの岡林議員のご質問にお答えします。

農協前から教育委員会までの道路については、来年度に用地交渉の用地買収費を計上する予定であります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第57号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第57号、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）は可決することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 2時51分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 追加日程第1 決議第1号 令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）に対する
付帯決議（案）

○議長（前 徹志議員）

お諮りします。ただいま福留達也議員外12名から決議第1号が提出されました。これを日程に追加して、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、決議第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 決議第1号、議案第57号、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）に対する付帯決議（案）について議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○11番（福留達也議員）

議案第57号、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）に対する付帯決議、上記の議案を下記のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

議案第57号、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）に対する付帯決議。1、6款農林水産業費、1項農業費、4目農業総務費、21節損失補填及び賠償金において計上されている損失補償費1,571万6,000円については、直売所百菜の指定管理を受けた前百菜運営者及び現百菜運営者による引継ぎの際に生じた立替金であり、その詳細について、これまで議会において多くの議論が交わされ、また特別委員会も設置されましたが、結論が出ぬままこれまで経過してきた経緯があります。当該予算の執行に当たっては、町監査委員による再精査を行い、これ以上疑義が生じないことを条件として執行されるよう求めるものであります。以上、決議する。令和4年12月8日、伊仙町議会議員福留達也。

○議長（前 徹志議員）

これから、決議第1号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、決議第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、決議第1号、議案第57号、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）に対する付帯決議を採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、決議第1号、議案第57号、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）に対する付帯決議（案）について、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第58号、令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第58号、令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。既定の歳入歳出予算の総額を補正前の額9億7,820万6,000円から歳入歳出それぞれ1億1,795万2,000円増額し歳入歳出予算の総額を10億9,615万8,000円とするものです。

5ページをお開きください。6款県支出金1項1目保険給付金等交付金は、補正前の額7億5,430万1,000円に1億1,701万6,000円増額し、補正後の額を8億7,131万7,000円とするものです。増額の理由として、療養給付費と高額療養費の賞与額の増加が見込まれ、それぞれ療養給付費が9,500万円、高額療養費が2,200万円の増額、健康増進課での検診事業費が1万6,000円の増額となっております。

10款繰入金1項1目一般会計繰入金は、1節保険基盤安定繰入金保険税軽減分と2節保険者支援分の交付額確定に伴い348万2,000円と31万5,000円の減額、5節財政安定化支援事業繰入金が算定額に基づき426万8,000円の増額、くらし支援課における6節未就学児均等割保険税繰入金が交付額確定に基づき46万5,000円の増額となっており、項における合計93万6,000円増額し、補正後の額を1億1,463万3,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。予算書6ページになります。2款保険給付費1項、2項、5項の18節負担金補助及び交付金は所要見込額の増加に伴いそれぞれ9,500万円、2,200万円、10万円増額しております。6款保険事業費2項特定健康診査等事業費は検診の謝金として報償費を2万4,000円増額し、補正後の額を818万9,000円とするものです。

7款基金積立金1項1目準備基金積立金は、国民健康保険事業特別会計内の差額調整として82万

8,000円増額し補正後の額を89万5,000円とするものです。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第58号について質疑を行います。

○10番（永田 誠議員）

令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算について質疑を行います。

6ページ、款2保険給付費項2高額療養費目1一般被保険者高額療養費の18の負担金補助及び交付金ですけれども2,200万円、これはどういった内容で増額になったのかお伺いします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの議員の質問にお答えします。

増額の理由といたしまして、今年度上半期の実績額でそのまま推移すると給付費が足りなくなるということで増額の理由としております。

○10番（永田 誠議員）

増額ということですが、一般財源からはいくらぐらい出ているのでしょうか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

こちらに係る費用は一般財源ではなく保険料、特別会計内の保険料で賄われているので、そこら辺を一度、負担金として県のほうに支出します。県のほうから確定額として町のほうへ負担金が示されるもので、町の実績に伴う増額となっております。

○10番（永田 誠議員）

県からということですが、当該受診旅費助成事業の要綱の例規集なんですけれども、4条の中に旅費の支給は離島割引を利用した船舶代の2等往復実費額、亀徳から鹿児島まで、那覇までとする。そして、移動手段として航空機を利用した場合でも船舶代の2等往復実費額を助成するとなっておりますが、この基準はどうやって決めたのかお伺いします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問についてお答えします。

係る旅費助成なんですけど、医療のほうの旅費助成、そして障害に係る旅費助成それぞれありまして、国民健康保険のほうからでの支出ということではないんですけれども、その基準といたしましては、一般財源が全て財源となります。一般財源、そこら辺を総務課財務係との協議の中で全額を支出するとなると町財政の圧迫になるということで、そこら辺の回数についてはそういったところで決めた理由がございます。

○10番（永田 誠議員）

一般財源から旅費が出ていることなんですけども、これが子供だったらやっぱり保護者がついていかないといけないと思うんですけれども、この1世帯当たり年4回の助成を限度すると書いております。子供が毎月鹿児島に受診に行くことがあると思うんですけれども、子供がゼロ歳から1歳、

3歳、子供3人おればやっぱり両親がついて行って、病院を受診しなければいけないと思うんですけども、船は出て、船の船舶代の料金しか出ない、それも離島割引の金額しか出ない、親2人が行って子供3人行けばもっとこの旅費がかかると思うんですけども、町長も医者なので親の気持ちは分かると思うんですけども、この基準を見てみますと、年4回しか助成、それも離島割引のきいた船舶代しか出ないと書いてありますので、こちら辺を令和5年度、来年度の当初予算でも少しでも見直して、親が楽になれるようにしてほしいと思います。町長の答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

永田議員の質問にお答えいたします。

このことは、2か月ほど前に職員のある方からいろんなこの手術のために、数日間かかる手術のために鹿児島往復が非常に大変だということでありまして、要するにフォローの場合、突然の急性の病気ではなくて、慢性的フォローの場合に関しましては、これ解決策は、例えば、鹿児島市内の病院と、また大学病院とかと島の病院が情報を、検査結果などは共有していくということが、これからの時代は基礎をつくり上げていかなければなりませんし、例えば、ちょっとしたことで鹿児島まで来なさいというふうな考え方を変わっていかなければいけないような時代になってきました。そのことは、例えば、私がこの前、いろいろお話をして関係の病院とかそれから大学の先生方と話をして、それが市内にある眼科とか耳鼻科とか糖尿病の方々とも、情報は共有していこうという、例えば、検査だけのために鹿児島まで行きなさいということは、これほど無駄な、ロスはないわけですから、そういうふうな、例えば、血液検査とかレントゲンと、そういうものはあつという間に報告できるわけですから、そういうことがまだまだ改革できるけれどもしていないという状況がありますので、このことは先般、鹿児島大学とも話をしまして、フォローのための患者さんがある程度、集まったら大学のほうから診察に来るといった話なども精通しました。

ですから、今回、徳之島にもかなり大きい、新しい病院が3年ほどしたら建ちます。その中で、いろんな自治体が、3町長も含めて、今後、来週、今週ですかね、地鎮祭がありますので、3町長だけじゃなくて議長も教育長も含めてその地鎮祭に出て、新しい指導者も離島医療には非常にこう強い思いを持っていますので、そういうことをまた要望して、例えば、数年間ドクターヘリの件数が非常に増えてきたわけです。それを私が知っている範囲内で分析しますと、本当にドクターヘリが必要だったのかという例もあるし、安易に搬送することは、それこそ家族、多くの方々だって大変な負担であるわけですから、その辺も含めて、これから離島でもかなりの医療ができるようなシステムが遠隔医療にしても情報の共有にしてもできるわけでありまして、そのことは、すぐにはできませんけれども、近い将来そういうような形でやれるように、この方は強く要望もしております。

離島であるがゆえに、いろいろ負担がかかると、重症の慢性医療になったら鹿児島に移動しなければ、移住しなければならないということがあってはいけません。その辺のことは、私は、今、話したとおり、そういう志を持って島に帰ってきたわけでありまして、これからは行政の中

においてできることは、最大限の努力をして多くの方々が島へ行けば安心して医療を受けられるというふうな仕組みは、それは決して不可能なことではないわけでありますので、今まで離島医療シンポジウムを10年ほどまで開催したりして、ドクターヘリとかいう話もありましたけど、私個人的に今、考えると、ドクターヘリがあったために、安易に搬送するような形になったのは間違いではないかと思っておりますし、ですから、その辺も含めて、全力で取り組んでいくのが、私の使命だと思っております。

○10番（永田 誠議員）

町長の話の中に3年後にまた病院ができるということで、その中で先生方を呼んで島でも受診ができるという話でしたけども、その3年の間もこの伊仙町の例規集の中をちょっと変えていただいて、子供たちのために伊仙町は何ができるかということを考えながら、また精査していただきたいと思えます。

終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○7番（清 平二議員）

今、令和4年度伊仙町国民保険特別会計補正予算書（第2号）について質問をいたします。

今、6ページに療養給付金9,500万円、高額療養費2,200万円、非常にこのように高額な療養費、また高額療養費支払っているんですけども、この中で、何が主に出ているのか、あるいはこの対策はどのような具合にしているのかをお尋ねいたします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

給付費、そして高額療養費についてなんですけれども、こちら県のほうからそれぞれ給付費、高額療養費ということで一括してこちらのほうに負担金の通知が来ます。その中でこういったものが一番重要なのか、多いのかということに関して、詳細のほうはこちらのほうではまだ分かり兼ねるところです。

ただし、係るレセプト等でこちら辺等々も連携していますので、その中でこちらのほうから問い合わせをすれば答えが返ってくるものなのかなと考えております。

○7番（清 平二議員）

予防ということは考えていらっしゃらないですか。どうしたらこういう高額が出ない、予防費ができるのか。この、ここの中に、やっぱり保健師を入れて町民の健康をどうしたら、例えば、糖尿病が防げるとか、高額療養費が防げる、この、ここを担当の中に、私は保健師を入れてやれば、財政圧迫、こういうものをできると思うんですよ。こういう計画はあるのかないを伺います。

○地域福祉課長（大山 拳君）

検診事業については私のほうでは管轄外なんですけど、保健師の雇用等に関しても、これ人事に

関わることで、こちらのほうから保健師の必要性ということは、協議の中でまた人事のほうで図っていきたいとは思っています。

そして、予防ということに関してなんですけれども、こちらにも検診事業の中で、いろんな各種事業を行っているところでもあります。また、今、保健師が休暇の者もおりますので、復帰してからがまた整理等を含めて総務課、町長のほうに協議を進めてまいりたいと思っております。

○7番（清 平二議員）

先ほど、課長からレセ点検の話がありましたけれども、今、ここの中でレセ点検をしている職員はいらっしゃいますか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

レセの点検係と一般事務の係2名おります。

○議長（前 徹志議員）

7番、清議員、まとめてください。

○7番（清 平二議員）

やはり、保健師、レセ点検の技師、こういう方々を入れて、予防費に、予防に努めていただき、高額療養費、療養費、ここ健康保険の赤字団体にならないように努めていただきたいと思います。終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○11番（福留達也議員）

1つ聞きたいんですけど、6ページの葬祭費、これ1人亡くなったらいくら出てくるのかということと、これ遺族の方が申請しないといけないんですか。それとも自動的に何か把握できて、遺族に行くという形ですか。6ページの葬祭費。

○地域福祉課長（大山 拳君）

福留議員の質問にお答えします。

葬祭費としては2万円の給付になります。申請なんですけれども、こちらくらし支援課のほうとも連携をして、亡くなった方等の情報もこちらのほうでも確認することはできます。こちらのほうからまた、くらし支援課と連携して、申請についてはもれなく受付をして給付するような形をとっております。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第58号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第58号、令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第58号、令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第59号、令和4年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第59号、令和4年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。既定の歳入歳出予算の総額9億721万8,000円に歳入歳出それぞれ629万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を9億1,351万6,000円とするものです。

歳入について説明いたします。5ページをお開きください。2款国庫支出金2項5目保険者機能強化推進交付金と6目介護保険保険者努力支援交付金は、介護保険制度のインセンティブ事業収入で、それぞれ195万1,000円、188万3,000円増額し、基金積立とするものです。

5款繰入金1項4目その他繰入金は、一般会計の予算組み替えに伴う減額で、補助事業費を財源とし、一般会計からの繰出金を減額するもので2万円減額し、補正後の額を1,555万円とするものです。

6款諸収入2項2目雑入は、令和3年度介護保険組合負担金の過年度精算金として248万4,000円増額し、補正後の額を344万8,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。予算書6ページになります。1款総務費1項1目一般管理費について、補正前の額227万円から2万円減額し、補正後の額を225万5,000円とするものです。歳入で説明をした一般会計の予算組み替えに伴う減額です。

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス費から6項1目特定入所者介護サービス費まで、財源組み替えによる増減となっております。予算書6ページから8ページにかけてでございます。1目居宅介護サービス給付費は5目施設介護サービス給付費へ1,200万円、9目居宅介護サービス計画給付費へ100万円組み替えを行い、合計1,300万円の組み替え減額、5目施設介護サービス給付費は、1目居宅介護サービス給付費から1,200万円の組み替え増と、7目居宅介護福祉用具購入費と8目居

宅介護住宅改修費は、4項1目高額介護サービス費から20万円と50万円それぞれ組み替える増額、9目居宅介護サービス計画給付費は、1目居宅介護サービス給付費から100万円の組み替え増額、同款2項1目介護予防サービス給付費は、同項3目地域密着型介護予防サービス給付費へ100万円の組み替え減額、3目地域密着型介護予防サービス給付費は、1目介護予防サービス給付費から100万円の組み替え増額、同款4項1目高額介護サービス等費は、2款1項7目居宅介護福祉へ20万円、8目居宅介護住宅改修費へ50万円、合計70万円を組み替え減額、同款5項1目高額医療合算介護サービス等費は、6項1目特定入所者介護サービス費から100万円の組み替え増額、6項1目特定入所者介護サービス費は、5項1目高額医療合算介護サービス等費へ100万円の組み替え減額。以上が、2款保険給付費での財源組み替えの説明となります。

予算書8ページになります。3款地域支援事業費1項1目サービス事業費短期集中リハビリ委託料と生活支援ヘルパー事業が現在までの実績額から短期集中リハ委託料が4万8,000円の減額、生活支援ヘルパー委託料が11万9,000円増額するものです。同款3項包括的支援事業任意事業費1目総合相談事業費については、各地区への協議会費として、支出済みによる執行残の6,000円を減額するものです。3目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費は、主に資格職の人件費として措置されており、新規採用がなかった期間分を減額しております。1節報酬が144万5,000円の減額、3節職員手当等が6万7,000円の減額、4節共済費が24万7,000円の減額、8節旅費が3万4,000円の減額となっております。4目任意事業費は12節委託料において年間所要見込額の増加に伴い196万2,000円の増額、19節扶助費、年間所要見込額の増加に伴い、こちらも22万円の増額となっております。6目生活支援体制整備事業費は12節委託料において、講師派遣業務委託料の支出済による執行残14万1,000円を減額しております。

予算書8ページから9ページになります。7目認知症総合支援事業費は8節旅費と18節負担金補助及び交付金において、コロナウイルスの影響による研修会の中止分、合計31万3,000円減額するものです。

4款基金積立金1項1目介護給付費等準備基金積立金は、歳入で説明したインセンティブ事業収入の機能強化推進交付金と努力支援交付金の合計383万4,000円を増額し、補正後の額を482万8,000円とするものです。

5款諸支出金1項2目償還金、こちらも歳入の6款諸収入で説明した、令和3年度介護保険組合負担金の過年度精算金248万4,000円を増額し、補正後の額を1,653万5,000円とするものです。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第59号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第59号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第59号、令和4年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第59号、令和4年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第60号、令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第60号、令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、補足説明いたします。

予算書をお開きください。既定の歳入歳出予算の総額1億9,677万円に歳入歳出それぞれ1,036万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を2億713万5,000円とするものです。

歳入についてご説明いたします。5ページをお開きください。3款繰入金1項1目事務費繰入金は、制度変更に伴う被保険者証の2回目交付分が補助金対象となったことによる財源組み替えとなっております。一般会計からの繰入金を23万3,000円減額し、5款の諸収入にて特別対策補助事業費として23万3,000円増額しております。同款同項3目療養給付費繰入金、療養給付費の増額に伴い補正前の額9,237万円に1,024万4,000円増額し、補正後の額を1億261万4,000円としております。

次に、歳出について説明いたします。予算書6ページになります。1款総務費2項1目賦課徴収費は歳入で説明した被保険者証2回目交付分の財源組み替えをするもので、増減はありません。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、療養給付費の所要見込額の増加に伴い補正前の額1億9,101万5,000円に1,024万4,000円増額し、補正後の額を2億125万9,000円とするものです。

4款諸支出金1項1目保険料返還金は、令和3年度の還付未通知分合計12万1,000円を増額し補正後の額を74万2,000円とするものです。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第60号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第60号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第60号、令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第60号、令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第61号、令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

議案第61号、令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）について、補足説明をいたします。

予算書をお開きください。既定の歳入歳出予算の総額1億2,030万8,000円に歳入歳出それぞれ122万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億1,908万3,000円とするものです。

歳入について説明いたします。予算書3ページをお願いします。1款使用料及び手数料において、補正前の額4,948万8,000円から115万7,000円を減額し、補正後の額を4,833万1,000円とするものがあります。使用料において、スイミング月会費の減額であります。

4款諸収入において、補正前の額1,083万7,000円から6万8,000円を減額し補正後の額を1,076万9,000円とするものであります。主なものとして、徳之島町、天城町からの施設利用負担金、各16万6,000円の減額、事業収入として、短期水泳教室実施による26万円の増額であります。歳入合計、補正前の額1億2,030万8,000円から122万5,000円を減額し、補正後も歳入合計を1億1,908万3,000円とするものであります。

歳出につきまして6ページをお願いします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の1節報酬と3節職員手当等については、会計年度任用職員1名分の減額であります。10節需用費の光熱水費については、主に電気料金が上がったための増額になります。12節委託料において、インストラクター業務委託料はヨガ教室やフラダンスエクササイズ教室等が実施できなかったための減額であります。調査委託料は、「ほーらい館」の漏水調査委託料の増額であります。インストラクター研修委託料は「ほーらい館」職員向けの研修会を実施する予定でありまして、それに伴う増額であり

ます。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第61号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀議員）

令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）について、質疑をいたします。

歳入の5ページ、使用料について、115万7,000円、スイミング月会費が減額になっておりますけれども、これは子供たちのスイミング教室ではないかと考えますけれども、そのスイミング教室、今、開かれていますか、お尋ねします。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

スイミング教室につきましては、11月に募集をかけまして、今、12月から体験という形で今、進めておりまして、1月から会費をいただいて実施をする予定でございます。

○14番（美島盛秀議員）

募集をかけているということですが、今、現在で何人ぐらいの募集が計画をされていますか。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

募集はもう終わりました、今、12月から体験という形でスイミングを始めております。それで、スイミング、今募集をかけて参加していただいているのが102名でございます。

○14番（美島盛秀議員）

次のページ、6ページのそのスイミング関係に関すると思いますけれども、インストラクター業務委託料の249万6,000円が減額になっておりますけれども、今、インストラクターとして「ほーらい館」に勤務されている職員は何人ですか。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

今、「ほーらい館」のスタッフ10名です。このインストラクター業務の委託料はまたちょっと別になるんです、会計年度として今、10名「ほーらい館」にいます。

○14番（美島盛秀議員）

前のページに戻りまして、雑入の32万8,000円、徳之島町健康増進施設利用負担金、天城町同じく。この32万8,000円について、それぞれ徳之島町、天城町の毎年度の負担額、それと今、天城は松原までですかね。あるいは、徳之島町は花徳までですけれども。その費用対効果、徳之島町からの負担金、天城町からの負担金等々で、賄えるのか、運営が可能なのかお尋ねをいたします。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

両町からの負担金に関しましては100万円ずつでございます、こちら16万6,000円に関しては、4月、5月、6月の頭頃まででしたか、休館した分を減額して、それ以外の分には負担金を頂いて

おります。

○14番（美島盛秀議員）

まとまって負担金をもらうのではなくて、四半期に分けて、それぞれもらって、ほーらい館に利用する会員が負担金をもらっているということですか。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

両町の負担金に関しましては、4月から9月の前期分と10月から3月の後期分で、2回に分けて頂いております。

○14番（美島盛秀議員）

その各町の負担金分と、あるいはバスの往復の燃料代と、あるいは運転手の日当、こういう諸経費を基にして、これの運営が成り立っていると考えられるのか、あるいは、一般財源からの繰入れ等で補填をしているのかお尋ねいたします。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

今、徳之島町さんが50名程度の会員さんで、天城町が20名程度の会員で利用されておりますが、今後も増加に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

天城、徳之島両方で70人の利用者がいるということなんですけれども、この70人の会費は、それぞれ個人負担でやるのか、あるいは、その足りない分を各町の負担金で賄っているのか、どちらですかね。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

会員さんの会費については、毎月、グループだと6,000円頂いております。また、徳之島町、天城町さんの会員は、今、言った人数なんですけど、それ以外でも、都度で利用される方は多くいます。

○14番（美島盛秀議員）

いずれにせよ、この、ほーらい館は毎年、一般財源からの繰入れで運営をするのが実情でありますので、よっぽどこの運営がうまくいかないと、私は、今後、危険状態にあるのではないかと思いますので。会員の増とか、あるいは、いろんな事業、癒ていなホールを使った事業とか、そういうような諸収入を増やせるような、あるいは、会員の収入が増えるような、今後、努力をするようにお願いをして、終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第61号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第61号、令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本案を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第61号、令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第62号、令和4年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）について、補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（富岡俊樹君）

議案第62号、令和4年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

上水道事業会計補正予算書をお開きください。

第3条、資本的収入及び支出の補正について説明いたします。

収入の補正はございません。その下の支出のうち、第1款資本的支出、第1項建設改良費、既定予算額9,677万7,000円に940万円を増額し、1億617万7,000円とするものでございます。

増額した940万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填いたします。

以上、上水道事業会計補足説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第62号について質疑を行います。

○2番（久保 量議員）

ただいま説明がございました、目5の施設利用の件でございますが、これは中部ダムさんの件ですか。そこを、ちょっと教えていただけませんか。

○水道課長（富岡俊樹君）

中部ダムのほうでございます。

○2番（久保 量議員）

分かりました。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第62号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第62号、令和4年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第62号、令和4年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 3時46分

再開 午後 4時00分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第7 総務文教厚生常任委員会所管事務調査委員長報告

○議長（前 徹志議員）

日程第7 総務文教厚生常任委員会による閉会中の継続審査の申出に基づき、所管事務調査の報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（佐田 元議員）

総務文教厚生常任委員会は、学力向上、世界自然遺産登録・観光対策の取組に関する調査をしてみました。報告いたします。

総務文教厚生常任委員会で実施した閉会中の所管事務調査について、令和4年11月15日から11月18日に、事務局を含め7名で、秋田県秋田市において学力向上に係る取組、秋田県藤里町において世界自然遺産登録における取組、観光対策や課題についての調査・研修を行いましたので、ここにご報告申し上げます。

秋田市役所において、学力向上に係る取組について説明を頂きました。

秋田市の概要として、平成9年度より中核市となり、人口約30万3,000人、学校数は、小学校が41校、中学校24校の計65校、児童生徒数は、小中学校約1万9,700人、教職員数は、小中学校約1,420

人、指導主事数は、指導総括が1人、各教科担当が10人、ICT活用担当が1人、生徒指導専任が1人、特別支援担当が2人、健康教育担当が1人、食育担当が1人、入学前の子供達との連携を図るための、幼稚園・保育園担当が1人の、計18人であるとのことでした。

秋田市でも少子化が進んでおり、現在、学校の適正配置化を進めているとのこと、今年度をもって中学校3校が閉校になるとのことでした。

秋田県の学校教育の目標としては「志を持ち「徳・知・体」の調和がとれた子どもをはぐくむ教育の充実」を掲げているとのことでした。

目標を達成するために、指導主事に対し「徳・知・体」に順番性や重要性の違いはないが、三輪車をイメージし、「徳」に当たる部分が三輪車の前輪であり、ハンドルの部分と後輪2つが、「知」であり「体」である。子供は一人一人能力も個性も違うので、進むスピードに違いは出るが、前輪のハンドル部分である「徳」の部分に当たる方向性がしっかりしていれば、時間は違えど、必ず子供たちが全員、正しい方向に向かっていく。このようなイメージを持って、学習指導に当たるように指導されているとのことでした。

また、学習指導の充実として、「わかった」「できた」を実感し、「もっと学びたい」につながる授業を目指す授業のイメージとし、確かな学びの基盤として、子供たちが安心して学習に取り組み、自信を持って思いや考えを表現することができるよう、「自己決定の場を設定する」「自己存在感を持たせる」「共感的な人間関係を育成する」生活指導の機能を生かした授業が大切だと考えているとのことでありました。

秋田市独自の具体的な取組として、1つ目に、学校訪問を実施し、指導を行っているとのことでした。

その中には、計画訪問と要請訪問と言われる訪問があり、計画訪問として、各学校の管理職である校長先生、教頭先生、各校務分掌のリーダーから、学校経営に関する説明を聞き、その後、全ての学級の授業を、指導主事が参観しているとのことでした。

また、指導主事以外にも、県内の大学教授、准教授を教科の指導員として、委嘱した学校現場の先生を、教科等指導協力員として訪問してもらい、参観後の分科会において、様々な観点からの助言を頂いているとのことでした。

要請訪問としては、各学校からの要請に応じて、指導主事などが校内研修会や授業研修会に参加し、指導助言を行っているとのことであり、最近では、教科化された道徳や、GIGAスクール構想によって導入されたタブレットの活用方法などの、ICTに関する要請が多いとのことでありました。

2つ目に、教職員研修を実施し、指導を行っているとのことでした。

中核市への移行に伴い、平成12年度に県から研修権の委譲を受け、平成14年度から秋田市独自で研修を行っているとのことでした。

今年度は全63講座を開催し、各教科の専門研修、ICT活用推進講習会や全市一斉授業研究会な

どを実施し、先生方一人一人の授業力向上を図っているとのことでした。

3つ目に、学力調査などの活用とのことで、全国学力・学習状況調査、基礎学力調査の調査結果の分析や、「学習指導改善の方策」「基礎学力調査に基づく授業改善のポイント」という資料を作成し、各校への配布、または、秋田市の調査結果概要をホームページ上で公表し、子供たちの学習状況の把握、学習指導の改善・充実を図っているとのことでした。

また、秋田県では家庭学習ノートというものがあり、市販のノートに、児童生徒が自由に課題を決め、その課題に取り組む宿題があるとのことでした。

本町においても、さらなる学校訪問や教職員研修における内容の充実、学力調査の結果分析の実施を行い、指導の徹底を図ること、宿題などの工夫をしていく必要があると感じました。

次に、秋田県藤里町役場において、世界自然遺産登録における取組や、観光対策・課題について説明いただきました。

藤里町では、1993年に、白神山地が日本第1号の世界自然遺産として登録されており、原生的なブナ天然林が世界最大級の分布で生い茂り、日本の世界自然遺産の中で唯一、国立公園ではない場所であるとのことでした。

森林生態系保護地域、自然環境保全地域として指定されており、原生的な天然林の保存保全することが重要な地域であるとのことでした。

ゾーン別の利用の現状として、核心地域は、人手を加えず自然の推移に委ねる地域であり、基本的にツアーはなく、整備することができない地域であるとのことでした。

緩衝地域は、核心地域の自然環境に影響を及ぼす行為のクッションとする地域であり、ツアーについては、青森県西目屋村などが主体となり、行っているとのことでした。周辺地域は、持続可能な利用と保全の両立を図る地域であり、観光バスによるツアーが行われているとのことでした。

しかし、利用よりは保全の意味合いが強く、法律でも整備されておらず、利用しづらいのが現状であり、冬季閉鎖期間があることや、林道へ入るための許可証が必要であること、国立公園でないことから予算がつきづらく、アクセス道の崩壊などがあつた際に、整備が進みづらいことが、課題であるとのことでした。

観光については、エコツーリズムの考えで行っているとのことであり、エコツーリズムとは、自然環境の配慮をしつつ、観光・産業を結びつけたものであるとのことでした。

具体的には、1番目に、ブランディング、規格化や商品化サービス。

2番目に、マーケティング、旅行商品やサービスのPRや販売。

3番目に、受入れ・おもてなし、エコツーリストが来て消費する。

4番目に、還元・再投資、地域資源や人材にフィードバックする。

これらを循環させることであり、藤里町においては、4番目の還元・再投資を今後、進めていくとのことでした。

本町においても、ロードキルの発生防止、環境保全・保守の徹底、また、エコツーリズムの考え

を参考に、観光対策を講じていく必要があると感じました。

最後に、今回の先進地視察研修を通し、地理的な要件や状況はそれぞれ異なった部分はありましたが、大変意義のある研修でありました。

私たちの徳之島も、世界自然遺産登録されたことで、より世界から注目を集めることとなります。町執行部の皆さまにおかれましても、よりよい町づくりの道しるべとなるような行政運営をお願いし、当委員会における閉会中の所管事務調査報告といたします。

令和4年12月8日、総務文教厚生常任委員会委員長佐田 元。

△ 日程第8 経済建設常任委員会所管事務調査委員長報告

○議長（前 徹志議員）

日程第8 経済建設常任委員会による閉会中の継続審査の申出に基づき、所管事務調査の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（樺山 一議員）

経済建設常任委員会の所管事務調査の委員長報告をいたします。

経済建設常任委員会で実施した閉会中の所管事務調査について、令和4年11月15日から11月18日にかけて、委員7名及び事務局職員1名の合計8名にて、青森県西目屋村及び田子町において世界自然遺産登録における取組と、ニンニクによる産業振興についての調査・研修を行いました。ご報告申し上げます。

11月16日に訪れた西目屋村は、青森県南西部で秋田県との県境に位置し、面積246km²、人口1,277名、世帯数550戸、高齢化率39.6%と高く、リンゴなどの果樹を中心に、水稲が主な産業となっております。

今回の視察では、主に世界自然遺産登録における取組、観光対策、世界自然遺産登録による波及効果について研修を行いました。

世界自然遺産の白神山地は、青森県から秋田県にまたがる山岳地帯の総称で、平成5年に、屋久島と並び日本で初めて、ユネスコ世界自然遺産に登録されました。

白神山地全体の面積は約13万haであり、そのうち約1万7,000haがユネスコの世界遺産に登録されており、そこには約8,000年前から人の影響をほとんど受けていない、原始的なブナの天然林が、世界最大規模で分布されています。

世界自然遺産登録後、徐々に観光入込客数が増え、平成16年の60万人をピークにその後は減少し、近年は年間約20万から25万人を推移しています。

自然遺産登録直後、宿泊施設などの未整備により、観光客の受入れが対応できていなかったことで、平成6年から平成7年に、ホテルやキャンプ施設、コンドミニアムなどの宿泊施設を建設、平成11年に、道の駅津軽白神を建設し、これら施設は、第三セクターである一般財団法人白神公社が全ての管理運営を行っていました。

施設建設の財源として、西目屋村に流れる岩木川上流に、平成16年度に完成した国交省直轄の津軽ダムがあり、その建設補償費によって潤沢な財源の確保ができたため、早急な観光施設の対応ができたとの説明でありました。

村の課題として、観光施設の維持管理費用をはじめ、白神山地は、世界自然遺産に登録されたものの国立公園として登録されていないため、雪害による施設の修繕や大雨によって生じた散策道の土砂崩れ等の補修工事は、全て自主財源によって行わなければならない、毎年、膨大な修繕費用が必要であること。

また、白神山地の散策道は、11月上旬から3月末まで閉鎖されるため、閉鎖期間の観光客が伸び悩んでいるとのことでありました。

年々観光客が減少していく中、対策として旧西目屋小学校の空き校舎を利用し、雇用の創出と地域経済の活性化を目的とした企業誘致を進め、ブナ材を使った木製品を製造するブナコ株式会社と企業立地に関する協定書を締結し、地方創生のモデル事業として、平成29年4月より操業を開始。実際に施設を視察してみると、学校の雰囲気を残したまま、各教室は製作作業室として、また、子供たちが給食を食べていたダイニングホールは観光客向けの製作体験コーナー、販売コーナーやカフェスペースなどが設けられ、休日には、地域住民のみならず、たくさんの来客でにぎわうとの説明でありました。

また、道の駅津軽白神では、食事をはじめ地元の農産物や加工品などの販売、アウトドア衣料品メーカーモンベルのショップコーナー、コーヒーの焙煎体験ができる白神焙煎舎、ワインを量り売りで購入することができる白神ワイナリーなどの店舗が入っており、各テナントを民間企業が経営し、買うだけの楽しみではなく、訪れる客の思い出に残るような取組が感じられました。

特に白神焙煎舎には、大型の焙煎機が導入され、海外から輸入したコーヒー豆をお客自らが選定、好みに合わせて焙煎し購入することができることで、多くのリピーターがいるとの説明がありました。

この取組は、現在、本町においても、丸紅株式会社や味の素AGF株式会社と提携し、取り組まれている徳之島コーヒー生産プロジェクトなどの参考事例になるような取組であり、執行部においては、ぜひ検討していただきたいと思います。

その他、水陸両用バスを導入し、ニシメヤ・ダムレイクツアーとして、津軽ダムを含めた観光ツアーや、そば打ち体験、スノートレッキングなど、幅広いニーズに合わせた体験型観光を確立しており、常に新たな観光コンテンツの発掘や磨き上げに取り組まれているように感じられました。

世界自然遺産へ登録され、徳之島においても、今後、多くの観光客が訪れるものだと考えられます。前述した事例などを参考に、体験型観光の確立、直売所「百菜」などの、地域の交流拠点となる施設の改革、そして、一番に地域への経済波及効果が出せるような仕組みづくりを行うことによって、農業と観光を中心とした、新たな産業おこしが実現できるものではないかと感じました。

次に、11月17日に訪れた田子町は、青森県最南端にあり、南は岩手県、西は秋田県との境に接す

る面積約242km²、人口4,686人、世帯数2,107戸、高齢化率43.9%と非常に高く、65歳以上が人口の4割を超えた状況となっており、主な農産物として水稻、ニンニク、葉たばこ、畜産物としてブロイラー、肉用牛、乳用牛で、農家戸数576戸のうち約230戸の農家において、約130haのニンニク栽培が行われています。

青森県のニンニク生産量は、国内約67%のシェアを占める一大産地であり、中でも田子町は、県内におけるニンニク生産の先駆的な地域であり、かつて県内1位の生産量を誇る時期もあったが、その品質は、いまだに市場関係者から「たっこにんにく」として高く評価されており、行政、生産者のニンニクに対する熱い思いから、アメリカのニンニク一大産地であるギルロイ市との姉妹都市締結や、「にんにくシンポジウム」「にんにくとべこまつり」を開催するなど、町全体が一体となったニンニクのまちづくりに取り組んでおり、今回は主に、ニンニクによる産業振興の取組と、栽培管理・出荷体制の取組について視察・研修を行いました。

もともと田子町は、水田と冬場の出稼ぎが主な農業収入であったが、出稼ぎからの脱却を目指し、農協青年部を中心に、新たな換金作物を模索していた中、隣町の現・南部町との交流からニンニク栽培がスタートし、火山灰土壌という土地条件の悪さを克服するために、古くから盛んな畜産の堆肥を活用した堆肥作りに力を入れ、順調に生産農家を増やされた。

その後、昭和45年に、にんにく生産部会を結成し、産地ブランドとして売り出していくこと、生産者の意識改革を行うべく、品種を福地ホワイト種に統一し、少しでも欠点があれば、容赦なく種子用として認めない方針を取り、部会では厳選した種子だけを栽培普及に取り組まれた。

そして、出荷に関しても、新たな品質基準をつくり、その基準に合わないものは全て生産者に戻し、再度やり直してもらうことによって、生産者に対し品質の良い出荷基準を覚えてもらうことを徹底したことで、売り先・売り場の確保と、一般的な競り値で価格が決まるのではなく、値決め価格が実現できたとの説明でありました。

行政と生産部会が一体となって、長い間、土作りにこだわり、品質を重視してきたことにより、生産農家の意識醸成が図られ、たっこにんにくブランドとして評価が落ちることなく、いまだ多くの消費者の支持を得ているものだと感じられました。

また、町独自の取組として、ブランドとして確立された、たっこにんにくを高品質のまま、安定して周年出荷することを目的に、平成14年度に、国及び県の事業を活用し、約350 tのニンニク収容可能な、田子にんにく専用CA冷蔵庫の導入。併せて、ニンニクに大きな病害虫被害をもたらすイモグサレセンチュウを高温乾熱処理し、品質劣化や腐敗を防ぐための、ニンニクの専用高温処理施設を建設するなど、行政によって、生産農家の安定した経営基盤づくりに取り組まれていることをうかがい知ることができ、改めて、行政と農家が一体となってブランドとしての価値を守るために徹底し、管理基準の下に、日々励まれていることに、大変感銘を受けるものでありました。

次に、六戸町において、ニンニク5ha、りんご1haを生産される農場生産法人青森ジャパンファーム株式会社に伺い、ニンニク圃場をはじめ、植付け機やニンニクを収穫するハーベスタ等農業機械、

ニンニク乾燥機、冷蔵施設、黒にんにく製造施設を見学いたしました。

ニンニクの植付け時期としては、9月の第4週から10月の第2週をめどに植えつけられ、その後、厳しい降雪を終え、4月に追肥、6月には防除作業と若芽かきを行い、7月上旬頃から収穫が行われるとの説明でありました。

同社では常時3名を雇用し、収穫期など多忙期には、10名から13名ほどのパートを雇用しているとのことで、意見交換の中で、11月から3月までの農閑期などを利用し、ぜひ、伊仙町と何らかの連携が行えればとの意見もありました。

高齢化社会や後継者不足など、過疎地域における労働力不足は喫緊の課題であり、前述したように、豪雪地帯で農業従事者などを活用した産地間連携が行えるよう、執行部としても検討すべきではないかと感じました。

最後に、私たちの徳之島も世界自然遺産登録となり、今後、国内のみならず世界中から注目されることとなります。町執行部の皆様におかれましても、この追い風を逃すことなく、島の特色を最大限に生かし、行政運営に努めていただくようお願いし、当委員会における閉会中の所管事務調査報告といたします。

令和4年12月8日、経済建設常任委員会委員長樺山 一。

△ 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（前 徹志議員）

日程第9 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査することに決定しました。

△ 日程第10 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（前 徹志議員）

日程第10 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りました所管事務調査事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和4年第4回伊仙町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午後 4時30分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 前 徹 志

伊仙町議会議員 久 保 量

伊仙町議会議員 大 河 善 市